



(号外)
発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

〔公 告〕

官府事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基
本指針の策定について(農林水産省)

〔目 次〕

〔省 令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

(総務八二)

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令(法務四〇)

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令(同四一)

裁判所
破産、免責、再生関係

独立行政法人 経済産業研究所令和六
年度財務諸表 全国社会保険労務士
会連合会令和六年度の決算、公認会
計士等の登録及び登録抹消関係

地方公共団体
特定空家等の除却命令関係

会社その他
会社決算公告

一一一

九三

五五

五四

吾 三

一

吾

○租税特別措置法施行令第二十五条の
十七第七項第一号イ、ロ(2)及びホの
規定に基づき、内閣総理大臣、総務
大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚
生労働大臣、農林水産大臣、経済産
業大臣、国土交通大臣及び環境大臣
が財務大臣と協議して定める業務、
事業、方法及び所轄庁を定める告示
の一部を改正する件

(内閣府・総務・財務・文部科学・
厚生労働・農林水産・経済産業・国
土交通・環境七)

〔法規的告示〕

〔省 令〕

○総務省令第八十二号

住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一から第六までの規定に基づき、住民基本
台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次
のように定める。

令和七年八月十五日

総務大臣 村上誠一郎

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令
（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていよいもののは、これを加える。

（法別表第一の総務省令で定める事務）		改	正	後
第一条	〔略〕			
35	〔2～34 略〕	〔2～34 同上〕		
	法別表第一の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。			
三	電気通信事業法第十六条第一項若しくは第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	〔一・二 同上〕		
四	電気通信事業法第十七条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	〔略〕		
五	電気通信事業法第七十三条第二項から第三項までの届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	〔略〕		
六	電気通信事業法第七十三条の二第一項から第三項までの届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	〔略〕		
七	電気通信事業法第七十三条の二第一項から第三項までの届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	〔略〕		
八	電気通信事業法第七十三条の二第一項から第三項までの届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	〔新設〕		
九	〔略〕	〔新設〕		
十	〔略〕	〔新設〕		
42	〔36～41 略〕	〔36～41 同上〕		
	法別表第一の三十の二の項の総務省令で定める事務は、恩赦法施行規則（昭和二十二年司法省令第七十八号）第一条の二第一項若しくは第二項又は第三条第一項若しくは第二項の上申の対象となるべき者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。			
43	〔36～41 略〕	〔36～41 同上〕		
	法別表第一の三十の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。			
一	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十五条第一項又は第三十六条第一項（同法第三十九条第五項、第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。）の調査の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	〔新設〕		
二	更生保護法第三十八条第一項の意見等の聴取の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答	〔新設〕		
三	保護観察対象者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	〔新設〕		
四	更生保護法第六十五条第一項の心情等の聴取の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答	〔新設〕		
五	更生保護法第六十五条第二項の心情等の伝達の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答	〔新設〕		
六	更生保護法第八十二条第一項の生活環境の調整の実施の対象となる者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	〔新設〕		
七	更生保護法第八十二条第三項の調査の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	〔新設〕		

法別表第一の四十五の二の項の総務省令で定める事務は、とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）による同法第六条第三項の規定により国税徴収の例によるものとされるとん税の徴収又は特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）による同法第6条の規定において準用する同項の規定により国税徴収の例によるものとされる特別とん税の徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

法別表第一の四十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

地方税法附則第九条の四第一項の譲渡割の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、督促、滞納処分その他の譲渡割の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

法別表第一の七十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

五 戰傷病者戰沒者遺族等援護法による給付の支給の過誤払による

199 六

法別表第一の七十八の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

三 戰傷病者特別援護法による戰傷病者手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

法別表第一の八十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

十三 商品先物取引法第百九十条第二項の更新の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

十五、商品先物取引法第二百条第一項（同法第二百四十条の十一）において準用する場合を含
む。この条項の適用は、この条項の規定による事実について、この答申

十六 商品先物取引法第二百条第七項（同法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）の更新の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

十九　商品先物取引法第二百四十条の二第二項の更新の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

〔新設〕

73||72||71||

法別表第一の四十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第九条の四第一項の譲渡割の課税の更正又は決定、税額の更正又は決定、督促、滞納処分その他の譲渡割の賦課徴収に關する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

193|| 7

二四 同上

194|| 五

196

〔新設〕

201 197
〔同上〕

〔新設〕

十四、商品先物

十五 商品先物取引法第二百条第七項の更新の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

二十 商品先物取引法第二百四十条の六第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

二十一～二十五 【略】

二十六 商品先物取引法第三百四十九条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

230 〔略〕

231 〔新設〕

法別表第一の百一の二の項の総務省令で定める事務は、土地区画整理事業の施行地区（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下この項、次条第六十六項、第三条第八十一項、第四条第六十五項及び第五条第八十項において同じ。）となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

232 法別表第一の百一の三の項の総務省令で定める事務は、新住宅市街地開発事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

233 法別表第一の百一の四の項の総務省令で定める事務は、流通業務団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

234 法別表第一の百一の五の項の総務省令で定める事務は、市街地再開発事業の施行地区（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第三号に規定する施行地区をいう。以下この項、次条第七十一項、第三条第八十六項、第四条第七十項及び第五条第八十五項において同じ。）となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

235 法別表第一の百一の六の項の総務省令で定める事務は、住宅街区整備事業の施行地区（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二十八条第二号に規定する施行地区をいう。以下この項、次条第七十三項、第三条第八十八項、第四条第七十二項及び第五条第八十七項において同じ。）となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

236 法別表第一の百一の七の項の総務省令で定める事務は、防災街区整備事業の施行地区（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第一百十七条第二号に規定する施行地区をいう。以下この項、次条第七十四項、第三条第八十九項、第四条第七十三項及び第五条第八十八項において同じ。）となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

237 法別表第一の百一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

202 〔新設〕

十八～二十二 同上

225 〔新設〕

〔同上〕

〔新設〕

226 法別表第一の百一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕

238 法別表第一の百一の九の項の総務省令で定める事務は、水道法第二十五条の六第一項の給水管工事主任技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

227 法別表第一の百一の三の項の総務省令で定める事務は、水道法第二十五条の六第一項の給水管工事主任技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

7||266||265||

〔略〕

252||251||

同上

法別表第一の百十八の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

海難審判法（昭和二十一年法律第百三十五号）第二十九条の審判開始の申立ての通告の文様となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第九条第一項又は第二項の管轄に係る通知の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三 海難審判法施行規則第四十七條の審判期日の通知の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四 海難審判法施行規則第四十八条の第一回審判期日前の検査の通知の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

五 海難審判法施行規則第五十二条の審裁判期日外の証拠の取調べの通知の対象となる者の生存の確認又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六 海難審判法施行規則第七十一条第一項の裁決書の記載事項の対象となる指定海難関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七 海難審判法施行規則第七十三條の裁決書謄本の送付の対象となる者の生存の事実又は氏名告ぐるは主所の変更の事実の確認

八 海難審判法施行規則第六十九条の決定書の正本の送達の対象となる者の生存の事実又は氏名又は住所の変更の事実(前項)

九 海難審判法第四十九条又は第五十条の取上げの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは登記の變更の事実の確認

十一 には住所の変更の事実の確認
海難審判法第五十条の還付の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事

268||
274||
略

（法別表第一の総務省令で定める事務）

〔略〕
〔二九〕
〔二〇〕
去則長第二の「の十の頁」の急務省令で定める事務は、地方自台去（昭和二十二年去津第二、十

1 治第百三十一号の付に依る。但し、本件は前項の規定によるものと見なす。即ち、本件は前項の規定によるものと見なす。

第二百四十九条第一項の督査官しくは常務執行又は同法に基く条例による尉入（地方税を除く。）の徵収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確

法別表第一の十一の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区
認とする。

12|| 域内に住所を有することの確認とする。
17|| [略]

18
一 法別表第二の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号） 第五条第一項の特

二 定医療費の支給を受けている指定難病の患者及びその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
三 難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

〔新設〕 11 〔同上〕
〔内に住所を有することの確認とする。〕 16 10

三 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四 難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 指定難病要支援者証明事業（難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項に規定する指定難病要支援者証明事業をいう。以下同じ。）に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

六 指定難病要支援者証明事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七 難病の患者に対する医療等に関する法律第三十七条の指定難病の患者、その保護者若しくは配偶者又はその患者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

八 指定医（難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の指定医をいう。以下この項目において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

九 指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十 指定医の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十一 指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十二 指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔略〕

24||19||
法別表第二の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔二、十 略〕

十一 小児慢性特定疾病要支援者証明事業（児童福祉法第十九条の二十二第四項に規定する小児慢性特定疾病要支援者証明事業をいう。以下同じ。）に関する行わられる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

十二 小児慢性特定疾病要支援者証明事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔十三、十七 略〕

十八 指定医（児童福祉法第十九条の三第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十九 指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二十 指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

二十一 指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

二十二 指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

22||17||
〔一、十 同上〕
〔新設〕
〔十一、十五 同上〕
〔新設〕
〔同上〕

〔新設〕
〔新設〕
〔新設〕
〔新設〕
〔新設〕

56||25|| 法別表第二の五の三十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 農地法第七条第三項ただし書の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔二〕〔略〕
〔三〕〔略〕
〔四〕〔略〕

61||57|| 法別表第二の六の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第四十二条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十六条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

四 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十七条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

七 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

八 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十三条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

九 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十一条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

法別表第二の六の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〕〔五〕
〔二〕〔五〕
〔三〕〔略〕

法別表第二の六の四の項の総務省令で定める事務は、住宅宿泊事業法第三条第一項又は第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

54||23|| 法別表第二の六の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕
〔二〕〔一〕
〔同上〕
〔新設〕
〔二〕〔一〕
〔同上〕
〔同上〕
〔同上〕

55||58|| 法別表第二の六の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕
〔二〕〔一〕
〔同上〕
〔同上〕
〔同上〕
〔同上〕

65||64|| 63|| 62|| 法別表第二の六の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〕〔五〕
〔二〕〔五〕
〔三〕〔略〕

法別表第二の六の三の項の総務省令で定める事務は、住宅宿泊事業法第三条第一項又は第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
〔同上〕
〔同上〕
〔同上〕

66| 法別表第二の七の三の項の総務省令で定める事務は、土地区画整理事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

地帶及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第一条第五項に規定する工業団地造成事業をいう。次条第八十二項、第四条第六十六項及び第五条第八十一項において同じ。）を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

68 法別表第二の七の五の項の総務省令で定める事務は、新住宅市街地開発事業を施行しようと
する、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実
又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

69 法別表第二の七の六の項の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業（近畿圏の近郊整備事業）
（近畿圏の近郊整備事業）
（近畿圏の近郊整備事業）

区域及て都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）第二条
第四項に規定する工業団地造成事業をいう。次条第八十四項、第四条第六十八項及び第五条第八十三項において同じ。」を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物について権利を有する者の主たる事実又は氏名若しくは主所の変更の事実の確認とする。

70 法別表第二の七の七の項の総務省令で定める事務は、流通業務団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

法別表第二の七の八の項の総務省令で定める事務は、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

3|| 73| 款別表第二の七の九の項の総務省令で定める事務は、新都市基盤整備事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

7
海別郡第一の七の十の町の総務省令で定める事務は、住居街に賃貸事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

法別表第二の七の十一の項の総務省令で定める事務は、防災街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

75
一 法別表第二の七の十二の項の總務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 河川法第七十五条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二 河川法第七十七条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の指示に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第三項の通知に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

〔新設
63|
67|

同上

63
67

同上

63
67

同上

41 法別表第三の七の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・五 略〕	39 法別表第三の七の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・五 同上〕
42 法別表第三の七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・六 略〕	40 法別表第三の七の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・六 同上〕
43 法別表第三の七の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・七 略〕	41 法別表第三の七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・七 同上〕
44 法別表第三の七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・八 略〕	42 法別表第三の七の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・八 同上〕
45 法別表第三の七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・九 略〕	43 法別表第三の七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・九 同上〕
46 法別表第三の七の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・十 略〕	44 法別表第三の七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・十 同上〕
47 法別表第三の七の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・四 略〕	45 法別表第三の七の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・四 同上〕
48 法別表第三の七の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 略〕	46 法別表第三の七の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 同上〕
49 法別表第三の七の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 略〕	47 法別表第三の七の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・三 同上〕
三 戰傷病者特別援護法による戦傷病者手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	48 法別表第三の七の十九の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
50 法別表第三の七の二十の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。	49 法別表第三の七の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔新設〕
51 法別表第三の七の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 同上〕	50 法別表第三の七の二十一の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
52 法別表第三の七の二十二の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。	51 法別表第三の七の二十二の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
53 法別表第三の七の二十三の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。	52 法別表第三の七の二十三の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
54 法別表第三の七の二十四の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。	53 法別表第三の七の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔新設〕
55 法別表第三の七の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 略〕	54 法別表第三の七の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 略〕
56 法別表第三の七の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 略〕	55 法別表第三の七の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 略〕
一 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号)第三条第一項若しくは第四条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	

二 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第九条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	58 57
三 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十条第一項から第三項までの認可に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	〔略〕
二 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第十六条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	60 59
二 家畜改良増殖法第二十四条の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	60 59
一 法別表第三の八の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	58 57
一 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第三条第一項の登録の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	61 62 63
一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	63 62 61
一 採石法第三十二条の七第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	63 62 61
二 法別表第三の十一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	64
一 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第三条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	64
一 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第三条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	65
一 法別表第三の十一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	65
一 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	57 56
二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第一項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	57 56
三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十六条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	55
四 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	55
五 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	55
六 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十七条第一項の登録の申請の受理又はその届出に係る事実についての審査	55
七 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	54

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕
〔同上〕〔新設〕
〔同上〕

八 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十一条第二項の更新の申請の受理、その申請に

係る事実についての審査又はその申請に対する応答

九 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

十 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十一条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

〔略〕

81||66||
80||
〔新設〕

58||
572||

〔同上〕

法別表第三の二十二の三の項の総務省令で定める事務は、土地区画整理事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

82|| 法別表第三の二十二の四の項の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業を施行しようとすると、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

83|| 法別表第三の二十二の五の項の総務省令で定める事務は、新住宅市街地開発事業を施行しようとすると、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

84|| 法別表第三の二十二の六の項の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業を施行しようとすると、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

85|| 法別表第三の二十二の七の項の総務省令で定める事務は、流通業務団地造成事業を施行しようとすると、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

86|| 法別表第三の二十二の八の項の総務省令で定める事務は、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

87|| 法別表第三の二十二の九の項の総務省令で定める事務は、新都市基盤整備事業の施行地区となるとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

88|| 法別表第三の二十二の十の項の総務省令で定める事務は、住宅街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

89|| 法別表第三の二十二の十一の項の総務省令で定める事務は、防災街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

八 指定医（難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

九 指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十 指定医の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十一 指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十二 指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔略〕

23||18||
法別表第四の四の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

22||「一」
〔略〕

十一 小児慢性特定疾病要支援者証明事業に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をい

う。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請に

等に対する応答

十二 小児慢性特定疾病要支援者証明事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所

の変更の事実の確認

十三||十七
〔略〕

十八 指定医（児童福祉法第十九条の三第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の

指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十九 指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に

に対する応答

二十 指定医の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出

その届出に対する応答

二十一 指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出

に対する応答

二十二 指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔略〕

56||60||
法別表第四の四の三十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 法別表第四の五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

54||57||
〔新設〕

52||53||
〔新設〕

十一||十五
〔新設〕

21||16||
〔同上〕

54||57||
〔新設〕

52||53||
〔新設〕

十一||十五
〔新設〕

21||16||
〔同上〕

三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十六条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

四 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十七条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

七 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

八 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

九 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

十 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十一条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

法別表第四の五の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一～五 略〕

61||61|| 法別表第四の五の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

61||61|| 「一～五 略」

62||62|| 法別表第四の五の四の項の総務省令で定める事務は、住宅宿泊事業法第三条第一項又は第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

62||62|| [略]

63||63|| 法別表第四の五の三の項の総務省令で定める事務は、住宅宿泊事業法第三条第一項又は第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

63||63|| [略]

64||64|| 法別表第四の六の三の項の総務省令で定める事務は、土地地区画整理事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

65||65|| 法別表第四の六の四の項の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

66||66|| 法別表第四の六の四の項の総務省令で定める事務は、新住宅市街地開発事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

67||67|| 法別表第四の六の五の項の総務省令で定める事務は、新住宅市街地開発事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

68||68|| 法別表第四の六の六の項の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業を施行しようとするとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

69||69|| 法別表第四の六の七の項の総務省令で定める事務は、流通業務団地造成事業を施行しようとするとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔同上〕

70 法別表第四の六の八の項の総務省令で定める事務は、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
71 法別表第四の六の九の項の総務省令で定める事務は、新都市基盤整備事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
72 法別表第四の六の十の項の総務省令で定める事務は、住宅街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
73 法別表第四の六の十一の項の総務省令で定める事務は、防災街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
74 法別表第四の六の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 河川法第七十五条第一項(同法第二百条第一項において準用する場合を含む。)の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 二 河川法第七十七条第一項(同法第二百条第一項において準用する場合を含む。)の指示に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
80 75 79 [略] [法別表第四の八の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 土壤汚染対策法第三条第三項の通知に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認 二 土壤汚染対策法第四条第三項又は第五条第一項の命令に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認 三 土壤汚染対策法第七条第一項の汚染除去等計画の作成及び提出の指示に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認]
82 81 [略] [法別表第五の総務省令で定める事務]
10 2 9 [略] [法別表第五第四号の二の総務省令で定める事務は、地方自治法第二百三十一条の三第一項の督促同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入(地方税を除く。)の徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。]
11 [一・二 略] [法別表第五第四号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答]

12 [新設] [法別表第五第九号の六の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答]	10 68 67 [新設] [法別表第五の総務省令で定める事務]	62 66 [新設] [同上]	[新設] [同上]
12 36 [新設] [法別表第五第四号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一・二 同上]	11 10 [法別表第五第四号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一・二 同上]	68 67 [新設] [法別表第五の総務省令で定める事務]	62 66 [新設] [同上]
12 36 [新設] [法別表第五第四号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一・二 同上]	11 10 [法別表第五第四号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一・二 同上]	68 67 [新設] [法別表第五の総務省令で定める事務]	62 66 [新設] [同上]
12 36 [新設] [法別表第五第四号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一・二 同上]	11 10 [法別表第五第四号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一・二 同上]	68 67 [新設] [法別表第五の総務省令で定める事務]	62 66 [新設] [同上]

二　社会福祉士及び介護福祉士法附則第十一条第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　社会福祉士及び介護福祉士法附則第十一条第二項の登録に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

法別表第五第九号の七の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一五 略〕

〔一〇十三 略〕
法別表第五第九号の九の総務省令で定める事務は、次のとおりとする

去列袁爲五
略

4 治事務第五第十号のノの総務省今て定める事務は
之のとおもへどする。

三 戰傷病者特別援護法に 住所の変更の事実の確認

法別表第五第十号の十三の総務省令で定める事務は、次のとおりとす

一 畜舎等の申請の受理

二 畜舎等の建築等及び

三 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十一条第一項から第三項まで申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に對する応答

〔略〕
去川長翁第二号の二の公務省令で定める事務は、次のようにする。

一、畜産改良監査官の申請に係る事案
一、畜産改良監査官の申請に係る事案

二、家畜改良増殖法第二十四条の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は
又はその申請に対する応答

571
〔略〕

法別表第五第十三号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔略〕

遊漁船業の適正化に関する法律第三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 遊漁船業の適正化に関する法律第三条第一項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 遊漁船業の適正化に関する法律第七条第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する心答

○書道の月日記

法別表第五第十五号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

二 採石法第三十二条の登録の申請の受理
その申請に係る事実についての審査又はそ
に対する応答

56||55||

54||53|

52||

〔新設〕 48
〔同上〕 51

7||40||
46||一六
同上 同

〔一五 同上〕
法別表第五第九号の七の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一五 同上〕

63|| 法別表第五第十五号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 破利採取法第三条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 法別表第五第十五号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十六条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

四 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十七条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

七 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

八 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

九 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

十 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十七条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

80|| 〔略〕

80|| 法別表第五第二十七号の三の総務省令で定める事務は、土地区画整理事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

81|| 法別表第五第二十七号の四の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

82|| 法別表第五第二十七号の五の総務省令で定める事務は、新住宅市街地開発事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

83|| 法別表第五第二十七号の六の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業を施行しようと/orする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

57||
57||
71||

同上

〔新設〕

〔新設〕

○法務省令第四十号 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和五年法律第五十三号) の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るために関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令を次のようすに定める。	
令和七年八月十五日 法務大臣 鈴木 肇祐	
民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るために関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令を次のようすに定める。	
第一条 公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）の一部を次のように改正する。	
改 正 後	改 正 前
<p>第二条 公証人は、公証人役場である旨を役場の入口に表示しなければならない。</p> <p>〔条を加える。〕</p>	<p>第二条 公証人は、公証人役場である旨を役場の入口に表示しなければならない。</p> <p>〔条を加える。〕</p>
<p>第三条 公証人法（明治四十一年法律第五十三号。以下「法」という。）第二十条第一項の公告は、当該公証人の所属する法務局又は地方法務局の長が官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>〔条を加える。〕</p>	<p>第三条 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二十条第一項の公告は、当該公証人の所属する法務局又は地方法務局の長が官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p>
<p>第四条 法務大臣は、指定公証人を指定する場合には、次に掲げる事項を考慮するものとする。</p> <p>〔条を加える。〕</p>	<p>第四条 法務大臣は、指定公証人を指定する場合には、次に掲げる事項を考慮するものとする。</p>
<p>一 法第三十六条第一号、第四十二条第一項（法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第二号及び第三号（法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第五十九条第一項第一号及び第六十一条第一号に定める措置は、電磁的記録に記録することができると情報に、産業標準化法（昭和二十四年法律第一百八十五条）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）五七三一八の附属書Dに適合する方法であつて同附属書に定める寸の長さの値が二千四十八ピット以上であるものを講ずる措置（以下「電子署名」という。）とする。</p> <p>〔条を加える。〕</p>	<p>一 法第三十六条第一号、第四十二条第一項（法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第二号及び第三号（法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第五十九条第一項第一号及び第六十一条第一号に定める措置は、電磁的記録に記録することができると情報に、産業標準化法（昭和二十四年法律第一百八十五条）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）五七三一八の附属書Dに適合する方法であつて同附属書に定める寸の長さの値が二千四十八ピット以上であるものを講ずる措置（以下「電子署名」という。）とする。</p>
<p>第七条 書記の認可を申請するには、その申請書に履歴書及び住民票の写しを添付しなければならない。</p>	<p>第七条 書記の認可を申請するには、その申請書に本人自筆の履歴書及び戸籍抄本又は住民票の写しを添附しなければならない。</p>

<p>第八条 [略]</p> <p>2 法又はこの規則の規定により契印をする場合には、付録第一号の様式による文様を打ち抜く方法によることができる。</p> <p>二 電子計算機等の運用が確実かつ円滑に行われるための方策を施していること。</p> <p>3 第五条 [略]</p> <p>二 公証人法第三十九条第五項（第四十条第二項、第六十条及び第六十二条ノ三第四項において準用する場合を含む。）、第四十条第一項、第四十二条第二項（第六十条ノ二第二項及び第六十二条ノ四第二項において準用する場合を含む。）又は第五十六条第一項（第六十条ノ四及び第六十二条ノ五において準用する場合を含む。）の規定により契印をする場合には、附録第一号の様式による文様を打ち抜く方法によることができる。</p> <p>3 第四条 [同上]</p> <p>2 公証人法第三十九条第五項（第四十条第二項、第六十条及び第六十二条ノ三第四項において準用する場合を含む。）、第四十条第一項、第四十二条第二項（第六十条ノ二第二項及び第六十二条ノ四第二項において準用する場合を含む。）又は第五十六条第一項（第六十条ノ四及び第六十二条ノ五において準用する場合を含む。）の規定により契印をする場合には、附録第一号の様式による文様を打ち抜く方法によることができる。</p> <p>3 第六条 法第四十条第四項第一号、第四十五条第一項第一号（法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第五十九条第一項第一号及び第六十一条第一号に定める措置は、電磁的記録に記録することができると情報に、産業標準化法（昭和二十四年法律第一百八十五条）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）五七三一八の附属書Dに適合する方法であつて同附属書に定める寸の長さの値が二千四十八ピット以上であるものを講ずる措置（以下「電子署名」という。）とする。</p> <p>〔条を加える。〕</p> <p>3 第七条 書記の認可を申請するには、その申請書に本人自筆の履歴書及び戸籍抄本又は住民票の写しを添附しなければならない。</p>	<p>二 第五条 [同上]</p> <p>2 公証人法第三十九条第五項（第四十条第二項、第六十条及び第六十二条ノ三第四項において準用する場合を含む。）の規定により契印をする場合には、附録第一号の様式による文様を打ち抜く方法によることができる。</p> <p>二 第六条 [同上]</p>

第十三條 法務大臣は、公証人を指定公証人として、公証人を指定した場合には、当該公証人に對して、法第四十五条第一項第二号（法第五十二条）、第五项、第五十八条第四项及び第六十二条において準用する場合を含む。）及び第六十六条第一項第二号の情報（以下「指定公証人電子証明書」という。）を提供しなければならない。

2 第二章 [四] 前項の規定にかかわらず、急を要する場合には、公証人は、休日又は執務時間外でも嘱託に応じなければならない。ただし、法第五十九条第一項及び第三項並びに第六十条第一項から第四項まで（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）並びに施行法第五条第二項に規定する電磁的記録に関する事務（以下「電磁的記録の認証等に関する事務」という。）については、この限りでない。

第十二条 公証人は、手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当及び旅費の標準額並びに執務時間及び急を要する場合には休日又は執務時間外でも嘱託に応ずる旨（電磁的記録の認証等に関する事務を除く。）を役場の見やすい場所に掲示するとともに、役場のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

第九条 公証人は、書記が退職したときは、遅滞なくその旨をその所属する法務局又は地方法務局の長に届け出なければならぬ。

第十条 公証人の作るべき公正証書（書面をもつて作成されたものに限る。）その他の書面（次項の書面を除く。）は、日本産業規格A列四番の丈夫な用紙とする。ただし、A列四番の用紙に代えて、B列四番の用紙とすることを妨げない。

法第五十一条第二項の規定により登記の嘱託を書面で行う場合には、日本産業規格A列四番の丈夫な紙を用いなければならぬ。

第十条 公証人は、手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当及び旅費の標準額並びに執務時間及び急を要する場合には休日又は執務時間外でも嘱託に応ずる旨（指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）に基づく事務を除く。）を役場の見やすい場所に掲示することともに、役場のウエブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

〔条を加える。〕

2 公証人法第五十七条ノ三第三項の登記の
嘱託書の用紙は、日本産業規格A列四番の
丈夫な紙を用いなければならぬ。
第九条 [同上]

3 | 三 年月日

法務大臣は、第一項の申出を受けた場合には、その旨を第十四条の電子証明書管理ファイルに記録しなければならない。

4 | 第十三条第一項の規定は、法務大臣が第一項の申出を受けた場合について準用する。

2 | 第十六条 指定公証人は、疾病その他の事由により自己の指定公証人電子証明書を使用することができない場合には、速やかに、書面により法務大臣に対してその使用の廃止の申出をしなければならない。

1 | 前条第二項及び第三項の規定は、前項の申出について準用する。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、指定公証人が記名押印しなければならない。

第十四条 法務大臣は、指定公証人に指定公証人電子証明書を提供した場合には、指定公証人電子証明書に記録された情報を、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体）を用いて、以下同じ。をもつて調製された電子証明書管理ファイルに記録しなければならない。

「条を加える。」

第十七条 指定公証人は、前条第一項の事由がやんだ場合には、書面により法務大臣に對して新たな指定公証人電子証明書の提供の申出をしなければならない。

2 第十五条第二項（第二号に係る部分を除く。）の規定は前項の書面について、第十三条第一項の規定は法務大臣が前項の申出を受けた場合について準用する。

第十八条 法務大臣は、指定公証人電子証明書の使用を継続することが相当でないと認める場合には、当該指定公証人に対してその使用を廃止すべき旨を通知することができる。

2 指定公証人は、前項の通知があつた場合には、指定公証人電子証明書を使用してはならない。

3 第十三条第一項及び第十五条第三項の規定は、法務大臣が第一項に規定する通知をした場合について準用する。

第十九条 【略】**第二十条** 公証人は、嘱託を拒んだ場合において、嘱託人の請求があるときは、その理由を由書を交付しなければならない。

2 指定公証人は、電磁的記録に関する事務について嘱託を拒んだ場合には、前項の理由を由書に代えて、嘱託人に対し、その理由を内容とする情報を、電気通信回線により送信することができる。

第二十一条 公証人は、法律行為につき公正証書を作成し、又は認証を与える場合において、その法律行為が有効であるかどうか、当事者が相当の考慮をしたかどうか又はその法律行為について疑いがあるときは、関係人に注意をし、かつ、その者に必要な説明をさせなければならない。

2 公証人が法律行為でない事実について公正証書を作成する場合において、その事実により影響を受けるべき私権の関係について疑いがあるときも、前項と同様とする。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

2 第二十二条 法律第二十八条の規定による嘱託をする場合において、署名用電子証明書等の電磁的記録を提供して嘱託人が本人であることを明らかにするときは、嘱託人が、

当該嘱託に係る情報について電子署名を行ない、かつ、これに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書その他自分が電子署名を行ったことを確認するために必要な事項を証明するために作成された電磁的記録であつて法務大臣が指定するもの（以下「電子証明書」という。）を付した上で、これを電気通信回線により指定公証人に送信してするものとする。

3 法第二十八条の法務省令で定める方法は、官公署の作成した印鑑に関する証明書又は法第二十八条に規定する署名用電子証明書等を提供する方法その他これに準ずる確実な方法とする。ただし、公証人が嘱託人の氏名を知り、かつ、嘱託人と面識がある場合において、公証人がその旨を適宜の方法により確認したときは、この限りでない。

4 前三项の規定は、法第四十二条第一項の規定による請求並びに法第四十三条第一項及び第四十四条第一項の請求について準用する。

5 第一項及び第三項の規定は、代理人によつて公正証書の作成の嘱託がされた場合について準用する。

6 代理により嘱託をするときは、代理人は、公証人に対し、その代理人の権限を証するときは、関係人に注意をし、且つ、その者に必要な説明をさせなければならない。

7 前項の規定は、法第三十二条第二項（法第四十二条第二項、第四十三条第二項及び第四十四条第二項において準用する場合に限る）、第三十四条第一項並びに第四十二

条第三項（法第四十三条规定第二項及び第四十 四條第二項において準用する場合を含む。） 及び第四項（法第四十三条规定第二項において 準用する場合を含む。）の規定による提供に ついて準用する。
第二十三条 法第三十一条（法第三十三条に おいて準用する場合を含む。）、第三十七条 第二項又は第四十条第三項の規定により映 像と音声の送受信により相手の状態を相互 に認識しながら通話をすることができる方 法によつて公正証書を作成するときは、公 証人は、次に掲げる事項を確認しなければ ならない。
一 通話者
二 通話者の所在する場所の状況が当該方 法によつて手続を実施するために適切な ものであること。
第二十四条 法第三十八条第六号に規定する 法務省令で定める事項は、次に掲げる事項 とする。
一 公正証書の作成場所
二 嘱託人の生年月日
三 電磁的記録をもつて公正証書を作成す るときは、指定公証人の氏名、その所属 する法務局又は地方法務局の名称
四 公正証書の作成に当たり通訳人に通訳 をさせ、又は証人を立ち会わせたときは、 これら者の住所及び生年月日
五 代理人によつて嘱託されたときは、當 該代理人の住所及び生年月日
六 第二十二条第三項ただし書に該当する ときはその旨
七 第三者の許可又は同意があつたとき は、その旨及びその事由並びに当該第三 者の住所及び氏名（法人にあつては、主 たる事務所の所在地及び名称又は商号） 八 官公署の作成した印鑑に関する証明書 若しくは法第二十八条に規定する署名用 電子証明書等を提供する方法その他これ に準ずる確実な方法により本人であるこ とを証明させ、又は官公署の作成した印

「条を加える。」

鑑若しくは署名に関する証明書若しくは 同条に規定する署名用電子証明書等を提 供させて法第三十二条第二項又は第三十 四條第一項の書面若しくは電磁的記録が 真正であることを証明させたときは、そ の旨及びその事由
第二十五条 公正証書（書面をもつて作成す るものに限る。次項及び第四項において同 じ。）に文字を挿入するときは、その字数及 びその箇所を欄外又は末尾の余白に記載 し、公証人及び嘱託人又はその代理人がこ れに押印しなければならない。
1 公正証書の文字を削除するときは、そ の効力を有しない。
2 公正証書の文字を削除するときは、その 字数及びその箇所を欄外又は末尾の余白に 記載し、公証人及び嘱託人又はその代理人 がこれに押印しなければならない。
3 前二項の規定に違反して訂正は、そ ればならない。
4 公正証書が数枚にわたるときは、公証人 は、毎葉のつづり目に職印で契印をしなけ ればならない。
5 第一項から前項までの規定は、法第四十 三条第一項第二号及び第四十四条第一項第 一号の書面について、第一項から第三項ま での規定は、やむを得ない事情がある場合 における法第四十三条第二項第二号及び第 四十四条第一項第二号の書面について準用 する。

「条を加える。」

第二十六条 指定公証人は、公正証書（電磁 的記録をもつて作成するものに限る。）に他 の電磁的記録を引用し、かつ、これを添付 するときは、分離することができない状態 にする方法で行わなければならない。
--

「条を加える。」

<p>3 前条の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>第二十七条 法第四十条第五項の法務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 器具を使用して列席者の氏名の筆記（当該氏名が電磁的方法により指定公証人の使用に係る電子計算機等の映像面に明瞭に表示されるようにして行うものに限る）をすること。</p> <p>二 列席者が署名及び前号の措置をすることができない場合にあつては、公証人をしてその旨を公正証書に記載させ、又は記録させること。</p> <p>三 公証人は、代理人の嘱託により公正証書を作成した場合には、公正証書を作成した日から三日以内に次の各号に掲げる事項を本人に通知しなければならない。ただし、代理人が本人の雇人又は同居者である場合には、この限りでない。</p> <p>一 公正証書の件名、番号及び公正証書作成の年月日</p> <p>〔二・三 略〕</p>	<p>2 陳述の記載又は記録の有無</p> <p>2 前項の通知は、同項第四号の記載又は記録のある公正証書については付録第一号の二の様式による書面（指定公証人にあつては、書面又は電磁的記録。以下この項において同じ）により、同項第四号の記載又は記録のない公正証書については付録第一号の三の様式による書面によりしなければならない。</p>	<p>2 公証人は、公正証書（書面をもつて作成するものに限る。以下この項において同じ。）に他の書面を引用し、かつ、これを添付するときは、公正証書と添付書面とのつづり目に職印で契印をしなければならない。</p>
---	---	--

<p>3 「条を加える。」</p> <p>第三十条 法第四十二条第五項（法第四十三条第二項及び第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の法務省令で定める場合は、当該公正証書又はその附属書類（法第二十五条第一項に規定する附属書類をいう。以下同じ。）に記載され、又は記録されている者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。</p> <p>一 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であつて更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。</p> <p>二 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（同条第一号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）を受けた児童であつて更なる児童虐待を受けるおそれがあること。</p> <p>三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者であつて更なる暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの（次号において「身体に対する暴力」という。）を除く。）を受けるおそれがあること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、心身に有害な影響を及ぼす言動（身体に対する暴力に準ずるものに限る。以下この号において同じ。）を受けた者であつて、更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがあること。</p>	<p>2 陳述の記載の有無</p> <p>2 前項の通知は、同項第四号の記載のある証書については附録第一号の二の様式による書面により、同項第四号の記載のない証書については附録第一号の三の様式による書面によりしなければならない。</p>	<p>2 公証人は、第一項の通知をしたときは、証書原簿の備考欄に同項の通知をした旨及び通知の方法、年月日を記載しておかなければならぬ。</p>
---	---	---

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

2 | 公証人は、法第四十二条第五項（法第四十三条第二項及び第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出のあつた公正証書又はその附属書類について、法第四十二条第一項の閲覧をさせ、又は法第四十三条第一項各号若しくは第四十条第一項各号の書面若しくは電磁的記録を作成するときは、当該申出をした申出入の住所の全部を削除する措置（当該住所を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）を講じなければならない。ただし、当該申出をした申出入又はその相続人から当該措置が講じられない公正証書若しくはその附属書類の閲覧又は当該措置が講じられていない法第四十三条第一項各号若しくは第四十四条第一項各号の書面若しくは電磁的記録の交付若しくは提供を求められたときは、この限りでない。

第三十一条 公正証書（書面をもつて作成されたものに限る。第一号及び第三項において同じ。）の謄本又は抄本には、次に掲げる事項を記載し、公証人が署名及び押印をしなければならない。

2 | 一 公正証書の全文又はその一部
二 作成の年月日及び場所
三 謄本又は抄本であること。

3 | 指定公証人は、公正証書又はその附属書類について、原本と同一の内容の電磁的記録を作成している場合には、当該電磁的記録に記録された内容を出力した書面により、公正証書又はその附属書類の謄本又は抄本を作成することができる。

第三十二条 法第四十三条第一項第二号の書面は、指定公証人が、請求に係る情報を出力し、これに署名及び押印をして作成する

〔条を加える。〕

2 | 公証人は、法第四十二条第五項（法第四十三条第二項及び第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出のあつた公正証書又はその附属書類について、法第四十二条第一項の閲覧をさせ、又は法第四十三条第一項各号若しくは第四十条第一項各号の書面若しくは電磁的記録を作成するときは、当該申出をした申出入の住所の全部を削除する措置（当該住所を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）を講じなければならない。ただし、当該申出をした申出入又はその相続人から当該措置が講じられない公正証書若しくはその附属書類の閲覧又は当該措置が講じられていない法第四十三条第一項各号若しくは第四十四条第一項各号の書面若しくは電磁的記録の交付若しくは提供を求められたときは、この限りでない。

第三十二条 法第四十三条第一項第三号の電磁的記録（以下この条において「公正証書証明情報」という。）の提供は、指定公証人が、請求に係る公正証書証明情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により当該請求をした者に送信し、又は当該請求をした者が指定公証人の役場において提出した電磁的記録媒体であつて法務大臣が定めるものに記録してその者に交付する方法により行うものとする。

1 | 一 年月日
二 指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地
三 公正証書又はその附属書類に記録されている事項の全部又は一部を記録した情報であること。

第三十三条 法第四十三条第一項第三号の電磁的記録（以下この条において「公正証書証明情報」という。）の提供は、指定公証人が、請求に係る公正証書証明情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により当該請求をした者に送信し、又は当該請求をした者が指定公証人の役場において提出した電磁的記録媒体であつて法務大臣が定めるものに記録してその者に交付する方法により行うものとする。

1 | 一 年月日
二 指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地
三 公正証書又はその附属書類に記録されている事項の全部又は一部を記録した情報であること。

第三十四条 公正証書（書面をもつて作成されたものに限る。以下この条において同じ。）の正本には、次に掲げる事項を記載し、公証人が署名及び押印をしなければならない。

1 | 一 公正証書の全文
二 作成の年月日及び場所
三 正本であること。

2 | 四 交付を請求した者の氏名又は名称
五 前項の規定に違反するものは、公正証書の正本としての効力を有しない。

3 | 第三十一条第三項の規定は、公正証書の正本について準用する。

〔条を加える。〕

ものとする。この場合において、当該書面が数枚にわたるときは、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。

2 | 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 | 一 年月日

ものとする。この場合において、当該書面が数枚にわたるときは、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。

2 | 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 | 一 年月日

第三十五条	法第四十四条第一項第二号の法務省令で定める方法は、公正証書に記録されている事項を出力した書面に、その内容が公正証書に記録されている事項と同一であることを証明する旨を記載し、指定公証人が署名及び押印をする方法とする。
2	法第四十四条第一項第二号の書面が数枚にわたるときは、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。
3	法第四十四条第一項第二号の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一	年月日
二	指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地
三	交付を請求した者の氏名又は名称

[条を加える。]

第三十六条	法第四十四条第一項第三号の法務省令で定める方法は、公正証書に記録されている事項を記録した電磁的記録に、その内容が公正証書に記録されている事項と同一であることを証明する旨を記録し、指定公証人が法第四十五条第一項に規定する措置を講ずる方法とする。
2	法第四十四条第一項第三号の電磁的記録（以下この項において「公正証書正本情報」という。）の提供は、指定公証人が、公正証書正本情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により当該請求をした者に送信し、又は当該請求をした者が指定公証人の役場において提出した電磁的記録媒体であつて法務大臣が定めるものに記録してその者に交付する方法により行うものとする。

一
年
月
日

第三十七条	二 指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地
三	交付を請求した者の氏名又は名称

第三十七条	次の各号に掲げる認証の嘱託をする場合において、署名用電子証明書等の電磁的記録を提供して嘱託人が本人であることを明らかにするときは、嘱託人が、當
--------------	---

[条を加える。]

5	該嘱託に係る情報について電子署名を行ない、かつこれに電子証明書を付した上で、これをそれぞれ当該各号に定める方法により指定公証人に提供してするものとする。
1	法第五十二条第一項若しくは第三項の認証の嘱託、法第五十三条第一項の規定による認証の嘱託又は第五十八条第一項の定款の認証の嘱託 電気通信回線を使用する方法
2	法第五十九条第一項の規定による電磁的記録の認証の嘱託 指定公証人の使用に係る電子計算機等と嘱託人の使用に係る電子計算機等とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用する方法
3	法第五十二条第五項 第五十八条第四項、第五十九条第二項及び第六十条第五項において準用する法第二十八条に規定する電磁的記録であつて法務省令で定めるものは、電子証明書とする。
4	法第五十二条第五項、第五十八条第四項、第五十九条第二項及び第六十条第五項において準用する法第二十八条の法務省令で定める方法は、官公署の作成した印鑑に関する証明書又は同条に規定する署名用電子証明書等を提供する方法その他これに準ずる確実な方法とする。ただし、公証人が嘱託人の氏名を知り、かつ、嘱託人と面識がある場合において、公証人がその旨を適宜の方法により確認したときは、この限りでない。
5	第一項及び第三項の規定は、代理人によつて認証の嘱託がされた場合について準用する。

<p>2 公証人は、法第四十三条第二項（法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十四条及び第六十二条において準用する八条第四項及び第六十二条において準用する八条第六項、第五十八条第四項、第六十条第五項及び第六十二条において準用する法第四十二条第五項の規定による申出のあ</p> <p>る場合に限る）、第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十四条及び第六十二条において準用する法第四十三条第一項第二号の書面は、指定公証人が、請求に係る情報を出し、これに署名及び押印をして作成するものとする。この場合において、当該書面が数枚にわたるときは、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。</p>
<p>（当該住所を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）を講じなければならない。ただし、当該申出をした申出人又はその相続人から当該措置が講じられていない書面若しくは電磁的記録の閲覧又は交付若しくは提供を求められたときは、この限りでない。</p>
<p>〔条を加える。〕</p>
<p>第四十一条 法第五十二条第一項及び第三項の規定による認証に係る附属書類、法第五十三条第五項の規定により公証人の保存する私署証書、法第五十八条第三項の規定による公証人の保存する定款及びその附属書類並びに法第五十九条第一項の規定による認証に係る附属書類（書面をもつて作成されたものに限る。以下この条において「私署証書等の認証に係る書面の附属書類等」という。）の謄本又は抄本には、次に掲げる事項を記載し、公証人が署名及び押印をしなければならない。</p>
<p>一 私署証書等の認証に係る書面の附属書類等の全部又はその一部</p>
<p>二 作成の年月日及び場所</p>
<p>三 謄本又は抄本であること。</p>

<p>2 第四十二条 法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する法第四十三条第一項第三号の電磁的記録の提供は、指定公証人が、請求に係る情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により当該請求をした者に送信し、又は当該請求をした者が指定公証人の役場若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第二百七号）第十二条の二第二項の公証人役場外定款認証事業を実施する場所（以下「指定公証人の役場等」という。）において提出した電磁的記録媒体であつて法務大臣が定めるものに記録してその者に交付する方法により行うものとする。</p>
<p>一 年月日</p>
<p>二 指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地</p>
<p>三 法第五十二条第一項若しくは第三項の規定による認証に係る附属書類、法第五十八条第三項の規定により公証人の保存する定款の附属書類又は法第五十九条第一項の規定による認証に係る附属書類に記録されている事項の全部又は一部を記録した情報であること。</p>

<p>2 第四十二条 法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する法第四十三条第一項第三号の電磁的記録の提供は、指定公証人が、請求に係る情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により当該請求をした者に送信し、又は当該請求をした者が指定公証人の役場若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第二百七号）第十二条の二第二項の公証人役場外定款認証事業を実施する場所（以下「指定公証人の役場等」という。）において提出した電磁的記録媒体であつて法務大臣が定めるものに記録してその者に交付する方法により行うものとする。</p>
<p>一 年月日</p>
<p>二 指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地</p>
<p>三 法第五十二条第一項若しくは第三項の規定による認証に係る附属書類、法第五十八条第三項の規定により公証人の保存する定款の附属書類又は法第五十九条第一項の規定による認証に係る附属書類に記録されている事項の全部又は一部を記録した情報であること。</p>

<p>2 第四十二条 法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する法第四十三条第一項第三号の電磁的記録の提供は、指定公証人が、請求に係る情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により当該請求をした者に送信し、又は当該請求をした者が指定公証人の役場若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第二百七号）第十二条の二第二項の公証人役場外定款認証事業を実施する場所（以下「指定公証人の役場等」という。）において提出した電磁的記録媒体であつて法務大臣が定めるものに記録してその者に交付する方法により行うものとする。</p>
<p>一 年月日</p>
<p>二 指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地</p>
<p>三 法第五十二条第一項若しくは第三項の規定による認証に係る附属書類、法第五十八条第三項の規定により公証人の保存する定款の附属書類又は法第五十九条第一項の規定による認証に係る附属書類に記録されている事項の全部又は一部を記録した情報であること。</p>

<p>2 第四十二条 法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する法第四十三条第一項第三号の電磁的記録の提供は、指定公証人が、請求に係る情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により当該請求をした者に送信し、又は当該請求をした者が指定公証人の役場若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第二百七号）第十二条の二第二項の公証人役場外定款認証事業を実施する場所（以下「指定公証人の役場等」という。）において提出した電磁的記録媒体であつて法務大臣が定めるものに記録してその者に交付する方法により行うものとする。</p>
<p>一 年月日</p>
<p>二 指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地</p>
<p>三 法第五十二条第一項若しくは第三項の規定による認証に係る附属書類、法第五十八条第三項の規定により公証人の保存する定款の附属書類又は法第五十九条第一項の規定による認証に係る附属書類に記録されている事項の全部又は一部を記録した情報であること。</p>

[第四十四条] 法第五十三条第一項に規定する宣誓は、良心に従つて私署証書の記載が真実であることを誓うものとする。

2 略

3 公証人は、宣誓の前に、当事者に対し、宣誓の趣旨を説明し、かつ、私署証書の記載が虚偽であることを知つて宣誓したときは過料の制裁があることを告げなければならぬ。

4 前三項の規定は、法第五十九条第三項の宣誓について準用する。この場合において、第一項及び第三項中「私署証書の記載」とあるのは「電磁的記録の内容」と、同項中「公証人」とあるのは「指定公証人」と読み替えるものとする。

[第四十五条] 法第五十四条に規定する法務省令で定める事項は、第二十四条第六号、第八号及び第九号に掲げる事項（嘱託人の申出がある場合に限る。）とする。

[第四十六条] 略

[第四十七条] 法第五十九条第一項の認証の嘱託は、嘱託人が、認証を受けようとする情報について電子署名を行い、かつ、これに電子証明書を付した上で、これを電子情報処理組織を使用する方法により指定公証人に提供してするものとする。

2 前項の認証を受けようとする情報は、法務大臣の指定する形式によつて作成しなければならない。

3 法第五十九条第一項の規定により電磁的記録に認証を与えるには、第一項の認証を受けようとする情報に次に掲げる情報媒体であつて法務大臣が定めるものに記録して嘱託人に交付するものとする。

一 認証した旨の表示
二 年月日

[第十三條の四]

2 「同上」

〔条を加える。〕

[第四十八条] 施行法第七条第二項の規定による施行法第五条第二項の請求は、当該請求をする者が、日付情報の付与を求める情報を電子情報処理組織を使用する方法により指定公証人に提供してするものとする。

4 前項の場合において、嘱託人の申出があるときは、指定公証人は、第一項の認証を受けようとする情報に第三十四条第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る情報を付さなければならない。

3 公証人は、宣誓の前に、当事者に対し、宣誓の趣旨を説明し、かつ、証書の記載が虚偽であることを知つて宣誓したときは過料の制裁があることを誓うものとする。

2 同上

〔条を加える。〕

[第四十九条] 法第六十条第一項（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による保存は、認証を受けた電磁的記録に記録された情報又は日付情報の付与を受けた情報の同一性を確認するに足りる情報ごとに第四十七条第三項第四号又は前条第三項第三号の番号（以下「登簿管理番号」と総称する。）を付した上で、これを電磁的記録媒体に記録してするものとする。

2 法第六十条第二項（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する保存の請求は、認証の嘱託又は日付情報の付与の請求と共にしなければならない。

3 前項の保存は、電磁的記録媒体に記録してするものとする。

[第三] 指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

[第四] 嘱託を識別するための番号

[第五] 法第五十九条第三項に規定する宣誓があつたときは、その旨

4 前項の場合において、嘱託人の申出があるときは、指定公証人は、第一項の認証を受けようとする情報に第三十四条第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る情報を付さなければならない。

<p>第一項 前項の規定にかかわらず、電磁的記録の認証等に関する事務において、政令第四条第二項の規定により交付し、又は提供すべき計算書（政令第六条第一項後段において準用する政令第四条第二項の規定により交付し、又は提供すべき計算書を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一 瞄託又は請求の種別</p> <p>二 瞄託人等の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称又は商号）日付情報の付与については、請求をした者の氏名（法人にあつては、名称又は商号）に限る。）</p>	<p>三 件数</p> <p>四 手数料の額</p> <p>五 指定公証人の氏名及びその所属する法務局又は地方法務局の名称</p>
<p>第六十二条 公証人は、閲覧又は法第四十三条第一項各号の書面若しくは電磁的記録若しくは法第四十四条第一項各号の書面若しくは電磁的記録の交付若しくは提供の請求を受けた場合において、印鑑その他に關する証明書の提出によらないで人違でないことを証明させたときは、その旨及びその事由を計算簿の備考欄に記載しなければならない。</p> <p>第六十三条 公証人は、認証の嘱託を受けた場合において、前条に規定する証明をさせたときは、その旨及びその事由を認証簿の備考欄に記載し、又は記録しなければならない。</p>	<p>第六十二条 公証人は、閲覧又は法第四十三条第一項各号の書面若しくは電磁的記録若しくは法第四十四条第一項各号の書面若しくは電磁的記録の交付若しくは提供の請求を受けた場合において、印鑑その他に關する証明書の提出によらないで人違でないことを証明させたときは、その旨及びその事由を計算簿の備考欄に記載しなければならない。</p> <p>第六十三条 公証人は、認証の嘱託を受けた場合において、前条に規定する証明をさせたときは、その旨及びその事由を認証簿の備考欄に記載し、又は記録しなければならない。</p>

<p>第二十一条 公証人は、閲覧又は証書の正本若しくは謄本の交付の請求を受けた場合に、印鑑その他に關する証明書の提出によらないで人違でないことを証明させたときは、その旨及びその事由を計算簿の備考欄に記載しなければならない。</p>	<p>第二十二条 公証人は、認証の付与の嘱託を受けた場合に、前条に規定する証明をさせたときは、その旨及びその事由を認証簿の備考欄に記載しなければならない。</p>
<p>第二十三条 公証人は、認証の付与の嘱託を受けた場合に、前条に規定する証明をさせたときは、その旨及びその事由を認証簿の備考欄に記載しなければならない。</p>	<p>第二十三条 公証人は、認証の付与の嘱託を受けた場合に、前条に規定する証明をさせたときは、その旨及びその事由を認証簿の備考欄に記載しなければならない。</p>

<p>第六十五条 公正証書原簿又は計算簿に嘱託人の氏名を記載し、又は記録する場合において、嘱託人が多数であるときは、公正証書原簿については当事者双方及び他の人員を、計算簿については当事者中その一人だけの氏名及び他の人員を記載すれば足りる。</p> <p>第六十六条 公正証書原簿又は計算簿に嘱託人の氏名を記載し、又は記録する場合において、嘱託人が多数であるときは、公正証書原簿については当事者双方及び他の人員を、計算簿については当事者中その一人だけの氏名及び他の人員を記載すれば足りる。</p>	<p>第六十五条 公正証書原簿又は計算簿に嘱託人の氏名を記載し、又は記録する場合において、嘱託人が多数であるときは、公正証書原簿については当事者双方及び他の人員を、計算簿については当事者中その一人だけの氏名及び他の人員を記載すれば足りる。</p> <p>第六十六条 公正証書原簿又は計算簿に嘱託人の氏名を記載し、又は記録する場合において、嘱託人が多数であるときは、公正証書原簿については当事者双方及び他の人員を、計算簿については当事者中その一人だけの氏名及び他の人員を記載すれば足りる。</p>
<p>第二十四条 証書原簿又は計算簿に嘱託人の氏名を記載する場合に、嘱託人が多数であるときは、証書原簿については当事者双方各一人だけの氏名及び他の人員を、計算簿については当事者中その一人だけの氏名及び他の人員を記載すれば足りる。</p>	<p>第二十四条 証書原簿又は計算簿に嘱託人の氏名を記載する場合に、嘱託人が多数であるときは、証書原簿については当事者双方各一人だけの氏名及び他の人員を、計算簿については当事者中その一人だけの氏名及び他の人員を記載すれば足りる。</p>

<p>第二十五条 定款の認証の嘱託があつた場合には、認証簿の備考欄に会社の商号を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>第二十六条 定款の認証の嘱託があつた場合には、認証簿の備考欄に会社の商号を記載し、又は記録しなければならない。</p>	<p>第二十七条 定款の認証の嘱託があつた場合には、認証簿の備考欄に会社の商号を記載し、又は記録しなければならない。</p>
<p>第二十八条 定款の認証の嘱託があつた場合には、認証簿の備考欄に会社の商号を記載し、又は記録しなければならない。</p>	<p>第二十九条 定款の認証の嘱託があつた場合には、認証簿の備考欄に会社の商号を記載し、又は記録しなければならない。</p>

第七条第一項において準用する場合を含む。)の規定により保存すべき情報及び第六十条又は第六十七条第一項若しくは第二項の規定により保存すべき情報、二十二年

二 拒絶証書謄本綴込帳、抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳及び送達関係書類綴込帳、十年

三 私署証書(公証人の保存する私署証書を除く。)の認証のみにつき調製した認証簿、確定日付簿、第六十七条第三項の附属書類、計算簿、七年

前項の情報又は書類の保存期間は、公正証書原簿、認証簿、確定日付簿、計算簿及び送達関係書類綴込帳については、当該帳簿に最終の記載又は記録をした翌年から、拒絶証書謄本綴込帳及び抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳については、当該帳簿に最終のつづり込みをした翌年から、その他の情報又は書類については、当該年度の翌年から、起算する。

3 第一項の情報又は書類は、保存期間の満了した後でも特別の事由により保存の必要があるときは、その事由のある間保存しなければならない。

第七十一条 指定公証人は、電磁的記録の認証等に関する事務について、法令の規定により保存すべき情報(附属書類を除く。)を、全員で、管理しなければならない。

2 指定公証人は、電磁的記録に関する事務をその所属する法務局又は地方法務局の管轄区域内の役場において行うことができること。

3 指定公証人は、情報の同一性に関する証明及び同一の情報の提供については、他の指定公証人が行つた電磁的記録の認証等に関する事務に係る請求に応ずることができなければならない。

第七十二条 公証人が保存期間の満了した情報又は書類を廃棄しようとするときは、目録を作り、法務大臣又はその所属する法務局若しくは地方法務局の長の認可を受けなければならない。

二 拒絶証書謄本綴込帳、抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳、送達関係書類綴込帳 十年

三 私署証書（公証人の保存する私署証書を除く。）の認証のみにつき調製した認証簿、確定日付簿、第二十五条第二項の書類、計算簿 七年

前項の書類の保存期間は、証書原簿、認証簿、信託表示簿、確定日附簿及び計算簿については、当該帳簿に最終の記載をした翌年から、拒絶証書謄本綴込帳、抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳及び送達関係書類綴込帳については、当該帳簿に最終のつづり込みをした翌年から、その他の書類については、当該年度の翌年から起算する。

〔条を加える。〕

第七十三条 指定公証人は、代理を嘱託され、又は代理若しくは兼務を命ぜられたときは、被代理者又は被兼務者が行つた電磁的記録に関する事務について、法令の規定により保存すべき情報を管理し、当該事務に係る請求等に応しなければならない。

第七十四条 法第六十八条（法第六十九条及び第七十一条から第七十三条までにおいて準用する場合を含む。）の規定により書類の授受をする場合には、目録を作り、その末尾に授受の事由及び年月日を記載し、授受者及び立会官吏がこれに署名し、印を押さなければならぬ。

2 「略」

〔略〕

〔略〕

第七十五条 法第六十七条第一項の兼務者は、自己の役場で前任者の事務を取り扱うことができる。

第七十六条～第七十八条 〔略〕

第七十九条 公証人が法務大臣に書面の提出をするには、その所属する法務局又は地方法務局の長を経由しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、同時にその旨を法務局又は地方法務局の長に届け出なければならない。

第八十条 〔略〕

2 法務大臣は、指定公証人名簿を備え、これに指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称、法第七条ノ二第二項の規定による指定の日及び役場所在地を記載して置かなければならぬ。

3 法務局又は地方法務局の長は、その所属する公証人が前項の指定を受けた場合は、第一項の公証人名簿にその旨を明示しなければならない。

第八十一条 法務局又は地方法務局の長は、その所属する公証人に法第十五条第一項第二号から第四号まで又は第七十九条に掲げる事由があると認めるときは、速やかにその事情を具して、その旨を法務大臣に報告しなければならない。公証人がその氏名を変更し、又は死亡若しくは失職したときは同様とする。

第八十二条 法務局又は地方法務局の長は、少なくとも毎年一回当該法務局若しくは地方法務局に所属する公証人の保存する情報又は書類の検閲及び執務の状況の調査をし、又は当該法務局若しくは地方法務局に勤務する法務事務官にこれをさせ、その結果を速やかに法務大臣に報告しなければならない。

第八十三条 法務大臣は、法第七十九条の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

第八十四条 法務局又は地方法務局の長は、その所属する公証人に対し注意を促し、かつ訓令をしたとき、又は諭告をしたときは、速やかにその事情を具して、その旨を法務大臣に報告しなければならない。法第七十八条第一項の異議について処分をしたときも同様とする。

第八十五条・第八十六条 [略]

第八十七条 政令第七条の規定によつて手数料、日当又は旅費を印紙で納付させる場合には、納付書に収入印紙を貼つて差し出さなければならぬ。

第八十八条 [略]

第八十九条～第九十三条 [略]

第四十四条～第四十八条 [同上]

第三十八条 法務局又は地方法務局の長は、その所属する公証人に公証人法第十五条第一項第二号から第四号まで又は第七十九条に掲げる事由があると認めるときは、速かにその事情を具して、その旨を法務大臣に報告しなければならない。公証人がその氏名を変更し、又は死亡若しくは失職したときは同様とする。

第三十九条 法務局又は地方法務局の長は、少なくとも毎年一回当該法務局若しくは地方法務局に所属する公証人の保存する書類の検閲及び執務の状況の調査をし、又は当該法務局若しくは地方法務局に勤務する法務事務官にこれをさせ、その結果を速やかに法務大臣に報告しなければならない。

第四十条 法務局又は地方法務局の長は、その所属する公証人に対し注意を促し、且つ、訓令をしたとき、又は諭告をしたときは、速かにその事情を具して、その旨を法務大臣に報告しなければならない。

第四十一条 法務局又は地方法務局の長は、その所属する公証人に対し注意を促し、かつ、訓令をしたとき、又は諭告をしたときは、速かにその事情を具して、その旨を法務大臣に報告しなければならない。

第四十二条 公証人手数料令第七条の規定によつて手数料、日当又は旅費を印紙で納付させる場合には、納付書に収入印紙をはつて差し出させなければならない。

第四十三条 [同上]

第四十四条～第四十八条 [同上]

第五十条・第五十一条 [同上]

第五十二条 [同上]

第五十三条・第五十四条 [同上]

第五十五条 [略]

第五十六条 [略]

第五十七条 [略]

第五十八条 [略]

第五十九条 [略]

第六十条 [略]

第六十一条 [略]

第六十二条 [略]

第六十三条 [略]

第六十四条 [略]

第六十五条 [略]

第六十六条 [略]

第六十七条 [略]

第六十八条 [略]

第六十九条～第七十三条 [略]

第七十四条～第七十八条 [略]

第七十九条～第八十三条 [略]

第八十四条～第八十八条 [略]

第八十九条～第九十三条 [略]

第四十四条～第四十八条 [同上]

第五十条・第五十一条 [同上]

第五十二条 [同上]

第五十三条・第五十四条 [同上]

第五十五条 [略]

第五十六条 [略]

第五十七条 [略]

第五十八条 [略]

第五十九条 [略]

第六十条 [略]

第六十一条 [略]

第六十二条 [略]

第六十三条 [略]

第六十四条 [略]

第六十五条 [略]

第六十六条 [略]

第六十七条 [略]

第六十八条 [略]

第六十九条～第七十三条 [略]

第七十四条～第七十八条 [略]

第七十九条～第八十三条 [略]

第八十四条～第八十八条 [略]

第八十九条～第九十三条 [略]

第四十四条～第四十八条 [同上]

第五十条・第五十一条 [同上]

第五十二条 [同上]

第五十三条・第五十四条 [同上]

第五十五条 [略]

第五十六条 [略]

第五十七条 [略]

第五十八条 [略]

第五十九条 [略]

第六十条 [略]

第六十一条 [略]

第六十二条 [略]

第六十三条 [略]

第六十四条 [略]

第六十五条 [略]

第六十六条 [略]

第六十七条 [略]

第六十八条 [略]

第六十九条～第七十三条 [略]

第七十四条～第七十八条 [略]

第七十九条～第八十三条 [略]

第八十四条～第八十八条 [略]

第八十九条～第九十三条 [略]

第四十四条～第四十八条 [同上]

第五十条・第五十一条 [同上]

第五十二条 [同上]

第五十三条・第五十四条 [同上]

第五十五条 [略]

第五十六条 [略]

第五十七条 [略]

第五十八条 [略]

第五十九条 [略]

第六十条 [略]

第六十一条 [略]

第六十二条 [略]

第六十三条 [略]

第六十四条 [略]

第六十五条 [略]

第六十六条 [略]

第六十七条 [略]

第六十八条 [略]

第六十九条～第七十三条 [略]

第七十四条～第七十八条 [略]

第七十九条～第八十三条 [略]

第八十四条～第八十八条 [略]

第八十九条～第九十三条 [略]

第四十四条～第四十八条 [同上]

第五十条・第五十一条 [同上]

第五十二条 [同上]

第五十三条・第五十四条 [同上]

第五十五条 [略]

第五十六条 [略]

第五十七条 [略]

第五十八条 [略]

第五十九条 [略]

第六十条 [略]

第六十一条 [略]

第六十二条 [略]

第六十三条 [略]

第六十四条 [略]

第六十五条 [略]

第六十六条 [略]

第六十七条 [略]

第六十八条 [略]

第六十九条～第七十三条 [略]

第七十四条～第七十八条 [略]

第七十九条～第八十三条 [略]

第八十四条～第八十八条 [略]

第八十九条～第九十三条 [略]

第四十四条～第四十八条 [同上]

第五十条・第五十一条 [同上]

第五十二条 [同上]

第五十三条・第五十四条 [同上]

第五十五条 [略]

第五十六条 [略]

第五十七条 [略]

第五十八条 [略]

第五十九条 [略]

第六十条 [略]

第六十一条 [略]

第六十二条 [略]

第六十三条 [略]

第六十四条 [略]

第六十五条 [略]

第六十六条 [略]

第六十七条 [略]

第六十八条 [略]

第六十九条～第七十三条 [略]

第七十四条～第七十八条 [略]

第七十九条～第八十三条 [略]

第八十四条～第八十八条 [略]

第八十九条～第九十三条 [略]

第四十四条～第四十八条 [同上]

第五十条・第五十一条 [同上]

第五十二条 [同上]

第五十三条・第五十四条 [同上]

第五十五条 [略]

第五十六条 [略]

第五十七条 [略]

第五十八条 [略]

第五十九条 [略]

第六十条 [略]

第六十一条 [略]

第六十二条 [略]

第六十三条 [略]

第六十四条 [略]

第六十五条 [略]

第六十六条 [略]

第六十七条 [略]

第六十八条 [略]

第六十九条～第七十三条 [略]

第七十四条～第七十八条 [略]

第七十九条～第八十三条 [略]

第八十四条～第八十八条 [略]

第八十九条～第九十三条 [略]

第四十四条～第四十八条 [同上]

第五十条・第五十一条 [同上]

第五十二条 [同上]

第五十三条・第五十四条 [同上]

第五十五条 [略]

第五十六条 [略]

第五十七条 [略]

第五十八条 [略]

第五十九条 [略]

第六十条 [略]

第六十一条 [略]

第六十二条 [略]

第六十三条 [略]

第六十四条 [略]

第六十五条 [略]

第六十六条 [略]

第六十七条 [略]

第六十八条 [略]

第六十九条～第七十三条 [略]

第七十四条～第七十八条 [略]

第七十九条～第八十三条 [略]

第八十四条～第八十八条 [略]

第八十九条～第九十三条 [略]

第四十四条～第四十八条 [同上]

第五十条・第五十一条 [同上]

第五十二条 [同上]

第五十三条・第五十四条 [同上]

第五十五条 [略]

第五十六条 [略]

第五十七条 [略]

第五十八条 [略]

第五十九条 [略]

第六十条 [略]

第六十一条 [略]

第六十二条 [略]

第六十三条 [略]

第六十四条 [略]

第六十五条 [略]

第六十六条 [略]

第六十七条 [略]

第六十八条 [略]

第六十九条～第七十三条 [略]

第七十四条～第七十八条 [略]

第七十九条～第八十三条 [略]

第八十四条～第八十八条 [略]

第八十九条～第九十三条 [略]

第四十四条～第四十八条 [同上]

第五十条・第五十一条 [同上]

第五十二条 [同上]

第五十三条・第五十四条 [同上]

第五十五条 [略]

第五十六条 [略]

第五十七条 [略]

第五十八条 [略]

第五十九条 [略]

第六十条 [略]

第六十一条 [略]

第六十二条 [略]

第六十三条 [略]

第六十四条 [略]

第六十五条 [略]

第六十六条 [略]

様

年 月 日

公正証書（執行認諾文言付き）の作成について

あなたの代理人の嘱託により下記の公正証書を作成しましたので、公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）第28条第1項及び第2項の規定により、通知します。

この公正証書には、あなたが直ちに強制執行に服する旨の陳述（執行認諾文言）の記録（記載）があります。したがって、あなたがこの公正証書に記録（記載）された内容の給付（支払）を怠った場合には、相手方は、あなたに対する裁判手続を経ることなく、この公正証書に基づき、裁判所に対し、あなたの財産への強制執行を申し立てることができます（民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条第5号）。

記

1 作成された公正証書

ア 公正証書の件名 の件
イ 公正証書の番号 年第 号
ウ 公正証書作成の年月日 年 月 日

2 作成した公証人の氏名及び役場

公証人 (公証役場)

3 作成の当事者

ア あなたの代理人の住所及び氏名
イ 相手方の住所及び氏名

法務局（地方法務局）所属
公証人 (役場)

様

年 月 日

公正証書の作成について

あなたの代理人の嘱託により下記の公正証書を作成しましたので、公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）第28条第1項及び第2項の規定により、通知します。

なお、この公正証書には、あなたが直ちに強制執行に服する旨の陳述（執行認諾文言）の記録（記載）はありません。

記

1 作成された公正証書

ア 公正証書の件名 の件
イ 公正証書の番号 年第 号
ウ 公正証書作成の年月日 年 月 日

2 作成した公証人の氏名及び役場

公証人 (公証役場)

3 作成の当事者

ア あなたの代理人の住所及び氏名
イ 相手方の住所及び氏名

法務局（地方法務局）所属
公証人 (役場)

紙数 表紙を除いて 枚

年度

公証人

公 正 証 書 原 簿

法務局（地方法務局）所属
公証人 役場

役場

紙数	表紙を除いて	枚
公証人		

年度
認 証 簿
法務局（地方法務局）所属 公証人 役場

登簿番号		私署証書等の種類 認証方法		自認 目擊 謄本
嘱託人の住所氏名 私署証書等の署名 押印者				
契印	認証 月日	備考		
	月 日			
登簿番号		私署証書等の種類 認証方法		自認 目擊 謄本
嘱託人の住所氏名 私署証書等の署名 押印者				
契印	認証 月日	備考		
	月 日			
登簿番号		私署証書等の種類 認証方法		自認 目擊 謄本
嘱託人の住所氏名 私署証書等の署名 押印者				
契印	認証 月日	備考		
	月 日			

登簿番号		私署証書等の種類 認証方法		自認 目擊 謄本
嘱託人の住所氏名 私署証書等の署名 押印者				
契印	認証 月日	備考		
	月 日			
登簿番号		私署証書等の種類 認証方法		自認 目擊 謄本
嘱託人の住所氏名 私署証書等の署名 押印者				
契印	認証 月日	備考		
	月 日			
登簿番号		私署証書等の種類 認証方法		自認 目擊 謄本
嘱託人の住所氏名 私署証書等の署名 押印者				
契印	認証 月日	備考		
	月 日			

計 算 簿(甲)

法務局(地方法務局)所属

公証人 役場

公正証書の番号		公正証書の種類	
目的の価額		円	年 月 日
手数料・日当・旅費額	種 別	数	嘱託人
円	原 本	行為	
円	超 過 枚 数	枚	
円	正 本	枚 通	
円	法第44条第1項第2号 の書面の交付	枚 通	
円	法第44条第1項第3号 の電磁的記録の提供	件	外 名
円	謄 本	枚 通	
円	附 属 書 類 謄 本	枚 通	法務局(地方法務局)所属
円	法第43条第1項第2号 の書面の交付	枚 通	
円	法第43条第1項第3号 の電磁的記録の提供	件	
円	遺 言 加 算		
円	信 託 加 算		
円	病 床 執 務 加 算		
円	休 日 等 執 務 加 算		
円	日 当 (一 日)	時迄	公証人 役場
円	交 通 費	実 費 額	備考
円			
円			
円			
円	合 計		

計 算 簿(乙)

法務局(地方法務局)所属

公証人

役場

公正証書の番号・登簿番号

公正証書等の種類

手数料・送達に要する料金・
登記手数料・日当・旅費額

種 別

数

年 月 日

円

認 証

通

円

円

定 款 認 証

通

円

政令第40条第2項
の書面の交付

枚

通

円

政令第40条の2第2項
の電磁的記録の提供

件

円

拒 絶 証 書

通

円

日 当 (一 日)

時迄

目的価額

円

交 通 費

実 費 額

円

執 行 文

通

円

正 本
(法第44条第1項第2号
の書面の交付を含む。)

枚

通

円

閱 覧

件

円

執 行 の 中 止 等

時 分

円

確 定 日 付

件

円

送 達

件

円

送 達 証 明

件

円

送 達 に 要 す る 料 金

実 費 額

円

登 記 手 数 料

実 費 額

円

合 計

法務局(地方法務局)所属

公証人 役場

備考

登 簿 番 号		自 至
年 月 日		
確 定 日 付	件	
手 数 料	円	
囑託人		
法務局(地方法務局)所属		
公証人	役場	

計	算	簿(丙)
法務局(地方法務局)所属		
公証人	役場	

付録第五号
(第六十四条関係)
付録第四号の次に次の二付録を加える。

計	算	簿
法務局(地方法務局)所属		
公証人	役場	

公正証書の番号・登簿番号 ・登簿管理番号		公正証書等の種類		年 月 日
手数料・送達に要する料金・ 登記手数料・日当・旅費額	種 別	数	目的価額 円	
円 認 証		通	目的価額 円	
円 電 磁 的 記 録 の 認 証		件	嘱託人	
円 定 款 認 証		通		
円 拒 絶 証 書		通		
円 執 務 の 中 止 等		時 分		
円 確 定 日 付		件		
円 日 付 情 報		件		
円 執 行 文		通	法務局(地方法務局)所属	
円 送 達		件		
円 送 達 証 明		件		
円 登 記 の 嘱 託		件		
円 正 本		枚		
円 法 第 44 条 第 1 項 第 2 号 の 書 面 の 交 付		枚	通	
円 法 第 44 条 第 1 項 第 3 号 の 電 磁 的 記 録 の 提 供			件	
円 謄 本		枚	通	
円 法 第 43 条 第 1 項 第 2 号 の 書 面 の 交 付		枚	通	
円 法 第 43 条 第 1 項 第 3 号 の 電 磁 的 記 録 の 提 供			件	
円 附 属 書 類 謄 本 (政令第40条第2項 の書面の交付を含む。)		枚	通	
円 政令第40条の2第2項 の電磁的記録の提供			件	
円 閲 覧		件		
円 電 磁 的 記 録 の 保 存		件		
円 情 報 の 同 一 性 に 関 す る 証 明		件	公証人	役場
円 同 一 の 情 報 の 提 供		件		
円 書 面 の 交 付 に よ る 加 算 額		枚	備考	
円 送 達 に 要 す る 料 金		実 費 額		
円 登 記 手 数 料		実 費 額		
円 日 当 (一 日)			時 迄	
円 交 通 費		実 費 額		
円 合 計				

登 簿 番 号 自 至
年 月 日
確 定 日 付 件
日 付 情 報 件
電 磁 的 記 録 の 保 存 件
情 報 の 同 一 性 に 関 す る 証 明 件
同 一 の 情 報 の 提 供 件
書 面 に よ る 交 付 の 加 算 額 枚
手 数 料 円
嘱託人
法務局(地方法務局)所属
公証人 役場

計 算 簿
法務局(地方法務局)所属
公証人 役場

(戸籍法施行規則の一部改正)

第二条 戸籍法施行規則(昭和二十二年司法省令第九十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のよう改める。

	改	正	後	改	正	前
第五十三条の四 [略]				第五十三条の四 [同上]		
[②・③ 略]				[②・③ 同上]		
④ 第一項の申出は、当該申出をする者が疾病その他やむを得ない事由により自ら出頭することができない場合には、同項の規定にかかわらず、本籍地の市町村長に第二項の書面を送付する方法その他これに準ずる方法によりすることができる。この場合に第二項に掲げる事項を記載し、又は記録した公正証書(代理人の嘱託により作成されたものを除く。)を提出する方法その他の方法により当該申出をする者が本人であることを明らかにしなければならない。			④ 第一項の申出は、当該申出をする者が疾病その他やむを得ない事由により自ら出頭することができない場合には、同項の規定にかかわらず、本籍地の市町村長に第二項の書面を送付する方法その他これに準ずる方法によりすることができる。この場合に第二項に掲げる事項を記載した公正証書(代理人の嘱託により作成されたものを除く。)を提出する方法その他の方法により当該申出をする者が本人であることを明らかにしなければならない。			
備考 表中の「」の記載は注記である。				備考 表中の「」の記載は注記である。		
(商業登記規則の一部改正)				(商業登記規則の一部改正)		
第三条 商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)の一部を次のように改正する。				第三条 商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)の一部を次のように改正する。		
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のよう改める。				次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のよう改める。		
第三十六条 [略]	改	正	前	第三十六条 [同上]	改	前
[2・3 略]				[2・3 同上]		
4 第一項の電磁的記録には、当該電磁的記録に記録された次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該情報の作成者が前項の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報をあつてそれらを記録する情報であつてそれぞれ各号に定めるものを法務大臣の指定する方式に従い、記録しなければならない。			4 第一項の電磁的記録には、当該電磁的記録に記録された次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該情報の作成者が前項の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報をあつてそれらを記録する情報であつてそれぞれ各号に定めるものを法務大臣の指定する方式に従い、記録しなければならない。			
一 【略】				一 【同上】		
二 前号に規定する情報以外の情報 次に掲げる電子証明書のいづれか				二 前号に規定する情報以外の情報 次に掲げる電子証明書のいづれか		
イ 【略】				イ 【同上】		
二 前号に規定する情報以外の情報 次に掲げる電子証明書のいづれか				二 前号に規定する情報以外の情報 次に掲げる電子証明書のいづれか		
イ 【同上】				イ 【同上】		

	改	正	後	改	正	前
第四条 公証人手数料令第二十五条の横書の証書の様式及び証書の枚数の計算方法を定める省令(昭和四十六年法務省令第十三号)の一部を次のように改正する。				第四条 公証人手数料令第二十五条の横書の証書の様式及び証書の枚数の計算方法を定める省令(昭和四十六年法務省令第十三号)の一部を次のように改正する。		
次の表により、改正前欄に掲げる規定(題名を含む。以下この条及び次条において同じ。)の傍線部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のよう改める。				次の表により、改正前欄に掲げる規定(題名を含む。以下この条及び次条において同じ。)の傍線部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のよう改める。		
備考 表中の「」の記載は注記である。				備考 表中の「」の記載は注記である。		
(公証人手数料令第二十五条の横書の証書の様式及び証書の枚数の計算方法を定める省令(昭和四十六年法務省令第十三号)の一部を次のように改正する。)				(公証人手数料令第二十五条の横書の証書の様式及び証書の枚数の計算方法を定める省令(昭和四十六年法務省令第十三号)の一部を次のように改正する。)		
備考 表中の「」の記載は注記である。				備考 表中の「」の記載は注記である。		
1 公証人手数料令(平成五年政令第二百二十四号)第二十五条第一項の横書の公証証書は、日本産業規格B列四番の用紙を二つ折(半面の縦二五七ミリメートル、横一八二ミリメートル)にして、各半面の上方から左横書きに記載して作成されたものとする。			1 公証人手数料令(平成五年政令第二百二十四号)第二十五条第一項の横書の公証証書は、日本産業規格B列四番の用紙を二つ折(半面の縦二五七ミリメートル、横一八二ミリメートル)にして、各半面の上方から左横書きに記載して作成されたものとする。			
二 前号に規定する情報以外の情報 次に掲げる電子証明書のいづれか				二 前号に規定する情報以外の情報 次に掲げる電子証明書のいづれか		
イ 【同上】				イ 【同上】		

備考 表中の「」の記載は注記である。	2 公証人手数料令第二十五条第一項の公正証書の枚数の計算は、次の各号に掲げるところによるものとする。	
	一 【略】	
	二 日本産業規格B列四番の用紙のうち、縦書の公正証書にあつては、一行二十字詰で二十四行以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算し、前項の横書の公正証書にあつては、半面一行二十字詰で十六行の両面以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算する。	2 公証人手数料令第二十五条の証書の枚数の計算は、次の各号に掲げるところによるものとする。
	二 日本産業規格B列四番の用紙のうち、縦書の証書にあつては、一行二十字詰で二十四行以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算し、前項の横書の証書にあつては、半面一行一十字詰で十六行の両面以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算する。	二 同上

付録第1号様式

代理権目録

- A 財産の管理・保存・処分等に関する事項
- A 1 甲に帰属する別紙「財産目録」の財産及び本契約締結後に甲に帰属する財産（預貯金〔B 1・B 2〕を除く。）並びにその果実の管理・保存
- A 2 上記の財産（増加財産を含む。）及びその果実の処分・変更
- 売却
- 賃貸借契約の締結・変更・解除
- 担保権の設定契約の締結・変更・解除
- その他（別紙「財産の管理・保存・処分等目録」のとおり）
- B 金融機関との取引に関する事項
- B 1 甲に帰属する別紙「預貯金等目録」の預貯金に関する取引（預貯金の管理、振込依頼・払戻し、口座の変更・解約等。以下同じ。）
- B 2 預貯金口座の開設及び当該預貯金に関する取引
- B 3 貸金庫取引
- B 4 保険預り取引
- B 5 金融機関とのその他の取引
- 当座勘定取引 □融資取引
- 保証取引 □担保提供取引
- 証券取引〔国債、公共債、金融債、社債、投資信託等〕
- 為替取引
- 信託取引（予定（予想）配当率を付した金銭信託（貸付信託）を含む。）
- 2 公証人は、任意後見契約に関する法律第三条の規定による公正証書を作成する場合には、付録第一号様式又は付録第二号様式による用紙に、任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を特定して記載し、又は記録しなければならない。
- 【項目を削る】
- 2 公証人は、任意後見契約に関する法律第三条の規定による公正証書を作成する場合には、付録第一号様式又は付録第二号様式による用紙に、任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を特定して記載しなければならない。
- 2 公証人は、任意後見契約に関する法律第三条の規定による公正証書を作成する場合には、付録第一号様式又は付録第二号様式による用紙に、任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を特定して記載しなければならない。

- 付録第一号様式及び第二号様式を次のように改める。
- D 1 生活費の送金
- D 2 日用品の購入その他日常生活に関する取引
- D 3 日用品以外の生活に必要な機器・物品の購入
- E 相続に関する事項
- E 1 遺産分割又は相続の承認・放棄
- E 2 贈与若しくは遺贈の拒絶又は負担の贈与若しくは遺贈の受諾
- E 3 寄与分を定める申立て
- E 4 遺留分侵害額の請求
- F 保険に関する事項
- F 1 保険契約の締結・変更・解除
- その他（別紙「金融機関との取引目録」のとおり）
- B 6 金融機関との全ての取引
- C 定期的な収入の受領及び費用の支払に関する事項
- C 1 定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続
- 家賃・地代
- 年金・障害手当金その他の社会保障給付
- その他（別紙「定期的な収入の受領等目録」のとおり）
- C 2 定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続
- 家賃・地代 □公共料金
- 保険料 □ローンの返済金
- その他（別紙「定期的な支出を要する費用の支払等目録」のとおり）
- D 生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項
- D 1 生活費の送金
- D 2 日用品の購入その他日常生活に関する取引
- D 3 日用品以外の生活に必要な機器・物品の購入

- F 2 □ 保険金の受領
- G 証書等の保管及び各種の手続に関する事項
- G 1 □ 次に掲げるものその他これらに準ずるものの保管及び事項処理に必要な範囲内の使用
- 登記済権利証
- 実印・銀行印・印鑑登録カード
- その他（別紙「証書等の保管等目録」のとおり）
- G 2 □ 株券等の保護預り取引に関する事項
- G 3 □ 登記の申請
- G 4 □ 供託の申請
- G 5 □ 住民票、戸籍謄抄本、登記事項証明書その他の行政機関の発行する証明書の請求
- G 6 □ 税金の申告・納付
- H 介護契約その他の福祉サービス利用契約等に関する事項
- H 1 □ 介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
- H 2 □ 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は審査請求
- H 3 □ 介護契約以外の福祉サービスの利用契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- H 4 □ 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払

- H 5 □ 福祉関係の措置（施設入所措置等を含む。）の申請及び決定に関する審査請求
- I 住居に関する事項
- I 1 □ 居住用不動産の購入
- I 2 □ 居住用不動産の処分
- I 3 □ 借地契約の締結・変更・解除
- I 4 □ 借家契約の締結・変更・解除
- I 5 □ 住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除
- J 医療に関する事項
- J 1 □ 医療契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- J 2 □ 病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- K □ A～J以外のその他の事項（別紙「その他の委任事項目録」のとおり）
- L 以上の各事項に関して生ずる紛争の処理に関する事項
- L 1 □ 裁判外の和解（示談）
- L 2 □ 仲裁契約
- L 3 □ 行政機関等に対する不服申立て及びその手続の追行
- L 4・1 任意後見受任者が弁護士である場合における次の事項
- L 4・1・1 □ 訴訟行為（訴訟の提起、調停若しくは保全処分の申立て又はこれらの手続の追行、応訴等）
- L 4・1・2 □ 民事訴訟法第55条第2項の特別授権事項（反訴の提起、訴えの取下げ・裁判上の和解・請求の放棄・認諾・控訴・上告、復代理人

の選任等）

- L 4・2 □ 任意後見受任者が弁護士に対して訴訟行為及び民事訴訟法第55条第2項の特別授権事項について授権すること
- L 5 □ 紛争の処理に関するその他の事項（別紙「紛争の処理等目録」のとおり）
- M 復代理人・事務代行者に関する事項
- M 1 □ 復代理人の選任
- M 2 □ 事務代行者の指定
- N 以上の各事務に関する事項
- N 1 □ 以上の各事項の処理に必要な費用の支払
- N 2 □ 以上の各事項に関する一切の事項

- 注1 本号様式を用いない場合には、全て付録第2号様式によること。
- 2 任意後見人が代理権を行うべき事務の事項の□にレ点を付すること。
- 3 上記の各事項（訴訟行為に関する事項〔L 4・1〕を除く。）の全部又は一部について、数人の任意後見人が共同して代理権を行使すべき旨の特約が付されているときは、その旨を別紙「代理権の共同行使の特約目録」に記載し、又は記録して添付すること。
- 4 上記の各事項（訴訟行為に関する事項〔L 4・1〕を除く。）の全部又は一部について、本人又は第三者の同意（承認）を要する旨の特約が付されているときは、その旨を別紙「同意（承認）を要する旨の特約目録」に記載し、又は記録して添付すること。（第三者の同意（承認）を要する旨の特約の場合には、当該第三者の氏名及び住所（法人の場合には、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）を明記すること。）。
- 5 別紙に委任事項・特約事項を記載し、又は記録するときは、本目録の記号で特定せずに、全文を表記すること。

付録第2号様式

代理権目録			注記			
一、	何	何	1	付録第1号様式を用いない場合には、全て本号様式によること。		
一、	何	何	2	各事項（訴訟行為に関する事項を除く。）の全部又は一部について、数人の任意後見人が共同して代理権行使すべき旨の特約が付されているときは、その旨を別紙「代理権の共同行使の特約目録」に記載し、又は記録して添付すること。		
一、	何	何	3	各事項（任意後見受任者が弁護士である場合には、訴訟行為に関する事項を除く。）の全部又は一部について、本人又は第三者の同意（承認）を要する旨の特約が付されているときは、その旨を別紙「同意（承認）を要する旨の特約目録」に記載し、又は記録して添付すること（第三者の同意（承認）を要する旨の特約の場合には、当該第三者の氏名及び住所（法人の場合には、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）を明記すること。）。		
一、	何	何	4	別紙に委任事項・特約事項を記載し、又は記録するときは、本目録の記号で特定せずに、全文を表記すること。		
一、	何	何				

番号	備考	改 正 後			改 正 前		
		〔総覽等の指定〕			〔総覽等の指定〕		
一～三	〔略〕	第八条	民間事業者等が電磁的方法により行うことができる法務省の所管する法令の規定に基づく総覽等は、別表第四に掲げる総覽等とする。 (交付等の指定)	第七条	法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年法務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。 次により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。	第八条	民間事業者等が電磁的方法により行うことができる法務省の所管する法令の規定に基づく総覽等は、別表第四の二及び別表第四の二に掲げる総覽等とする。 (交付等の指定)
第十条	民間事業者等が電磁的方法により行うことができる法務省の所管する法令の規定に基づく交付等は、別表第五に掲げる交付等とする。	第十条	民間事業者等が電磁的方法により行うことができる法務省の所管する法令の規定に基づく交付等は、別表第五の一及び別表第五の二に掲げる交付等とする。	別表第一の一(第三条関係もの)	法の適用対象の	別表第一の一(第三条関係もの)	法の適用対象の
一～三	〔同上〕						

(不動産登記規則の一部改正)

第六条 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

別表第三の一 のもの)	番号	番号	別表第二の一 (第三条関係 法の適用対象外 であるが、本省令の適用対象とするもの)	二 四 十	〔略〕	〔削る。〕	〔削る。〕
一 四	〔略〕	「削る。」	一 三	〔略〕	「削る。」	「削る。」	「削る。」
作成		保存					「削る。」

四	公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十二条第一項の規定による証書の正本又は謄本の保存
五	公証人法第四十五条の規定による証書原簿の保存
六	公証人法第五十八条ノ二第四項の規定による証書の保存
七	公証人法第六十一条の規定による認証簿の保存
八	公証人法第六十二条ノ三第三項の規定による定款の保存
九	公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第十八条の規定による確定日付簿、
十	公証人法施行規則第二十五条第一項に規定する書類の保存 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）第十九条に規定する書類の保存
十一	書簡本綴込帳、送達関係書類 綴込帳及び計算簿の保存
十二	公証人法施行規則第二十五条第一項に規定する書類の保存 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）第十九条に規定する書類の保存
十三	同上
十四	同上
十五	同上
十六	同上
十七	同上
十八	同上
十九	同上
二十	同上
二十一	同上
二十二	同上
二十三	同上
二十四	同上
二十五	同上
二十六	同上
二十七	同上
二十八	同上
二十九	同上
三十	同上
三十一	同上
三十二	同上
三十三	同上
三十四	同上
三十五	同上
三十六	同上
三十七	同上
三十八	同上
三十九	同上
四十	同上
四十一	同上
四十二	同上
四十三	同上
四十四	同上
四十五	同上
四十六	同上
四十七	同上
四十八	同上
四十九	同上
五十	同上
五十一	同上
五十二	同上
五十三	同上
五十四	同上
五十五	同上
五十六	同上
五十七	同上
五十八	同上
五十九	同上
六十	同上
六十一	同上
六十二	同上
六十三	同上
六十四	同上
六十五	同上
六十六	同上
六十七	同上
六十八	同上
六十九	同上
七十	同上
七十一	同上
七十二	同上
七十三	同上
七十四	同上
七十五	同上
七十六	同上
七十七	同上
七十八	同上
七十九	同上
八十	同上
八十一	同上
八十二	同上
八十三	同上
八十四	同上
八十五	同上
八十六	同上
八十七	同上
八十八	同上
八十九	同上
九十	同上
九十一	同上
九十二	同上
九十三	同上
九十四	同上
九十五	同上
九十六	同上
九十七	同上
九十八	同上
九十九	同上
一百	同上
一百零一	同上
一百零二	同上
一百零三	同上
一百零四	同上
一百零五	同上
一百零六	同上
一百零七	同上
一百零八	同上
一百零九	同上
一百一〇	同上
一百一一	同上
一百一二	同上
一百一三	同上
一百一四	同上
一百一五	同上
一百一六	同上
一百一七	同上
一百一八	同上
一百一九	同上
一百二〇	同上
一百二一	同上
一百二二	同上
一百二三	同上
一百二四	同上
一百二五	同上
一百二六	同上
一百二七	同上
一百二八	同上
一百二九	同上
一百三〇	同上
一百三一	同上
一百三二	同上
一百三三	同上
一百三四	同上
一百三五	同上
一百三六	同上
一百三七	同上
一百三八	同上
一百三九	同上
一百四〇	同上
一百四一	同上
一百四二	同上
一百四三	同上
一百四四	同上
一百四五	同上
一百四六	同上
一百四七	同上
一百四八	同上
一百四九	同上
一百五〇	同上
一百五一	同上
一百五二	同上
一百五三	同上
一百五四	同上
一百五五	同上
一百五六	同上
一百五七	同上
一百五八	同上
一百五九	同上
一百六〇	同上
一百六一	同上
一百六二	同上
一百六三	同上
一百六四	同上
一百六五	同上
一百六六	同上
一百六七	同上
一百六八	同上
一百六九	同上
一百七〇	同上
一百七一	同上
一百七二	同上
一百七三	同上
一百七四	同上
一百七五	同上
一百七六	同上
一百七七	同上
一百七八	同上
一百七九	同上
一百八〇	同上
一百八一	同上
一百八二	同上
一百八三	同上
一百八四	同上
一百八五	同上
一百八六	同上
一百八七	同上
一百八八	同上
一百八九	同上
一百九〇	同上
一百九一	同上
一百九二	同上
一百九三	同上
一百九四	同上
一百九五	同上
一百九六	同上
一百九七	同上
一百九八	同上
一百九九	同上
一百九〇〇	同上
一百九〇一	同上
一百九〇二	同上
一百九〇三	同上
一百九〇四	同上
一百九〇五	同上
一百九〇六	同上
一百九〇七	同上
一百九〇八	同上
一百九〇九	同上
一百九〇一〇	同上
一百九〇一一	同上
一百九〇一二	同上
一百九〇一三	同上
一百九〇一四	同上
一百九〇一五	同上
一百九〇一六	同上
一百九〇一七	同上
一百九〇一八	同上
一百九〇一九	同上
一百九〇二〇	同上
一百九〇二一	同上
一百九〇二二	同上
一百九〇二三	同上
一百九〇二四	同上
一百九〇二五	同上
一百九〇二六	同上
一百九〇二七	同上
一百九〇二八	同上
一百九〇二九	同上
一百九〇三〇	同上
一百九〇三一	同上
一百九〇三二	同上
一百九〇三三	同上
一百九〇三四	同上
一百九〇三五	同上
一百九〇三六	同上
一百九〇三七	同上
一百九〇三八	同上
一百九〇三九	同上
一百九〇四〇	同上
一百九〇四一	同上
一百九〇四二	同上
一百九〇四三	同上
一百九〇四四	同上
一百九〇四五	同上
一百九〇四五	同上
一百九〇四六	同上
一百九〇四七	同上
一百九〇四八	同上
一百九〇四九	同上
一百九〇五〇	同上
一百九〇五一	同上
一百九〇五二	同上
一百九〇五三	同上
一百九〇五四	同上
一百九〇五五	同上
一百九〇五六	同上
一百九〇五七	同上
一百九〇五八	同上
一百九〇五九	同上
一百九〇六〇	同上
一百九〇六一	同上
一百九〇六二	同上
一百九〇六三	同上
一百九〇六四	同上
一百九〇六五	同上
一百九〇六六	同上
一百九〇六七	同上
一百九〇六八	同上
一百九〇六九	同上
一百九〇七〇	同上
一百九〇七一	同上
一百九〇七二	同上
一百九〇七三	同上
一百九〇七四	同上
一百九〇七五	同上
一百九〇七六	同上
一百九〇七七	同上
一百九〇七八	同上
一百九〇七九	同上
一百九〇八〇	同上
一百九〇八一	同上
一百九〇八二	同上
一百九〇八三	同上
一百九〇八四	同上
一百九〇八五	同上
一百九〇八六	同上
一百九〇八七	同上
一百九〇八八	同上
一百九〇八九	同上
一百九〇九〇	同上
一百九〇九一	同上
一百九〇九二	同上
一百九〇九三	同上
一百九〇九四	同上
一百九〇九五	同上
一百九〇九六	同上
一百九〇九七	同上
一百九〇九八	同上
一百九〇九九	同上
一百九〇一〇〇	同上
一百九〇一〇一	同上
一百九〇一〇二	同上
一百九〇一〇三	同上
一百九〇一〇四	同上
一百九〇一〇五	同上
一百九〇一〇六	同上
一百九〇一〇七	同上
一百九〇一〇八	同上
一百九〇一〇九	同上
一百九〇一〇一〇	同上
一百九〇一〇一〇一	同上
一百九〇一〇一〇二	同上
一百九〇一〇一〇三	同上
一百九〇一〇一〇四	同上
一百九〇一〇一〇五	同上
一百九〇一〇一〇六	同上
一百九〇一〇一〇七	同上
一百九〇一〇一〇八	同上
一百九〇一〇一〇九	同上
一百九〇一〇一〇一〇	同上
一百九〇一〇一〇一〇一	同上
一百九〇一〇一〇一〇二	同上
一百九〇一〇一〇一〇三	同上
一百九〇一〇一〇一〇四	同上
一百九〇一〇一〇一〇五	同上
一百九〇一〇一〇一〇六	同上
一百九〇一〇一〇一〇七	同上
一百九〇一〇一〇一〇八	同上
一百九〇一〇一〇一〇九	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇一	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇二	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇三	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇四	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇五	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇六	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇七	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇八	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇九	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇一〇	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇一〇一	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇一〇二	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇一〇三	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇一〇四	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇一〇五	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇一〇六	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇一〇七	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇一〇八	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇一〇九	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五	同上
一百九〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六	同上

五	公証人法第四十六条の規定による証書原簿の作成
六	公証人法第六十一条の規定による認証簿の作成
七	公証人法施行規則第十八条の規定による確定日付簿、信託表示簿、送達関係書類綴込帳及び計算簿の作成
八	公証人法施行規則第二十五条の規定による書類の作成
九	指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第十九条の規定による書類の作成
五 十 九 十 一	別表第三の一（第五条関係 法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの）
二 九 五	別表第四の一（第八条関係 法の適用対象のもの）
一	別表第四の二（第八条関係 法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの）
番号	番号
一	一
縦覧等	作成
【同上】	【同上】
二	二
公証人法第六十条ノ四において準用する同法第四十四条第一項及び第四項の規定による証書の原本の縦覧	公証人法第四十四条第一項及び第四項の規定による証書の原本の縦覧
証書の縦覧	証書の縦覧

別表第五(第十条関係 法の適用対象のもの)

〔略〕
「別表を削る。」

別表第五の一(第十条関係 法の適用対象のもの)

別表第五の二(第十条関係 法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの)

三	公証人法第六十二条ノ五において準用する同法第六十条ノ四において準用する同法第四十四条第一項及び第四項の規定による定款の縦覧
---	---

別表第一		岡山地方法務局	〔略〕	支局	出張所	位置	管轄区域	正	改	後
北区	(岡山)									
岡山市	岡山県	岡山市	岡山県の内	岡山市	岡山市	岡山市	岡山市			
赤磐市	玉野市	赤磐市	玉野市	北区	(岡山)	(岡山)	(岡山)			
加賀郡										

○法務省令第四十一号

(法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条(他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように定める。

令和七年八月十五日

(法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正)

第一条 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(平成十三年法務省令第十二号)の一部を次のようにより、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように定める。

(法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正)

(法務省令第四十一号)第二条(他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように定める。

令和七年八月十五日

改

正

後

別表第一

〔同上〕

別表第一		岡山地方法務局	〔同上〕	支局	出張所	位置	管轄区域	正	改	前
北区	(岡山)									
岡山市	岡山県	岡山市	岡山県の内	岡山市	岡山市	岡山市	岡山市			
北区の内										
至三丁目／学南町／自一丁目／至三丁	石関町 出石町／一丁目／二丁目／内山下／一丁目／二丁目／表町／自一丁目／									

別表第一		岡山地方法務局	〔同上〕	支局	出張所	位置	管轄区域	正	改	前
北区	(岡山)									
岡山市	岡山県	岡山市	岡山県の内	岡山市	岡山市	岡山市	岡山市			
北区の内										
至三丁目／学南町／自一丁目／至三丁	石関町 出石町／一丁目／二丁目／内山下／一丁目／二丁目／表町／自一丁目／									

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

(施行期日)

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

(指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令(平成十三年法務省令第二十四号)及び平成十九年法務省告示第百二号(法務大臣が指定する電子署名の方式等に関する件)は、廃止する。)

第三条 (経過措置)

(この省令の施行前にされた公証人の行う事務に係る嘱託又は請求に関する手続については、次項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。)前条の規定にかかるらず、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令(平成十九年法務省令第七号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するときは、前条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令による改正前の指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第十五条の規定に基づき保存されている情報に係る情報の同一性に関する証明及び同一の情報の提供については、この省令の施行後も、なお従前の例による。

四 公証人法第六十二条ノ五の規定において準用する同法第六十条ノ四において準用する同法第五十一条第一項の規定による定款の譲本の交付

目／	金山寺	祇園	北方／自一丁目／至四丁目／
四丁目／	京橋町	高野尻	後樂園 国体
町下牧宿	宿本町	建部町市場	建部町
町大田	建部町小倉	建部町川口	建部町
桜	建部町三明寺	建部町品田	建部町下
神目	建部町建部上	建部町田地子	建部町
町鶴田	建部町角石畠	建部町角石谷	建部町
柏田町	一丁目／二丁目／	中央町	津
島東	自一丁目／至四丁目／	天神町	
屋町	富田町／一丁目／二丁目／	中井	
町／一丁目／二丁目／	中山下／一丁目／	広瀬町	兵団
二丁目／	中原 中牧	野田屋町／一丁	
目／二丁目／	畑鮎 原	蕃山町	半田町
番町／一丁目／二丁目／	御津勝尾	御津金川	
平和町	法界院	丸の内／一丁目／二丁	
目／	御津石上	御津伊田	御津宇甘
津字垣	御津鹿瀬	御津中泉	御津中畑
御津川高	御津北野	御津草生	御津国ケ原
吉尾	御津芳谷	御津虎倉	御津紙工
目／	三野／自一丁目／至三丁目／	御津高津	御津中泉
本町	牟佐 大和町／一丁目／二丁目／	御津中山	御津野々口
弓之町	理大町	御津矢知	御津矢原
中区	東区の内	御津平岡西	御津國ケ原
瀬戸町旭ヶ丘／自一丁目／至四丁目／	瀬戸町江尻	瀬戸町大内	瀬戸町沖
町笛岡	瀬戸町塩納	瀬戸町下	瀬戸町宿
奥瀬戸町瀬戸	瀬戸町宗堂	瀬戸町大井	
瀬戸町寺地	瀬戸町二日市	瀬戸町万富	
瀬戸町南方	瀬戸町森末	瀬戸町弓削	
赤磐市	加賀郡	加賀郡	

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第二条中登記事務委任規則第七条第二項の改正規定 公布の日
二 第二条中登記事務委任規則第二十五条第一項の改正規定 令和七年九月十六日
三 第二条中登記事務委任規則第二十五条第三項の改正規定 令和七年十一月四日
四 第一条の規定及び第二条中登記事務委任規則第二十五条第一項の改正規定 令和八年一月五日

備考　表中の「」の記載は注記である。

（登記事務委任規則の一部改正）
備考 表中の「」の記載は注記である。

略

同上

○

文部閣府、総務省、農林水産省、環境省告示第七号
経済産業省、厚生労働省、国土交通省、各省告示第七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第三十五号）の施行に伴い、租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、口(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破茂

総務大臣 村上誠一郎

財務大臣 加藤勝信

文部科学大臣 阿部俊子

厚生労働大臣 福岡資磨

農林水産大臣 小泉進次郎

経済産業大臣 武藤容治

国土交通大臣 中野洋昌

環境大臣 浅尾慶一郎

法規的告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表		改	正	後
----	--	---	---	---

別表		改	正	前
----	--	---	---	---

〔略〕	公益法人等	業務又は事業	所轄庁	〔略〕
公立大学法人	〔略〕	〔略〕	〔略〕	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第二号に掲げる業務（同号に規定する設置及び管理に限る）
〔略〕	文部科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあっては、当該認可をした都道府県知事）	〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔同上〕	公益法人等	業務又は事業	所轄庁	〔同上〕
〔同上〕	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第二号に掲げる業務（出資に係るものと除く。）	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	文部科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあっては、当該認可をした都道府県知事）	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

附則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第三十五号）の施行の日（令和七年八月十六日）から施行する。

畜 牧 報 告

畜 牧 報 告

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第4条第1項の規定に基づき、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針を令和7年7月30日付けで策定したので、同条第5項の規定に基づき公表する。

令和7年8月15日

農林水産大臣 小泉進次郎

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るために生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有してきましたが、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。

第2 米穀の需給の見通しに関する事項

1 令和6／7年の需要実績

(1) 需要実績の対象期間及び対象米穀

米穀の需要実績については、前年7月から当年6月までの1年間について算出することとされています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稻うるち米及び水稻もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第4及び第5で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

(2) 算出方法

需要実績の算出方法については、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。

(3) 需要実績（速報値）

(2)により算出した令和6／7年（令和6年7月から令和7年6月までの1年間）の需要実績（速報値）は、(2)の算出方法が決定次第記載します。

2 令和7／8年の需要見通し（推計値）

需要見通しの算出方法については、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。

3 令和7／8年の需給見通し

令和7／8年の需給見通しについては、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。

第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

1 備蓄運営の基本的な考え方

(1) 政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

- ① 適正備蓄水準は100万トン程度（6月末）
- ② 国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄

③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から、一般競争入札により実施

また、「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（平成30年12月30日発効。以下「CPTPP協定」という。）に基づく豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う（なお、当該買入れは、その前年の1月から12月までに豪州から実際に輸入した数量に相当する量の当年産米に係る事前契約により行うものとする。上記に即して備蓄運営が行われた場合の基本的な買入数量は、20万トンから21万トンまでの範囲となる。）。

④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売

なお、加工原材料用販売（従来から販売している備蓄米のうち精米形態で保管する米穀の販売を除く。）については、前年産の加工原材料用の国内産米の供給量が大きく減少し、米加工品製造業者による当年産への切替えの前倒し及び第4のミニマム・アクセス米への代替が行われてもなお端境期の供給が不足すると認められる場合において、当年8月以降に行うものとする。

⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定としています。

⑥ 他方、毎年11月30日までに行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給することとします。

⑦ (1)の⑤の放出及び(2)の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後（原則5年以内）に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。ただし、買受資格者が小売業者その他農産局長が定める者である場合においては、当該条件を付すことを要しないこととします。

⑧ なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

2 令和7／8年の備蓄運営

令和7年産米の備蓄米としての買入れについては、需給状況にかんがみ、当面中止するとともに、買戻し条件付き売渡しに係る買戻しについては、行っていませんが、需給環境が大きく変化し、買入れ又は買戻しの環境が整った場合には、備蓄水準の回復に向けて計画的に行うこととします。

また、備蓄量については、現在行っている主食用としての備蓄米の売渡予定数量（81万トン）及び加工原材料用としての備蓄米の売渡予定数量（7.5万トン）を全て売り渡した場合、7.5万トンとなります。

こうした状況を踏まえた令和7／8年の備蓄運営については、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。

第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」(平成5年12月17日閣議了解)の趣旨を踏まえつに行うこととしています。

また、これに加えて、平成30年度からCPTPP協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

1 令和6会計年度の輸入状況

令和6会計年度においては、令和6年3月の基本指針に基づき、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちSBS（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びCPTPP協定に基づく6,960トン（SBS方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買付けを行いました。その結果、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちSBS方式による輸入10万トン）を買い付けるとともに、CPTPP協定に基づく輸入についても全量を買い付けました。

2 令和7会計年度の輸入方針

令和7会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちSBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、CPTPP協定に基づく輸入については、SBS方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間7,200トンとします。

令和7年(フ)第3424号

大阪市住之江区南港北1丁目4番1号 介護老人保健施設 雅秀苑、前住所大阪市西区九条南2丁目14番15号

債務者 合田 幸男

法定代理人成年後見人 合田 剛

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三島 昇悟
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第198号

熊本市中央区坪井3丁目10番8-206号 千徳マンション・ヴィラ淨行寺

債務者 白石 智美

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤井 大慈
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第228号

埼玉県深谷市上野台544番地13 アリス深谷5号館201号

債務者 内田 知里

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野村 恵子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第350号

熊本市中央区出水7丁目67番13号

債務者 本田 輝久

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平野 誠司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第351号

熊本市中央区出水7丁目67番13号

債務者 本田さとみ

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平野 誠司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第3134号

大阪市天王寺区空堀町15番6-605号

債務者 中澤 弘美

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鶴見 泰之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3453号

大阪府大東市御領3丁目12番47号

債務者 りとるワンダーランドこと 岡田千代子

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塩見 恭平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1200号

埼玉県上尾市錦町1番地15 錦町ハイツ102

債務者 中村 彰

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 有馬 明仁
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第31号

広島県三原市宮沖5丁目4番15号

債務者 北川 大祐

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 一生
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで

広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第337号

熊本市南区海路口町341番地

債務者 永野 真也

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 和哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月13日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係



報 知 金曜日 8月15日

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第3267号

大阪市浪速区桜川2丁目10番26号 シェトワ
桜川 305号

債務者 山口 高史

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 下枝 歩美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第349号

熊本市中央区帯山4丁目44-5 帯山ビル
801号、住民票上の住所熊本県下益城郡美里町安部755番地

債務者 米田 正

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森高 啓喜
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月13日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第1269号

札幌市南区澄川3条1丁目9番53号 J・マック205号

債務者 阿部 雅勝

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 齋藤 弘毅
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1297号

横浜市青葉区大場町237番地1 ル・ブルニエB102

債務者 桐山 謙二

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 丹羽 明子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第92号

岐阜県大垣市八島町2409番地13 ベルメゾンB 102、前住所岐阜県大垣市桐ヶ崎町4番地

債務者 安田 隆二

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 島田 貴士

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時15分

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第1377号

名古屋市緑区鳴海町字下中23番地の4 ミリアン鳴海リバーサイド402号、従前の住所名古屋市中村区名駅南2丁目9番22号 笹島寮

債務者 加藤 彰貢

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 住田 直子

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午後1時30分

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3328号

大阪市阿倍野区旭町2丁目1番2-805号

債務者 藤岡 正喜（旧姓田尻）

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 越田 優

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後2時20分

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第28号

鹿児島県南さつま市加世田村原1丁目1番地

16 トリシア みずほ201号、従前の住所鹿児島市坂之上6丁目19番36号 アラモードハウス101号

債務者 川之上俊介

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 宮路 真行

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10時15分

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和7年(フ)第671号

札幌市清田区里塚1条4丁目5番12-104号
債務者 池田 昭雄

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 増田 翔

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後2時

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第742号

横浜市港北区日吉本町6丁目36番7号

債務者 小林由希子

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 本間 春代

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前11時20分

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第169号

北海道旭川市永山4条8丁目4番17号

債務者 大倉 勲人

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 畑地 雅之

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後2時40分

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで

旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第3043号

大阪市北区長柄中3丁目7番21号 谷ビル201号室

債務者 石本 勝洋（旧姓大経）

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 柴田 和彦

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後1時30分

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3144号

大阪府箕面市外院2丁目5番34号

債務者 ハートフルクリーンサービスこと 大德 有子

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 塩路 陽香

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後2時20分

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3357号

大阪市中央区安堂寺町2丁目6番11-608号

債務者 中嶋 真梨

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 榊原 大輔

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後2時

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第340号

埼玉県吉川市美南1丁目37番地2 ヘリオス吉川美南アレス206号

債務者 寺井 雄紀

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 柳 隆彦

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前10時20分

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第167号

長崎県長崎市油木町52番地47 香月アパート202号

債務者 大坪 竜治

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 小村 良之

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後1時30分

- 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで

長崎地方裁判所民事部破産係

<p>令和7年(フ)第97号 岐阜県安八郡安八町米取255番地の7 ディアコート ハピネス 103号室、前住所岐阜市清759番地1 モアグレース岐阜南ゲートマーカス201号 債務者 増田 京平 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳瀬 芳仁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日前11時15分 5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係 令和7年(フ)第45号 熊本県荒尾市増永2896番地2 債務者 武知 正浩 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井手 健輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで 熊本地方裁判所玉名支部 令和7年(フ)第102号 岩手県岩手郡葛巻町葛巻第13地割4番地58 債務者 竹花香奈子 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川 順平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 盛岡地方裁判所第2民事部 令和7年(フ)第47号 長野県駒ヶ根市北町17番9号 債務者 島田 秀樹 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂井 活広 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 長野地方裁判所伊那支部 </p>	<p>令和7年(フ)第322号 栃木県小山市駅南町4丁目25番21号 債務者 池田 一好 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 拓矢 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後2時25分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 令和6年(フ)第6128号 大阪府東大阪市俊徳町2丁目6番8号 YO Uハイム俊徳 407号 債務者 長友 啓司 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 赤松 俊治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第3340号 大阪市阿倍野区阿倍野筋4丁目19番10-702号 債務者 大越 亮 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 浩司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第3417号 大阪市天王寺区玉造元町14番25号 住真田山 EAST 401号 債務者 大沢宏充こと MOON KWENG CHOONG 文 宏充 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷岡 俊英 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 大阪地方裁判所 令和7年(フ)第649号 大阪府松原市北新町6-15-8、住民票上の住所大阪府松原市天美西1丁目22番4号 債務者 Luana labこと 八木 千絵 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩谷 博紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係 </p>	<p>令和7年(フ)第149号 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺1025番地 債務者 藤川 圭介 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 手押 誓哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 和歌山地方裁判所民事部破産・再生係 令和7年(フ)第133号 長野市大字徳間1168番地31 債務者 小池 秀男 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横川 和広 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 長野地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ)第112号 岐阜市則武東4丁目7番8号、前住所岐阜市栄新町3丁目49番地 債務者 井出ますみ 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 澤本 亘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 岐阜地方裁判所 令和7年(フ)第649号 大阪府松原市北新町6-15-8、住民票上の住所大阪府松原市天美西1丁目22番4号 債務者 Luana labこと 八木 千絵 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩谷 博紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係 </p>	<p>令和7年(フ)第78号 佐賀県武雄市若木町大字本部2510番地1 債務者 林 隆太郎 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福田 孝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 佐賀地方裁判所武雄支部 令和7年(フ)第48号 北海道滝川市北滝の川1003番地35 債務者 羽野 恒平 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丸山 健 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 札幌地方裁判所滝川支部破産係 令和7年(フ)第191号 三重県四日市市堀木1丁目2番4-101号 サニータウン堀木 債務者 橋本 洋志 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川本 一子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 津地方裁判所四日市支部破産係 令和7年(フ)第446号 栃木県小山市駅東通り2丁目8番1号 小山ステーションヒルズ301号室、前住所栃木県宇都宮市築瀬町129番地1 フィカーサヤナゼA201 債務者 山田奈緒美 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾畠 慧 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 </p>
---	--	---	--

令和7年(フ)第10号	大阪府八尾市田井中4丁目9番地 ハイツ石井203号 債務者 木村 英嗣 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森本 祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第137号	長野県塩尻市大字宗賀71番地33 債務者 中原 法恵 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池内 好史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで 長野地方裁判所松本支部
令和7年(フ)第96号	島根県松江市矢田町538番地9 債務者 名原 輝幸 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 門脇 直輝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで 松江地方裁判所民事部
令和7年(フ)第453号	栃木県宇都宮市富士見が丘4丁目31番32号、前住所埼玉県和光市白子1丁目27番21-202号 サンシャインビル 債務者 小川 貴臣 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小坂 誉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午後2時25分 5 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第189号	栃木県宇都宮市御幸ケ原町136番地31 債務者 秋山 智一 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石神 知也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第439号	栃木県矢板市扇町1丁目17番53号 債務者 細川 龍一 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田島 聰紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第474号	栃木県宇都宮市上金井町852番地 債務者 平石 友美 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小島 文恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間
令和7年(フ)第45号	北海道赤平市字赤平658番地1 福栄団地1-103号室 債務者 原 敏子 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第224号	盛岡市浅岸3丁目19番5号 プロヴァンス浅岸A-101号 債務者 渡辺 恵里 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年(フ)第207号	盛岡市津志田中央1丁目5番35号 タウンハウスヨシダG3-105号 債務者 村上 誠 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 盛岡地方裁判所民事部
令和7年(フ)第228号	岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第8地割154番地12 ニューシティしもだB棟203号、前住所岩手県陸前高田市高田町字中田60番地5 市営住宅中田団地1705号 債務者 船底 楓 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第144号	釧路市栄町9丁目9番地の8 パークサイドマンション 307、前住所釧路市堀川町5番12号 債務者 木村さえか 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第63号	栃木県足利市常見町3丁目1番地14 フォンテーヌ103 債務者 長谷川貴大 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第535号

大阪府柏原市法善寺4丁目9番13号

債務者 高橋 一生

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第542号

堺市北区百舌鳥梅町1丁24番地12 G R E E N H I L L S H I R O N O Y A M A 202号

債務者 松田 真紀

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第543号

堺市北区百舌鳥梅町1丁24番地12 G R E E N H I L L S H I R O N O Y A M A 202号

債務者 松田 裕也

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第557号

大阪府柏原市玉手町24番5-601号 メゾン・ド・玉手

債務者 東 幸義

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第578号

堺市堺区少林寺町東2丁2番8号 ともⅢ、前住所堺市堺区少林寺町東3丁1番23-201号

債務者 谷口 嘉章

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第585号

大阪府柏原市玉手町11番6号

債務者 宮本 美優

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第592号

大阪府南河内郡太子町大字春日84番地の4(B-104号)

債務者 要海佐知子

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第600号

大阪府松原市河合1丁目8番32-201号、前住所大阪府松原市上田8丁目7番1-307号

債務者 川端 岩雄

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第618号

堺市南区庭代台4丁8番1号

債務者 齊藤 孝子

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第619号

堺市西区浜寺石津町中1丁3番30-301号

債務者 瀬戸 博

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第623号

堺市南区岩室77番地2 岩室共同住宅307号

債務者 山本 啓一

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第659号

堺市中区深井中町311番地4 1棟1103号

債務者 自谷 龍介

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第660号

堺市中区深井中町311番地4 1棟1103号

債務者 自谷 春奈

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第53号

福岡県大牟田市大字橘626番地9

債務者 漆間 清貴

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第96号

北海道帯広市西1条南20丁目5番地2 ハイツほんぽ7号室

債務者 安藤 正臣

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日前1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(フ)第659号

北海道帯広市西1条南20丁目5番地2 ハイツほんぽ7号室

債務者 安藤 正臣

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日前1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年(フ)第112号

北海道帯広市西2条南25丁目12番地1 コーポさくら2-25E
債務者 松原美紗記
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年(フ)第113号

北海道帯広市西17条南5丁目4番地65 緑西コーポ第2・1-1
債務者 佐藤 啓太
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年(フ)第195号

岩手県紫波郡矢巾町大字高田第15地割8番地2 グレイシャス105、前住所盛岡市つつじが丘22番6号
債務者 南 真琴
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第197号

岩手県滝沢市鶴洞洞畑23番地6
債務者 大館 遥香
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第209号

岩手県滝沢市大崎281番地10 フрендA107号
債務者 小林 康子
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第215号

岩手県一関市巣美町祭時山国保有林林班ト(須川温泉)、住民票上の住所盛岡市永井21地割5番地6 グリーンハウスⅡ105号
債務者 太田 猛己
1 決定年月日時 令和7年8月1日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第226号

盛岡市月が丘2丁目15番2-204号、前住所岩手県滝沢市土沢220番地16
債務者 高橋 忠衛
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第227号

盛岡市月が丘2丁目15番2-204号、前住所岩手県滝沢市土沢220番地16
債務者 高橋エドリンこと TAKAHASHI EDLYN SARMIENTO
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第167号

群馬県高崎市島野町68番地100
債務者 新井小百合
1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第111号

北海道苦小牧市柏木町6丁目12番2号ファミーユ柏木202
債務者 富樫 充
1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年(フ)第513号

仙台市太白区砂押町23番20号 ハイツ深山203、従前の住所仙台市太白区緑ヶ丘3丁目9番13号
債務者 石森 彩菜
1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第118号

秋田市仁井田二ツ屋2丁目15番22号 レジデンス鈴木202
債務者 生玉美沙子
1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第99号

福島市飯坂町湯野宇葉師前14番地の3
債務者 田邊 照美
1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
福島地方裁判所

令和7年(フ)第87号

福島県いわき市好間町北好間字下ケ屋敷1番地の104-4、従前の住所福島県いわき市中央台鹿島3丁目1番地の13 市営住宅3-5
債務者 手塚 友和
1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第86号

茨城県取手市双葉1丁目36番17-101号、前住所茨城県取手市双葉1丁目31番6号
債務者 白砂 光治
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和7年(フ)第95号

茨城県牛久市刈谷町5-84-1 グリーンハイツ牛久213、住民票上の住所茨城県牛久市柏田町3032番地3 (ソレアードホソヤD102)
債務者 木村 純香
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和7年(フ)第110号	茨城県取手市白山4丁目7番11-306号 債務者 井坂 幸子 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和7年(フ)第113号	茨城県守谷市松前台4丁目18番地6 エスボワール303、前住所茨城県下妻市見田1202番地 エクセレント下妻103号室 債務者 中山 美穂 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和7年(フ)第471号	栃木県鹿沼市上野町299番地6 ツムラハイツ101 債務者 織田 夕紀 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第63号	長野県上田市大屋549番地6 コーポ平和202号 債務者 室田 晋作

令和7年(フ)第396号	岡山県玉野市向日比1丁目4番17号 債務者 森野 里子(旧姓須田) 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 長野地方裁判所上田支部
令和7年(フ)第148号	静岡県富士宮市小泉2290番地の6 ポイントスクエア203、前住所静岡県富士宮市万野原新田4031番地の26 債務者 大河原由美 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第88号	滋賀県彦根市大藪町1876番地(101号)、前住所滋賀県彦根市地蔵町40番地14 債務者 小波津孝江 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 大津地方裁判所彦根支部
令和7年(フ)第91号	滋賀県犬上郡甲良町大字法養寺185番地118、前住所滋賀県犬上郡豊郷町大字安食南318番地34 債務者 遠藤 克己 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
令和7年(フ)第176号	沖縄県沖縄市住吉2丁目2番17号 102号 債務者 上間 潤次 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ)第101号	北海道苫小牧市花園町1丁目1番18号エステートライフ青葉花園D号、前住所北海道苫小牧市春日町1丁目10番11号ヴィレッジ・ナウ203号 債務者 大和 克幸 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 札幌地方裁判所苫小牧支部
令和7年(フ)第114号	北海道苫小牧市ウトナイ南2丁目1番8号 ウトナイ病院、住民票上の住所北海道勇払郡むかわ町駒場176番地 債務者 菊地 恵 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 札幌地方裁判所苫小牧支部
令和7年(フ)第102号	鹿児島県姶良市東餅田2653番地1 フェリシア建昌A棟205号 債務者 児玉 幸則 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 松山地方裁判所大洲支部
令和7年(フ)第106号	福島市小倉寺字久保下24-1サンメゾン101、住民票上の住所福島県相馬郡飯舘村二枚橋字本町281番地 債務者 鈴木 瑠美 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 福島地方裁判所

<p>令和7年(フ)第108号 福島市笹谷字佐場野古屋31番地の1 チェリー ハイツ 笹谷103 傾債務者 菅野 敬子 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 　　福島地方裁判所</p>	<p>令和7年(フ)第1468号 神奈川県横須賀市長井3丁目46番2-205号、 申立時の住所横浜市中区山手町68番地 聖母 愛児園 傾債務者 中川 星菜 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 　　横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第1693号 横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地 細谷戸ハイツ 5街区2棟503号 傾債務者 小山 桃汰 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 　　横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第1817号 横浜市港北区小机町1223番地3 壱番館307 号室 傾債務者 山口 由紀 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 　　横浜地方裁判所第3民事部</p>
<p>令和7年(フ)第114号 茨城県取手市新町3-2-14、住民票上の住所茨城県取手市谷中417番地35 傾債務者 田中 大 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 　　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1544号 神奈川県藤沢市村岡東3丁目5番地の5 ハイツコスモ武番館201 傾債務者 上村 真樹 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 　　横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第1718号 横浜市保土ヶ谷区仏向町205番地 相沢ハイツ201号 傾債務者 柿本 望美 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 　　横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第26号 岐阜県可児市若葉台1丁目33番地2、前住所岐阜県可児市緑6丁目73番地 傾債務者 和泉 幹夫 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 　　岐阜地方裁判所第3民事部</p>
<p>令和7年(フ)第118号 茨城県稲敷市椎塚1120番地 傾債務者 山中 雅己 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 　　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1570号 神奈川県高座郡寒川町岡田7丁目4番10号 ビッグハイツ203号 傾債務者 土井 勝則 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 　　横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第1719号 横浜市栄区飯島町434番地1 サンヒルズ飯島302号 傾債務者 太田 健介 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 　　横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第27号 岐阜県可児市若葉台1丁目33番地2、前住所岐阜県可児市緑6丁目73番地 傾債務者 和泉美千洋 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 　　岐阜地方裁判所御嵩支部</p>
<p>令和7年(フ)第119号 茨城県取手市柄木207番地1 傾債務者 相田 順子 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 　　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1584号 横浜市港北区綱島東5丁目3番1号 吉原ビル307 傾債務者 東間 利明 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 　　横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第1751号 神奈川県大和市桜森3丁目11番10号 フォレストリブ405 傾債務者 齊藤 大介 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 　　横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第128号 三重県津市八町1丁目6番10号 日の出地所2階東 傾債務者 石岡 和明 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 　　津地方裁判所破産係</p>

令和7年（フ）第129号 三重県津市八町1丁目6番10号　日の出地所 2階東 債務者 石岡 理香 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 津地方裁判所破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年（フ）第139号 三重県鈴鹿市地子町910番地の2 債務者 松永 風 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 津地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大津地方裁判所彦根支部	1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年（フ）第103号 大津市瀬田1丁目23番36号、前住所滋賀県栗東市野尻602番地（705）ルネス・ピース栗東ステーションスクエア 債務者 西村 剛 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年（フ）第113号 大津市坂本8丁目32番3-201号 債務者 奥田富美代 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年（フ）第232号 大津市長等2丁目8番40-201号、前住所奈良県座間市ひばりが丘1丁目47番7-607号 グリーンヒルズひばりが丘 債務者 笹原 清悟	1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第309号
 兵庫県赤穂市塩屋2126番地1 塩屋団地A-404、従前の住所兵庫県赤穂市新田276番地1 楠アパート2
 債務者 甲斐 清美
 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第354号
 兵庫県姫路市飾磨区中島414番地127 セジュール高浜参番館
 債務者 中崎 秀紀
 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第355号
 兵庫県姫路市飾磨区中島414番地127 セジュール高浜参番館
 債務者 中崎 清美
 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第367号
 兵庫県姫路市東夢前台2丁目65番地 県営姫路東夢前台住宅9棟405号室
 債務者 横田なつえ
 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第372号
 兵庫県加古川市尾上町今福363番地の10
 債務者 田尻 一樹
 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第97号
 鳥取県鳥取市気高町新町3丁目40番地コーポミサ102号
 債務者 森田 勝博
 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
 鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第665号
 広島市東区曙2丁目8-32ニューライフ曙401、住民票上の住所広島市東区曙2丁目8番32-104号
 債務者 中村 豊貴
 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第676号
 広島市南区丹那新町6番7号
 債務者 大西 紫乃
 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第343号
 熊本市中央区妙体寺町6番6号、異動前住所
 熊本市中央区新町3丁目9番5号 ニュータウンU302号
 債務者 後藤 武子

1 決定年月日時 令和7年7月30日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第70号
 長野県埴科郡坂城町大字南条789番地2
 債務者 本間 朱香
 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
 広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第142号
 広島県福山市加茂町字中野799番地1 ブリュッケB101、旧住所広島県福山市芦田町大字上有地2580番地1
 債務者 佐野 里美
 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
 長野地方裁判所上田支部

令和7年(フ)第2616号
 大阪市城東区鳴野東2丁目6番7-407号
 債務者 中西 康則
 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3273号
 大阪府枚方市星丘2丁目27番10号、前住所大阪府交野市梅が枝19番201号
 債務者 秋月 仁美
 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3283号 大阪市城東区成育2丁目12番22-413号 債務者 米須 肇 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第3607号 大阪市住之江区安立2丁目4番15号 住之江ハイツ301 債務者 渡辺まり子(旧姓西谷) 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第87号 広島県呉市広古新開6丁目18番23号 債務者 中西 真弓 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 広島地方裁判所呉支部	令和7年(フ)第524号 千葉県柏市根戸415番地2 ヴィラ・ウェルストーン105号 債務者 齋藤ひろ子 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第3361号 大阪府高槻市辻子1丁目13番10-303号、前住所大阪府高槻市大塚町3丁目28番13号 債務者 松田由香里 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第3617号 大阪府豊中市城山町2丁目1番31号 302号、前住所大阪市浪速区敷津西1丁目8番31-906号 債務者 小島 翼 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第60号 宮城県加美郡色麻町大字永嶋南25番地6 債務者 今野 雄太 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係	令和7年(フ)第194号 金沢市鳴和2丁目10番35号 債務者 荒井 信彦 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第3410号 大阪市浪速区幸町3丁目9番19-403号 債務者 村山 麗 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第36号 兵庫県たつの市御津町苅屋447番地5 債務者 成田 まや 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 神戸地方裁判所龍野支部	令和7年(フ)第146号 福島県本宮市高木字長瀬32番地13 債務者 鈴木 李菜 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	令和7年(フ)第162号 兵庫県川西市南花屋敷1丁目7番7号 債務者 有田 孝一 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第3481号 大阪府寝屋川市堀溝1丁目35番8-405号 債務者 吉村 利恵 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第500号 広島市中区白島北町18番1-609号 長寿園北高層1 債務者 石井進美子 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第162号 福島県須賀川市森宿宇海道西64番地149、前住所福島県須賀川市森宿字安積田79番地20 債務者 大平由美子(旧姓佐久間) 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	令和7年(フ)第187号 徳島県吉野川市鴨島町鴨島689番地28 メゾン八千代 102号室 債務者 橋本奈緒美 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第31号 徳島県三好郡東みよし町足代1736番地1 救護施設みよしの山荘、住民票上の住所徳島県三好市池田町トウゲ145番地7 株式会社池田警備保障 債務者 藤田 忠夫 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 徳島地方裁判所美馬支部	令和7年(フ)第173号 福島県郡山市東原3丁目148番地 県営住宅03棟203号 債務者 横田 雅史 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	令和7年(フ)第39号 兵庫県たつの市龍野町片山774番地3 市営沢田住宅5号 債務者 岸本眞智子 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 神戸地方裁判所龍野支部	令和7年(フ)第92号 佐賀県武雄市武雄町大字富岡9628番地 プリーザント川良101号 債務者 川上 美香 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 佐賀地方裁判所武雄支部
令和7年(フ)第184号 沖縄県沖縄市古謝津嘉山町14番7号 東英マンションA-1 債務者 豊村 美幸 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和7年(フ)第558号 神戸市垂水区西舞子2丁目10番17号 債務者 倉持 和月 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第69号 佐賀県武雄市朝日町大字甘久3110番地1 グローリーハウスVII 債務者 小杉 愛 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 佐賀地方裁判所武雄支部	令和7年(フ)第93号 佐賀県杵島郡大町町大字福母2933番地2 債務者 藤井小枝子 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 佐賀地方裁判所武雄支部
令和7年(フ)第33号 沖縄県名護市大中3丁目14番6-401号 エアーズグリーンマンション 債務者 江崎 優妃 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 那覇地方裁判所名護支部	令和7年(フ)第559号 神戸市垂水区西舞子2丁目10番17号 債務者 倉持 夏澄 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第86号 佐賀県伊万里市瀬戸町744番地 債務者 黒川 敦史 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 佐賀地方裁判所武雄支部	令和7年(フ)第94号 佐賀県杵島郡大町町大字大町8878番地7 債務者 鶴田美代子 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 佐賀地方裁判所武雄支部
令和7年(フ)第152号 福島県郡山市島2丁目42番8号 島ハイツ208号 債務者 野村 博 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	令和7年(フ)第646号 神戸市北区有野町唐櫃1650番地の3 債務者 柏木 孝之 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第90号 佐賀県伊万里市立花町1355番地27 立花市営住宅3-9-8 債務者 福島 慎司 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 佐賀地方裁判所武雄支部	令和7年(フ)第27号 鹿児島県南さつま市金峰町宮崎3551番地2、従前の住所神奈川県川崎市高津区溝口2丁目16番22-202号 メゾン石塚 債務者 檜校 ゆり(旧姓正宗) 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

破産手続廃止**令和7年(フ)第105号**

千葉県浦安市北栄1丁目7番6-101号 小善マンション
破産者 渡邊 利夫
1 決定年月日 令和7年7月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第429号

千葉市中央区東千葉2丁目6番1号 ハイマーク千葉1209号
破産者 高井 尚仁
1 決定年月日 令和7年7月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第426号

千葉県印西市原3丁目3番地4棟703号
破産者 浅野 蘭
1 決定年月日 令和7年7月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第473号

千葉県市川市湊5番2号
破産者 医療法人社団デンタル・オフィス・湊
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第474号

千葉県市川市湊新田1丁目6番15-207号(ハピネス青山)
破産者 熱田 貴子
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第643号

千葉県八千代市八千代台西4丁目12番10号
レオパレス晃栄302号室
破産者 吉江 久
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第694号

千葉市若葉区加曽利町689番地の3
破産者 京葉珈琲株式会社
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第695号

千葉市若葉区加曽利町689番地の3
破産者 株式会社フレーバーコーヒー
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第97号

千葉県成田市上町861番地1 (We11St oneHi11s・表参道313)
破産者 金子 健一
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第5号

千葉県東金市福俵389番地福俵ヴィレッジC
107
破産者 HANZAWA株式会社
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第6号

千葉県東金市福俵389番地 福俵ヴィレッジ
C-107
破産者 棚澤 秀治
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第46号

千葉県東金市東新宿8番地18 ダイヤパレス
東金A-1
破産者 菅野 洋
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第54号

千葉県山武市松尾町祝田90番地 グリーンハイツ祝田B201
破産者 川島 雅敏
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和6年(フ)第42号

宮城県角田市毛萱字勝善54番地
破産者 有限会社東幸電子
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

仙台地方裁判所大河原支部

令和6年(フ)第324号

相模原市中央区宮下本町2-36-5
破産者 株式会社なゆた企画
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和5年(フ)第2022号

大阪市福島区玉川3丁目4番15号 アドバンス西梅田IVエール1206号室、開始決定時代替住所A(旧住所 大阪府寝屋川市萱島信和町21番12-202号)
破産者 中前 慎也

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第181号

神戸市中央区北長狭通4丁目7番28-601号
破産者 合同会社あゆむ

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第258号

神戸市中央区琴ノ緒町4丁目5-7商工印刷ビル2階、従前の本店所在地神戸市中央区磯辺通1丁目1番20号KOWAビル3階
破産者 株式会社sty1e82

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第208号

茨城県土浦市白鳥町1106番地の133
破産者 有限会社千代田機械製作所
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和6年(フ)第1879号

東京都立川市羽衣町2丁目47番23号
破産者 小林 裕樹(旧姓牧瀬)
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第319号 島根県松江市八雲町日吉137番地18、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市中野上町2丁目7番6号Rete中野上町106号 破産者 福間 貴子 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第748号 千葉県柏市根戸103番地10 パークレジナス509号 破産者 船谷 正人 1 決定年月日 令和7年7月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日 令和7年7月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第575号 東京都東大和市奈良橋3丁目500番地の1工トワール橋103 破産者 江頭 一守 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第1007号 千葉県松戸市新松戸南1丁目365番地 破産者 有限会社新日本亭 1 決定年月日 令和7年7月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第320号 千葉県松戸市小金252番地の11 エクラシア松戸小金 破産者 澤口 康則 1 決定年月日 令和7年7月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和6年(フ)第164号 福島県いわき市小名浜大原字原本田前218番地の2 破産者 株式会社アblend 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福島地方裁判所いわき支部
令和7年(フ)第821号 東京都東大和市狭山5丁目1634番地の1マ・メゾンII202 破産者 角田 信也 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第2号 千葉県鎌ヶ谷市北中沢3丁目4番23号(エスペランサー番館102)、前住所千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷3丁目3番1号 破産者 青木 莞爾 1 決定年月日 令和7年7月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第334号 千葉県松戸市新松戸2丁目150番地の1 破産者 柏原 魁斗 1 決定年月日 令和7年7月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第20号 栃木県大田原市南金丸2298番地1 破産者 小林農園、小林製作所こと 小林 冬人 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第2490号 横浜市保土ヶ谷区仏向町127番地4-101号室 破産者 株式会社ラインコネクト 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第217号 栃木県下都賀郡野木町大字丸林404番地25 破産者 有限会社紀藤コンサルタントオフィス 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第217号 栃木県下都賀郡野木町大字丸林404番地25 破産者 有限会社紀藤コンサルタントオフィス 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年(フ)第496号 神奈川県高座郡寒川町一之宮4丁目2番13号 破産者 株式会社ペントブルー 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所大田原支部
令和7年(フ)第10号 富山県氷見市地蔵町13番18号 破産者 マルカサフーズ有限会社 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第661号 相模原市緑区青山378番地5 破産者 有限会社小松屋 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第661号 相模原市緑区青山378番地5 破産者 有限会社小松屋 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第656号 名古屋市中川区五女子1丁目1番8号 ユニーブル五女子303号 破産者 株式会社カワイ 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第315号 千葉県松戸市稔台7丁目5番地の3 ハーベストコート201号 破産者 森本 優 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 富山地方裁判所高岡支部	令和7年(フ)第655号 横浜地方裁判所相模原支部 名古屋市北区西志賀町5丁目28番地の1 破産者 株式会社パートナーズ 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第655号 横浜地方裁判所相模原支部 名古屋市北区西志賀町5丁目28番地の1 破産者 株式会社パートナーズ 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第655号 横浜地方裁判所相模原支部 名古屋市北区西志賀町5丁目28番地の1 破産者 株式会社パートナーズ 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部

<p>令和7年(フ)第721号 名古屋市中区古渡町18番3号、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区東が丘1丁目1番4号 破産者 エムシーコーポレーション株式会社 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和6年(フ)第78号 北海道伊達市有珠町252番地2 破産者 株式会社魁信工業 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>札幌地方裁判所室蘭支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第90号 東京都羽村市栄町1丁目1番地32サンライズ下閣103 破産者 遠藤 三男 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第694号 東京都町田市南成瀬5丁目1番地10サンプラザ西之久保4-B 破産者 杉山 満喜 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和6年(フ)第397号 岡山県倉敷市中島1541番地4 破産者 株式会社大貴工業 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>岡山地方裁判所倉敷支部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第303号 宮崎市橋通東2-9-14 トライスター本町通りビル201、登記簿上の主たる事務所宮崎市瀬頭2丁目3番21号 破産者 弁護士法人兒玉総合法律事務所 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>宮崎地方裁判所破産係</p> <p>破産手続廃止及び免責許可決定</p> <p>令和7年(フ)第31号 鹿児島市紫原2丁目47-8 アップルハウス紫原1-110、住民票上の住所鹿児島市上福元町5645番地12 セゾンソフィア101号 破産者 大迫 秀一 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p>鹿児島地方裁判所民事第3部破産係</p> <p>令和6年(フ)第139号 沖縄県沖縄市安慶田5丁目5番30号 富アパート1-C 破産者 宮里 盛義 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p>那覇地方裁判所沖縄支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第600号 札幌市豊平区水車町7丁目1番27-603号 破産者 橋口 新人 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p>札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p>令和6年(フ)第182号 北海道河東郡音更町南鈴蘭南3丁目6番地4 カーサ・パリアンF号 破産者 木下 文智 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p>釧路地方裁判所帯広支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第12号 北海道河東郡士幌町字士幌西1線168番地32 ハスコート士幌 I 106号室 破産者 稲本 康 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p>釧路地方裁判所帯広支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第43号 北海道帯広市柏林台西町4丁目1番地 柏林台西町6-614号 破産者 橋本 則江 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p>釧路地方裁判所帯広支部破産係</p> <p>令和6年(フ)第66号 宮城県亘理郡亘理町逢隈鹿島倉庭82-101 佐藤祐矢方、開始決定時の住所宮城県角田市毛萱字勝善54番地 破産者 佐々木 修 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p>仙台地方裁判所大河原支部</p>	<p>令和7年(フ)第334号 神奈川県海老名市泉1丁目5番1-412号 破産者 早福奈津美(旧姓佐藤) 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p>横浜地方裁判所第3民事部</p> <p>令和6年(フ)第59号 長野県千曲市上山田温泉4丁目31番地2 サーブラスフェニックス10² 202、前住所長野県千曲市大字磯部918番地3 破産者 謝 静湘(H SIEH CHING HSIAO) 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p>長野地方裁判所上田支部</p> <p>令和6年(フ)第256号 岐阜市山吹町2丁目23番地2 (リバーサイドアリージェンス3C)、前住所岐阜市上加納山4715番地33 (ハイツ上加納 10F 10号室)、(前々住所)岐阜市栗野東3丁目245番地7 破産者 野原明日翔 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p>岐阜地方裁判所</p> <p>令和7年(フ)第112号 代替居所A(住民票上の住所) 大阪府豊中市千里園3丁目11番2号 破産者 SWELL COTO 山田真太郎 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p> <p>岐阜地方裁判所</p>
---	--	--	---

令和 7 年 (フ) 第 272 号
 神戸市垂水区泉が丘 5 丁目 4 番 13 号、従前の住所神戸市兵庫区夢野町 2 丁目 17 番地
 破産者 北海ラーメンこと 田村 信夫
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 30 日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 神戸地方裁判所第 3 民事部

令和 6 年 (フ) 第 966 号
 広島県東広島市八木松東 3 丁目 22 番 41 号 シーホープ 101 号
 破産者 片山 将貴
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 30 日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 広島地方裁判所民事第 4 部

令和 6 年 (フ) 第 484 号
 福岡市早良区四箇 1 丁目 2 番 42-302 号 シエル クレール、開始決定時の住所鹿児島市伊敷 6 丁目 12 番 20 号 アリビオ伊敷 101 号
 破産者 白井 玲
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 30 日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 鹿児島地方裁判所民事第 3 部破産係

令和 7 年 (フ) 第 87 号
 鹿児島市宇宿 5 丁目 12 番 34 号 サンスマイル 1 号館 105 号、前住所鹿児島市和田 3 丁目 63 番 3 号 パーレイⅢ 205 号
 破産者 山下 桃佳
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 30 日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 鹿児島地方裁判所民事第 3 部破産係

令和 7 年 (フ) 第 85 号
 函館市日吉町 3 丁目 16 番 4 号
 破産者 佐藤 大樹
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 31 日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 函館地方裁判所

令和 7 年 (フ) 第 64 号
 宮城県大崎市古川鶴ヶ塙字小谷地 67 番地 1 エスポアール 98 101 号、従前の住所千葉県松戸市松飛台 108 番地 ハイムミッドランド B-206 号
 破産者 浅海 勝志
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 31 日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所第 3 民事部

令和 6 年 (フ) 第 2491 号
 横浜市金沢区釜利谷東 6 丁目 5 番 51-101 号
 破産者 松本 建治
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 31 日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所第 3 民事部

令和 7 年 (フ) 第 1104 号
 神奈川県藤沢市辻堂東海岸 4 丁目 1 番 15 号
 破産者 グエイ望奈
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 31 日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所第 3 民事部

令和 7 年 (フ) 第 6 号
 和歌山県新宮市王子町 3 丁目 6 番 3 号
 破産者 松田 篤史
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 31 日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 和歌山地方裁判所新宮支部

令和 7 年 (フ) 第 7 号
 和歌山県新宮市王子町 3 丁目 6 番 3 号
 破産者 松田 由娘

令和 6 年 (フ) 第 2220 号
 神奈川県茅ヶ崎市下町屋 3 丁目 3 番 48 号 パルク湘南 103
 破産者 千村 修平
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 31 日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 和歌山地方裁判所新宮支部

令和 7 年 (フ) 第 8 号
 和歌山県新宮市熊野川町日足 1 番地
 破産者 前 覚
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 31 日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 和歌山地方裁判所新宮支部

令和 7 年 (フ) 第 41 号
 広島県呉市苗代町 21 番地の 2
 破産者 佐々木摩幸
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 31 日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 広島地方裁判所呉支部

令和 7 年 (フ) 第 21 号
 香川県善通寺市金蔵寺町 798 番地 1 ルーベル金蔵寺Ⅲ B 204 号
 破産者 山本百合香
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 31 日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 高松地方裁判所丸亀支部

令和 7 年 (フ) 第 117 号
 佐賀県小城市三日月町織島 411 番地 2
 破産者 田中 文明
 1 決定年月日 令和 7 年 7 月 31 日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第7号

相模原市緑区根小屋1230番地2
破産者 小松 英雄
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第506号

愛知県春日井市中新町2丁目3番地9 ピュアハーツ239 102号
破産者 伊藤 和美
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第654号

名古屋市北区金城町3丁目11番地 エスボワール尾崎501号、従前の住所名古屋市北区西志賀町5丁目28番地の1
破産者 木村 浩一
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和5年(フ)第732号

北九州市八幡西区三ツ頭1丁目12番2号、前住所北九州市八幡西区浅川学園台3丁目22番12号(セジュール学園台202)
破産者 百崎 久晃
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第45号

北九州市小倉南区重住2丁目6番15-202号
破産者 岩下菜穂美
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第10号

鹿児島県霧島市牧園町持松2273番地2
破産者 修行 誠
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和6年(フ)第1622号

北海道江別市大麻園町34番地 大麻園町団地17号棟406号室
破産者 海江田紘幸
1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第24号

福島県会津若松市相生町6番8号 マンションエテルナ107
破産者 鈴木 一浩

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和6年(フ)第165号

福島県いわき市小名浜大原字原木田前218番地の2
破産者 鈴木 正博

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第26号

山梨県甲斐市玉川59番地2 エスピワール笹本D201、前住所埼玉県羽生市大字町屋815番地4

破産者 原田 全也(旧姓田沼)

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第70号

山梨県南アルプス市飯野2402番地1
破産者 河西 昌夫

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第430号

岐阜県羽島市福寿町間島7丁目21番地

破産者 不破 五郎

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和6年(フ)第2269号

名古屋市緑区大高町字二番割78番地の4

破産者 岩田康博こと 李 明熙

1 決定年月日 令和7年7月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第80号

愛知県海部郡大治町大字三本木字西之川173番地の6

破産者 神戸 由貴

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第434号

愛知県春日井市勝川町3丁目3番地 第7リーディングビル305号

破産者 早川 伴美

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第668号

愛知県春日井市篠木町6丁目2445番地51

破産者 森元 紀幸

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第722号

名古屋市中区古渡町18番3号、従前の住所東京都板橋区蓮根2丁目29番8-309号

破産者 村瀬 広恭

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第174号

熊本市中央区水前寺1丁目18番3-1001号、
住民票上の住所熊本市東区長嶺東6丁目16番
4号

破産者 村松 史洋

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第58号

鹿児島県姶良郡湧水町中津川546番地4

破産者 野尻 尚人

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第6号

青森県十和田市大字法量字渕瀬68番地3、破産手続開始決定時の住所青森県十和田市大字沢田字三日市74番地2

破産者 高瀬 史哉

1 決定年月日 令和7年8月1日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所十和田支部

令和7年(フ)第12号

青森県上北郡おいらせ町神明前143番地5

破産者 石橋 晃緑

1 決定年月日 令和7年8月1日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所十和田支部

令和5年(フ)第101号

岩手県北上市相去町滝の沢4番地37

破産者 太田ゆり子

1 決定年月日 令和7年8月1日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第3号

金沢市二口町口45番地 ミモザ5 102号

破産者 浅田 裕美

1 決定年月日 令和7年8月1日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第91号

金沢市畠田西4丁目66番地2 県営住宅5棟

404号、住民票上の住所金沢市畠田西4丁目66番地2

破産者 蔵 理香

1 決定年月日 令和7年8月1日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第98号

金沢市額新町1丁目218番地1 額団地県営

住宅55棟104号、開始決定時の住所金沢市泉野町4丁目20番2号 シニアハウス香林苑泉野

破産者 屋尾 陽一

1 決定年月日 令和7年8月1日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第110号

石川県金沢市泉本町2丁目110番地

破産者 吉村 武志

1 決定年月日 令和7年8月1日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

金沢地方裁判所民事部

令和6年(フ)第101号

岡山県倉敷市堀南742番地5、前住所岡山県倉敷市福井323番地

破産者 濱端 竜太

1 決定年月日 令和7年8月1日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和6年(フ)第398号

岡山県倉敷市茶屋町2110番地6 ニューエンプレムC202、軒居前住所岡山県岡山市東区目黒町500番地130

破産者 小林 勇貴

1 決定年月日 令和7年8月1日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第91号

香川県高松市屋島西町2292番地10 ロイヤルコートセラ101

破産者 木内 海斗

1 決定年月日 令和7年8月1日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第237号

長崎県長崎市歓刈町1613番地31 県営住宅三重第3団地G棟307号

破産者 坂本 留美

1 決定年月日 令和7年8月1日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第309号

長崎県長崎市さくらの里2丁目14番10号

破産者 中尾 修二

1 決定年月日 令和7年8月1日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第310号

長崎県長崎市さくらの里2丁目14番10号

破産者 中尾 康子(旧姓井手)

1 決定年月日 令和7年8月1日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第64号

長崎県長崎市葉山2丁目29番20号

破産者 笹田 明美

1 決定年月日 令和7年8月1日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第98号

長崎県長崎市北栄町18番6号

破産者 木庭 希望

1 決定年月日 令和7年8月1日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第99号

長崎県長崎市かき道5丁目3番11-402号
破産者 藤本 靖子

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第97号

宮崎市新別府町江田原93番地9
破産者 鈴木 聖子

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第106号

宮崎市大字芳士1077番地1 県営住宅101棟
14号
破産者 越村 一真

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第7号

宮崎県日南市上平野町1丁目11番地2、前住所東京都世田谷区松原5丁目3番13号 玉川第1ビル202
破産者 三浦康二朗

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所日南支部

令和7年(フ)第14号

宮崎県日南市南郷町中村乙7101番地380
破産者 橋口 宗司

- 1 決定年月日 令和7年8月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所日南支部

免責許可決定

令和7年(フ)第9号

福島県相馬市磯部字上ノ台141番地の10
破産者 松川 正弘

- 1 決定年月日 令和7年6月18日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所相馬支部

令和7年(フ)第63号

千葉市美浜区幸町2丁目16番13棟506号
破産者 境 竜矢

- 1 決定年月日 令和7年7月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第429号

千葉市中央区東千葉2丁目6番1号 ハイ
ラーツ千葉1209号
破産者 高井 尚仁

- 1 決定年月日 令和7年7月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第24号

千葉県成田市玉造3丁目1番地(6棟304号)
破産者 関根 由美

- 1 決定年月日 令和7年7月28日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第245号

埼玉県越谷市東越谷4丁目18番地4
破産者 松尾千紗都

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第287号

埼玉県草加市青柳8丁目37番2号 パークサ
イド第2-B棟D-1号
破産者 大原輝こと ビスカラ オオハラ
ピーター リー

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第303号

埼玉県春日部市豊町4丁目3番地10
破産者 市川 祥光

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第306号

埼玉県春日部市一ノ割2丁目9番19号 パス
テルタウンD-102号
破産者 金子 孝子

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第295号

千葉県市原市姉崎1014番地 SUNCRES
T富士見マンション202
破産者 比嘉 優希

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第299号

千葉県八千代市萱田町907番地1 中台コ一
ボ203
破産者 小川 昌治

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第424号

千葉県浦安市堀江4丁目30番15-101号 グ
レース浦安(ルーム1号館)
破産者 溝田百々子

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第452号

千葉市花見川区幕張町6丁目115番地1 G
U I L D幕張705号
破産者 阿久津実希

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第474号

千葉県市川市湊新田1丁目6番15-207号(ハ
ビネス青山)
破産者 熱田 貴子

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第518号

千葉市中央区白旗2丁目7番5号 ブルーメ
ンハウス101号
破産者 高梨 和彦

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第568号

千葉県船橋市習志野台5丁目23番8号 サン
コスモK-205号
破産者 日戸ほたる

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第569号

千葉県市原市五井5430番地 市営若葉住宅4
棟404号
破産者 久次 俊也

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第582号

千葉市中央区道場南2丁目7番8号 コーポ
サン203号
破産者 CLEMENTE OSCAR JR
DOMINGO(クレメンテ オスカル
ジュニア ドミンゴ)

- 1 決定年月日 令和7年7月29日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

千葉県船橋市南三咲1丁目21番12号 アーバンヒルズB棟203号
破産者 青木 尚虎
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第595号
千葉県船橋市山手3丁目3番14号 レオパレスワールド新船橋107号
破産者 岩崎 淳二
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第599号
千葉県船橋市習志野台5丁目37番10-107号
破産者 森 優磨
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第600号
千葉県船橋市金杉4丁目17番7号 花梨館101号
破産者 茂村 彰
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第629号
千葉県市川市福栄3丁目7番24-203号 (ベルセゾン行徳)
破産者 畑野 幸治
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第641号
千葉市中央区宮崎2丁目1番8号 マンション翠嵐202号
破産者 長井久美子
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第643号
千葉県八千代市八千代台西4丁目12番10号
レオパレス晃栄302号室
破産者 吉江 久
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第649号
千葉県市川市平田4丁目1番19号
破産者 永山 大策
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第650号
千葉県浦安市海楽1丁目24番16号 タイニーハイツ(201)
破産者 岩村 修
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第659号
千葉県浦安市富士見5丁目24番31-302号
エクセレント・プレス舞浜
破産者 西田 明代
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第667号
千葉市花見川区花見川1番28棟405号
破産者 大崎ゆき子
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第686号
千葉県船橋市夏見2丁目7番9号 アルメル藤205号
破産者 小向 啓太
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第689号
千葉県市川市行徳駅前2丁目21番22-3069号
(行徳マンション)
破産者 木村 直美

1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第699号
千葉市中央区村田町829番地1
破産者 和田 垣湖(旧姓佐々木)
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第708号
千葉県船橋市印内3丁目27番9号 サニーコート203号
破産者 金平 節子
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第711号
千葉県市原市西広6丁目18番地30
破産者 松岡 理沙(旧姓沖田)
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第712号
千葉市花見川区宮野木台1丁目24番20号 ふるさと花見川
破産者 水沼 登
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第713号
千葉県八千代市大和田新田747番地1 7番館1201号
破産者 金井さやか(旧姓小山)
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第732号
千葉県市原市岩野見418番地1 大野アパート
破産者 小高ひとみ
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第734号
千葉市中央区道場南2丁目5番1-102号
破産者 小湊美代子
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第54号
千葉県佐倉市六崎1804番地5
破産者 佐々木友和
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(フ)第97号
千葉県成田市上町861番地1 (We 11 S t o n e H i l s · 表参道313)
破産者 金子 健一
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(フ)第102号
千葉県印西市平岡999番地2
破産者 馬場 大輝
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(フ)第126号
千葉県富里市立沢561番地80
破産者 小川 真純
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(フ)第132号
千葉県八街市四木1170番地2、旧住所神奈川県横浜市中区本牧町1丁目19番地2 さくらハイツ203
破産者 久保田里子(旧姓杉山)
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(フ)第6号
千葉県東金市福俵389番地 福俵ヴィレッジC-107
破産者 榎澤 秀治
1 決定年月日 令和7年7月29日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第46号

千葉県東金市東新宿8番地18 ダイヤパレス
東金A-1
破産者 菅野 洋

1 決定年月日 令和7年7月29日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第54号

千葉県山武市松尾町祝田90番地 グリーンハイツ祝田B201

破産者 川島 雅敏

1 決定年月日 令和7年7月29日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第74号

千葉県東金市求名2番地24
破産者 吉井 香澄

1 決定年月日 令和7年7月29日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第272号

相模原市南区西大沼3丁目10番1号 メゾンウエスト102
破産者 浅水 富幸

1 決定年月日 令和7年7月29日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第110号

沖縄県那覇市松尾1丁目6番7号
破産者 金子 和久

1 決定年月日 令和7年7月29日

2 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第131号

沖縄県糸満市字兼城434番地 ディアフラツツ兼城612号、住民票上の前住所沖縄県糸満市字兼城483番地 ヴィラかねぐすく3階
破産者 西平 仁奈(旧姓赤嶺・上地)

1 決定年月日 令和7年7月29日

2 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第588号

札幌市西区西町北16丁目2番11-403号

破産者 立花 裕貴

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第726号

札幌市手稲区曙3条3丁目6番33号 曙ハイツ203号

破産者 鶴間九二子

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第767号

札幌市西区二十四軒3条2丁目8番15-101号

破産者 梶田 夢芽

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第782号

札幌市東区北32条東1丁目7番14号 北欧しんたくビル406号

破産者 松浦 美玲(旧姓阿部)

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第788号

札幌市中央区南13条西6丁目1番11号 ウルトラマンション1号

破産者 白浜 祐三

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第789号

札幌市中央区南13条西6丁目1番11号 ウルトラマンション1号

破産者 白浜なほ子(旧姓小松)

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第804号

札幌市白石区本通16丁目南3番15-303号

破産者 上田 淩佳

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第822号

札幌市豊平区美園5条2丁目2番21-403号

破産者 金山 空良

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第839号

札幌市中央区南9条西12丁目1番10-302号

破産者 白井 育美

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第853号

札幌市手稲区星置3条7丁目11番24-305号

破産者 佐渡 忍

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第936号

札幌市北区篠路1条8丁目6番40号 メイユール篠路N104号

破産者 三木田和重(旧姓藤田)

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第11号

北海道岩内郡岩内町字清住252番地2

破産者 上山 勝利

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所岩内支部

令和7年(フ)第110号

茨城県つくば市谷田部1962番地

破産者 軽部 彰子

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第111号

茨城県つくば市金田22番地8 ドエルじゅん201号

破産者 伊藤 隆

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第118号

茨城県つくば市小白裕672番地270

破産者 石川 雅代

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第120号

茨城県土浦市右判1655番地48

破産者 加藤 幸総

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第115号

群馬県高崎市新町1774番地 プレジデントハウス松浦308号

破産者 齊藤 郁雄

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第666号

埼玉県川口市鳩ヶ谷本町2丁目8番20号

破産者 堀米奈美子(旧姓古川)

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第704号

さいたま市桜区西堀6丁目3番28号 リエス西堀201号

破産者 水井 和子

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第803号

さいたま市見沼区堀崎町208番地1

破産者 利根川澄江

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第813号

埼玉県上尾市大字小敷谷77番地1 西上尾第二団地1-19-306
破産者 早川 美治

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第818号

埼玉県上尾市大字小敷谷77番地1 西上尾第二団地1-19-306
破産者 早川 節子

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第825号

埼玉県鴻巣市栄町8番29-201号 グレイスガーデンC
破産者 中島 晴美

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第826号

埼玉県鴻巣市栄町8番29-201号 グレイスガーデンC
破産者 中島 稚菜

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第831号

さいたま市南区南浦和2丁目32番5号 パルファン南浦和201号
破産者 深澤 誠

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第834号

さいたま市岩槻区西原台1丁目7番5号 サンピア加倉201、開始決定書上の住所さいたま市見沼区大字東宮下2031番地 大宮東宮下高層5-202
破産者 飛田 莉子

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第837号

埼玉県川口市大字伊刈1046番地の10 ウッディハイツ 202号
破産者 辻川 未夢

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第241号

千葉県浦安市当代島2丁目24番26号 ローズアパート(102)
破産者 岸本 英二

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第414号

千葉県船橋市古和釜町791番地1 福寿荘
破産者 山城 初子

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第526号

千葉県市川市下貝塚3丁目22番4号
破産者 田中 康夫

1 決定年月日 令和7年7月30日

2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第552号

千葉県船橋市丸山2丁目49番10号

破産者 佐々木春香
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第553号

千葉県船橋市丸山2丁目49番10号
破産者 佐々木恒輝
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第627号

千葉市中央区松波2丁目16番17号 アクエ19
102号

破産者 佐藤 志保

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第631号

千葉県習志野市袖ヶ浦2丁目4番1-307号
破産者 羽場 朝子

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第645号

千葉県船橋市三山6丁目42番2-404号
破産者 永浦 城勝

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第46号

千葉県茂原市南吉田147番地21
破産者 嶋田 真澄

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和7年(フ)第48号

千葉県茂原市高師94番地10(高久スリットハイツ110号)

破産者 水越 友紀
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和5年(フ)第3995号

東京都中央区日本橋中洲1-5-1002
破産者 塩澤 正人

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和5年(フ)第5268号

東京都足立区谷中1丁目13-16
破産者 中島 洋介

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第218号

東京都大田区上池台4丁目42-11
破産者 山口 泰司

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第564号

東京都大田区本羽田1丁目7-20 竹内松寿方

破産者 椎名 俊洋
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第1018号

東京都北区西が丘3丁目5-1-607
破産者 浦 祐一

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第1290号

東京都調布市入間町1丁目41-3 アーバンハイム成城P A R T III 202、開始決定時の住所東京都世田谷区北烏山3丁目14-22-102
破産者 山本賢一郎

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第3008号

東京都新宿区西新宿6丁目15-1-1214、開始決定時の住所東京都豊島区東池袋3丁目19-10-308
破産者 森川 貴弘

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4263号

東京都練馬区石神井台2丁目1-9-102
破産者 坂原 雅明

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4345号 東京都墨田区向島4丁目14-10、開始決定時の住所東京都墨田区東向島1丁目7-18 破産者 高橋 鯉奈(旧姓長田) 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第6344号 東京都中野区上高田4丁目26-1-202 破産者 加藤 秀之 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第7666号 東京都千代田区飯田橋2丁目1-2-1705、 開始決定時の住所東京都千代田区外神田2丁目3-1-306 破産者 丸山 和真(旧姓菊池) 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第5059号 東京都八王子市八幡町3-4-1102、開始決定時の住所東京都中野区本町1丁目9-17 破産者 和三 善行 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第6588号 神奈川県横浜市戸塚区上矢部町1921-19-502、開始決定時の住所神奈川県横浜市栄区鍛冶ヶ谷2丁目35-1-309 破産者 七尾 和紀 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第7700号 東京都千代田区一番町15-6-113 破産者 小野 正輝 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第370号 東京都足立区江北7丁目12-1-809 破産者 地蔵堂 仁 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第5247号 東京都東村山市廻田町1丁目23-4-203、 開始決定時の住所東京都東久留米市八幡町1丁目3-36 破産者 松山陽一郎 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第6851号 東京都足立区本木東町6-1-206 破産者 ビシャニヤコーウエカチエリーナ 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第7805号 東京都世田谷区松原1丁目55-5-201 破産者 箍口砂緒里 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第371号 東京都足立区江北7丁目12-1-809 破産者 地蔵堂恵子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第5453号 東京都小平市学園西町1丁目22-7-1 破産者 牧野 智浩 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第6980号 東京都江戸川区東小松川3丁目34-15 CO X H I R O K I 2 B 破産者 植 亮司 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第8466号 埼玉県入間市久保稻荷3丁目2-7-405 破産者 松田 秀一 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第546号 東京都中央区勝どき5丁目13-2-809 破産者 郭 薫暉 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第5602号 東京都江東区塩浜2丁目10-3-307 破産者 岩田 隆次 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第7380号 東京都港区白金台4丁目7-4-201、住民票上の住所東京都港区白金台1丁目3-5-403 破産者 井上 大輔 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第8706号 埼玉県川口市川口5丁目19-50-602 破産者 千田 智志 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第654号 東京都中野区白鷺1丁目7-15-203 破産者 横山眞由美 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第5602号 東京都江東区塩浜2丁目10-3-307 破産者 岩田 隆次 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第7647号 東京都足立区保木間3丁目10-17 破産者 田中 一恵 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第357号 東京都葛飾区東新小岩6丁目26-2-202、 開始決定時の住所東京都葛飾区東新小岩5丁目3-1 破産者 長田 隆 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第855号 東京都練馬区向山1丁目10-12-702 破産者 白水 敦 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第5827号 東京都墨田区墨田3丁目33-2-202 破産者 土屋 結子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第7380号 東京都港区白金台4丁目7-4-201、住民票上の住所東京都港区白金台1丁目3-5-403 破産者 井上 大輔 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第357号 東京都葛飾区東新小岩6丁目26-2-202、 開始決定時の住所東京都葛飾区東新小岩5丁目3-1 破産者 長田 隆 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第965号 東京都江戸川区江戸川5丁目39-305 破産者 高橋 洋一 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第5827号 東京都墨田区墨田3丁目33-2-202 破産者 土屋 結子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第7647号 東京都足立区保木間3丁目10-17 破産者 田中 一恵 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第358号 東京都江戸川区北小岩6丁目41-12-305、 開始決定時の住所東京都江戸川区北小岩4丁目27-8 破産者 小林 幹佳 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第996号 東京都新宿区上落合1丁目21-11-201 破産者 岡田 典夫 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1018号
代替住所A(旧住所 北海道札幌市豊平区平岸三条6丁目1-17-207)
破産者 大沼 智陽
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1046号
東京都大田区西糀谷4丁目29-16-601
破産者 志村 和信
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1100号
千葉県松戸市新松戸東11-14-101、開始決定時の住所東京都新宿区西新宿4丁目17-6-203
破産者 斎藤あやの
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1169号
東京都葛飾区亀有2丁目21-2 サンハイツB棟202
破産者 海老澤和実
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1188号
東京都調布市飛田給1丁目49-1-205
破産者 原田 貴実
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1243号
東京都目黒区自由が丘1丁目16-12-401
マートルコート自由が丘・II
破産者 庄子 克也
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1314号
東京都江戸川区東葛西4丁目54-3 ルミエールII102
破産者 山本 数樹
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1326号
東京都練馬区大泉町3丁目28-17-207
破産者 林 敬康
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1330号
東京都練馬区大泉町5丁目6-23
破産者 福山 路英(旧姓厚芝)
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1446号
東京都東大和市新堀3丁目19-1 シティハイム武藏野II102号
破産者 佐藤貞一郎
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1447号
東京都北区中十条3丁目5-11
破産者 東田かおる
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1612号
東京都北区堀船1丁目19-3
破産者 又吉 優
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1613号
東京都北区堀船1丁目19-3
破産者 又吉 香利
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1727号
東京都北区十条仲原2丁目14-19-530
破産者 石郷 美宙
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1733号
東京都足立区入谷1丁目2-12-502
破産者 西川 沙怜(旧姓久松)
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1847号
東京都江戸川区春江町5丁目28-33
破産者 佐藤 学
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2072号
東京都世田谷区上北沢4丁目15-4 ラピス上北沢I 102
破産者 関根 秀和
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2152号
東京都品川区中延1丁目5-5-202
破産者 遠岡 教子
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2290号
千葉県松戸市五香2丁目35-34
破産者 宮本 亘
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2380号
千葉県茂原市上永吉99-4、開始決定時の住所東京都葛飾区堀切4丁目17-16-103
破産者 及川 忍

1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2400号
東京都足立区伊興4丁目7-8-208
破産者 藤田真里子(旧姓渡部)
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2465号
東京都練馬区東大泉6丁目46-14 第2サンジュネス101、開始決定時の住所東京都新島村本2丁目1-5
破産者 大沼 一也
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2540号
東京都足立区千住龍田町3-5
破産者 駿河 徳和
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2834号
茨城県龍ケ崎市佐貫4丁目4-16-201
破産者 小島健一郎
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2856号
東京都足立区平野3丁目24-1
破産者 長谷川美加利
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2860号
東京都中央区月島4丁目18-8-101
破産者 山中 理恵(旧姓神作)
1 決定年月日 令和7年7月30日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2908号 東京都練馬区旭丘1丁目20-9-202 破産者 林 美幸 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2923号 東京都練馬区大泉学園町7丁目14-30-208 破産者 吉峯みゆき 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2975号 東京都世田谷区鎌田2丁目2-3-107 破産者 小林 翠 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2981号 東京都江戸川区北葛西2丁目19-4-616 破産者 橋本 淳一 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3044号 東京都新宿区新宿7丁目20-10-105 破産者 大坂麻希子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3045号 東京都品川区小山5丁目14-20-302 破産者 伊織暉琉こと 田邊 光 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3050号 東京都世田谷区下馬6丁目15-5 ハイシ ティ学芸大学第2 303 破産者 砂山 純介 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3055号 東京都江東区住吉2丁目22-8 第2住吉 コートクハイム303 破産者 佐藤 彰 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3061号 東京都東久留米市本町1丁目3-24-607 破産者 溝江 朝明 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3093号 東京都足立区青井5丁目3-27 サンドレイ ク青井 I-208 破産者 古屋 貴幸 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3094号 東京都練馬区豊玉上1丁目20-15-302 破産者 廣瀬 祐希(旧姓瀬戸) 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3101号 東京都練馬区豊玉中3丁目14-4-103 破産者 境 將太 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3105号 東京都江戸川区江戸川3丁目11-2-405、 住民票上の住所埼玉県春日部市柏壁東3丁目 15-13 破産者 犬塚 明也 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3122号 東京都大田区大森東4丁目36-12 エスト マノワールII 203 破産者 植野 和哉 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3149号 東京都北区十条2丁目22-9-102 破産者 井上 清順 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3152号 東京都新宿区北新宿4丁目12-22 プレイス 北新宿 5階 破産者 宮木 啓行 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3154号 東京都渋谷区西原2-33-6-305、住民票 上の住所千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷9丁目15-53 破産者 藤田幸一朗 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3169号 東京都足立区南花畠5丁目1-5-304 破産者 島村 新二 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3203号 東京都足立区西新井本町2丁目26-10-102 破産者 出井 正美 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3223号 神奈川県秦野市東田原869-5 破産者 安田 悠祐 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3227号 東京都豊島区池袋3丁目24-10-107 破産者 後藤 花 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3228号 東京都世田谷区深沢1丁目19-13-201 破産者 皆川 哲雄 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3229号 東京都荒川区町屋3丁目12-4 s y m p h o n y II 101 破産者 田中 順子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3231号 東京都練馬区東大泉6丁目5-9-201 破産者 稲垣 秀雄 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3236号 東京都足立区千住大川町7-5-102 破産者 西崎 正行 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3237号 東京都荒川区東日暮里6丁目56-5-210 破産者 藤崎 勝彦(旧姓矢口) 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第3238号 東京都練馬区石神井町2丁目18-5-503 破産者 矢口真記子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3240号 東京都台東区柳橋2丁目16-1-501 破産者 伊藤俊子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3253号 東京都世田谷区祖師谷4丁目25-17-303 破産者 普天間アルペルトこと レベヨ フテンマ アルペルト チヨソ 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3255号 東京都江戸川区東葛西9丁目10-1-704 破産者 数野昇こと 敷野 昇 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3256号 東京都江戸川区東葛西9丁目10-1-704 破産者 数野明美こと 敷野 明美 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3257号 東京都北区神谷2丁目28-11 破産者 福里 優 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3258号 東京都杉並区和田3丁目3-12-201 破産者 斎藤慎太朗 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第3260号 東京都豊島区南長崎4丁目9-6 破産者 池田 蒼生 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3264号 東京都文京区千石4丁目40-9-202 破産者 吉田 直充 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3267号 東京都江戸川区東葛西4丁目12-17 パークサイドI 102 破産者 井村 洋一 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3268号 東京都世田谷区桜丘5丁目35-11-203 破産者 久保山誠司 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3269号 東京都板橋区舟渡3丁目23-5 AZES T-RENT浮間舟渡101 破産者 丹野 裕司 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3270号 東京都世田谷区三軒茶屋2丁目15-12-804 破産者 村上 香里 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3272号 東京都港区台場1丁目1-1-1310 破産者 松島 謙二 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3274号 東京都足立区伊興本町1丁目10-12 破産者 根岸 正法 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3276号 東京都江戸川区北葛西2丁目4-16-103 破産者 沖山 翔悟 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3287号 東京都練馬区豊玉上2丁目6-9-706 破産者 菅原 理恵 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3288号 東京都葛飾区白鳥3丁目15-12 アーバンルートA 301 破産者 増田 次郎 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3289号 東京都江東区南砂4丁目5-17-101 破産者 三村 未来 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3293号 東京都江戸川区中葛西5丁目14-13 アイボリーハイツA棟206 破産者 半田 晃規 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3294号 東京都府中市是政1丁目49-3 プリムラハイツB101 破産者 舟久保利一 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3295号 東京都台東区千束2丁目25-4-403 破産者 萩原かおり 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3297号 神奈川県横浜市戸塚区吉田町1380-1-205 破産者 久木田祐也 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3300号 東京都足立区加平2丁目15-16-301 破産者 江崎志津香 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3301号 東京都台東区千束3丁目29-1-309 R i sing p l a c e 浅草参番館 破産者 石崎 賢二 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3316号 東京都世田谷区中町2丁目7-22-202 破産者 竹本 千恵 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第3318号 東京都大田区大森西4丁目16-7 小川方203 破産者 吉田 知之 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3319号	東京都足立区青井2丁目25-4 ハーモニーテラス青井X 105 破産者 工藤 大樹 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3321号	東京都江東区東砂2丁目9番8号 MKフィオーレⅡ 103 破産者 谷口 道子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3322号	東京都練馬区高野台4丁目17-11-301 破産者 納 静香(旧姓今野) 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3324号	東京都世田谷区北烏山3-13-13-106、住民票上の住所東京都足立区大谷田3丁目3-20-205 破産者 川口 舞(旧姓五十嵐) 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3325号	東京都荒川区西日暮里1丁目29-11-403 破産者 設楽翼こと 設樂 翼 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3328号	東京都江戸川区中葛西7丁目22-13-303 破産者 斎藤 輝美 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3330号	東京都板橋区赤塚2丁目15-10-103 破産者 野口 夏紀 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3331号	東京都中野区沼袋2丁目15-8-303 破産者 塩野谷絵子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3333号	東京都江戸川区下篠崎町2-1-403 破産者 小沼 克巳 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3337号	千葉県浦安市堀江3丁目24-24-205 破産者 小谷 政幸 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3339号	東京都台東区池之端4丁目19-1-101 破産者 坂本 尚飛 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3341号	東京都杉並区方南1丁目38-7-406 破産者 長田 将貴 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3342号	神奈川県横浜市神奈川区白幡西町1-5 白幡コープラス1-2 破産者 上村 拓也 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3344号	東京都千代田区麹町1丁目8-8-503 破産者 山本 亮太 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3345号	東京都狛江市和泉本町3丁目23-21 破産者 江崎 晃 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3348号	東京都調布市染地2丁目36-1-207 破産者 瀬野 英俊 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3357号	東京都葛飾区白鳥3丁目10-7-507 破産者 並木 映子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3358号	東京都杉並区和田1丁目43-1 メネ15-203 破産者 千葉美枝子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3360号	東京都荒川区東尾久2丁目44-16-404 破産者 田口 慎子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3362号	東京都江戸川区南小岩2丁目2-15 破産者 中山 且磨 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3365号	東京都目黒区三田1丁目4-4-905 破産者 横尾 莉緒 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3366号	東京都江東区大島3丁目28-4 破産者 中島 智子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3370号	東京都板橋区前野町2丁目15-7-105 ライオンズマンションときわ台第2 破産者 新井原正美 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3371号	東京都練馬区関町東1丁目17-20-303 破産者 馬渡 美雪 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3373号	東京都大田区本羽田1丁目22-19-601 破産者 池田宏次朗 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3376号	東京都練馬区桜台5丁目15-12-203 破産者 佐藤 涼香 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3377号	東京都板橋区向原2丁目7-9-104 破産者 永山あかり 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3385号	東京都文京区小石川5丁目12-4-203 破産者 青地 将留 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3390号	東京都北区滝野川3丁目39-10-202 破産者 渡邊 松彌 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3396号	東京都中央区銀座1丁目23-4-903 破産者 小室 友香(旧姓鷹木) 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3398号	東京都江東区新大橋2丁目4-6-201 破産者 澤岡 宣康 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3401号	東京都江戸川区東葛西5丁目8-6-306 破産者 鈴木 伸之 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3405号	東京都練馬区早宮1丁目50-13-102 破産者 最上谷真由美 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3407号	東京都中野区本町1丁目26-5-101 破産者 赤坂 春代 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3412号	東京都荒川区東日暮里6丁目46-7-302 破産者 吹田 法明 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3419号	東京都足立区足立2丁目3-21-402 破産者 横須賀優希 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第297号	川崎市高津区久末1557番地 久末大谷第2 502 破産者 奥間 勝 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第62号	新潟県長岡市柏町1丁目5番41号 コスモハイツ202号室 破産者 丸田 淳 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第68号	新潟県長岡市瓜生1911番地 破産者 近藤 悠 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第70号	新潟県小千谷市大字薄生乙1355番地1 元中子県営アパート114号 破産者 大淵 政夫 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第79号	新潟県長岡市石動町309番地1 サンクチュアリーハイツ2 102号室 破産者 近藤 泰浩
1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。	1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第80号	新潟県長岡市関原西町113番地 ボヌ・ジュルネ1201号室 破産者 安達 亨 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第51号	長野県上水内郡飯綱町大字倉井929番地1 破産者 関 秀範 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第55号	長野市松代町西条3531番地 破産者 永登たつ子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第951号	名古屋市南区戸部下1丁目3番18号 ニューウチク523号、従前の住所名古屋市南区豊2丁目14番6号 宝マンション神宮南308号 破産者 齊藤 慎也 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第957号	名古屋市千種区千種3丁目31番4号-2 E Mブランドール203号、開始決定時の住所名古屋市中川区千音寺3丁目901番地 フィオーレII棟201号 破産者 間宮 理穂 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1166号	名古屋市港区春田野2丁目203番地 タウニ-30 101号 破産者 田中アイダこと TANAKA AIDA ANGELES 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第107号	愛知県豊橋市中野町字大原50番地1 エスボーワールH I R O 201号 破産者 遠藤 広美(旧姓大野) 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第138号	愛知県豊川市大崎町宮之坪71番地の1 ブロードタウン大崎B棟103号、従前の住所愛知県豊川市光輝町2丁目3番地の2 破産者 長谷川尚江 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第244号	京都府亀岡市畑野町千ヶ畑高橋15-21、住民票上の住所京都府亀岡市南つじヶ丘桜台2丁目20番8号 破産者 小林 茂広 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所園部支部破産係
令和7年(フ)第30号	京都府亀岡市北河原町1丁目3番22-202号 破産者 吉田 忠秀 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所園部支部破産係
令和7年(フ)第87号	神戸市垂水区高丸1丁目3番8-306号 破産者 岩浅小百合(旧姓山口) 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第184号	神戸市北区花山東町3番26-707号 破産者 下司 和良 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第196号	神戸市長田区水笠通1丁目1番46-707号 破産者 l u n a c o と 永峰 美樹 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第245号	神戸市中央区海岸通3丁目1番3-1203号 破産者 春名 博 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第264号	神戸市垂水区王居殿2丁目10番3-403号 破産者 川井 美貴 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第270号	神戸市長田区腕塚町3丁目4番16号 破産者 武田陽子こと 金 陽子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第271号	兵庫県三田市下井沢35番地4 破産者 中田 智也 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第279号	神戸市北区中里町2丁目2番地の1 322号 破産者 小水流遙佳 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第280号	神戸市中央区二宮町2丁目12番16号 パークサイドハウス201、従前の住所神戸市中央区北野町1丁目2番23-602号 破産者 塩見 洋子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第299号	神戸市兵庫区佐比江町47番地の2 ひろみ荘2F2号 破産者 寸田 健次 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第300号	神戸市東灘区向洋町1丁目4番地 124号 棟415号室 藤岡方 破産者 金川千賀子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第307号	神戸市垂水区本多聞3丁目1番32-302号、従前の住所神戸市長田区萩乃町1丁目2番16号 入江文化B棟2階南 破産者 藤原 卓郎 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第308号	神戸市長田区真野町1番2-601号 破産者 高須 日丸 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第313号	神戸市東灘区深江北町1丁目11番16-101号 破産者 朝山 薫 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第317号	神戸市灘区高羽町1丁目1番3-210号 破産者 西山 達朗 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第345号	神戸市垂水区東垂水1丁目8番4号 ジーメゾン垂水イースト1-203号 破産者 馬場 祐樹 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第347号	神戸市須磨区稻葉町2丁目1番3号 キウイマンション103号 破産者 町 敬一 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第393号	神戸市長田区駒ケ林町6丁目1番5号 101号 破産者 仁野 直樹 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第402号	神戸市長田区日吉町2丁目1番16-703号 破産者 平松由美子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第208号	兵庫県尼崎市神田中通7丁目237番地1204号 破産者 新崎 節子 1 決定年月日 令和7年7月30日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第257号

兵庫県尼崎市大庄西町4丁目4番1号尼崎ラガール
破産者 中村トミ子

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第247号

兵庫県明石市太寺天王町2898番地の6、開始決定時の住所兵庫県明石市大久保町西島96番地 メルペールⅡ-101号
破産者 亀井 聰子(旧姓宇都)

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第111号

兵庫県明石市二見町東二見263番地の3
ジョイフル東二見103号
破産者 藤原 功

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第78号

兵庫県明石市大久保町八木522番地の3、前住所兵庫県明石市大久保町江井島386番地の5
破産者 濱田 雅之

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第83号

兵庫県明石市東野町1910番地の6 ピアンコ・ディモーラ405号
破産者 尾濱めぐみ(旧姓今村)

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第88号

兵庫県明石市魚住町清水118番地の1 Y's 石生102号
破産者 小西 咲耶

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第98号

兵庫県明石市西新町2丁目10番1号 ハイツウェスティーニュー101号、前住所兵庫県明石市和坂1丁目8番47号 川崎荘
破産者 西崎 大

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第35号

広島県尾道市新高山1丁目2748番地185
破産者 石井 友基

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第31号

愛媛県西条市福武甲861番地1
破産者 松村加代子

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和6年(フ)第349号

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1147番地1
破産者 寺崎美奈子

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第361号

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1147番地1
破産者 寺崎 静香

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第118号

佐賀県鳥栖市幸津町1787番地3
破産者 三橋 和博

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第121号

佐賀県鳥栖市蔵上4丁目253番地 サンフィオーレ103
破産者 高取 淳也

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第133号

佐賀市本庄町大字本庄1147番地5 サウスコート本庄宮302号室、前住所佐賀市木原3丁目11番10号 北川荘21
破産者 有森 弘貴

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第139号

佐賀県神埼市神埼町田道ケ里2123番地1 レ・リーシェA101、前住所佐賀県神埼市神埼町的409番地9
破産者 山添 由紀(旧姓岩崎)

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第145号

佐賀県神埼市神埼町城原2426番地1
破産者 中原伊津子

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第146号

佐賀県小城市小城町892番地1 上町アパート 西号、前住所佐賀県小城市三日月町久米507番地1 カーサ・ミーテC 101号
破産者 山口 雅子

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第148号

佐賀市多布施2丁目14番26号

- 破産者 薙田 一成
- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第25号

鹿児島県大島郡与論町大字朝戸1417番地
破産者 白尾 吉郷

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

令和7年(フ)第111号

沖縄県豊見城市宜保2丁目8番地10 1a
l u c e 501号
破産者 泉 咲(旧姓加島)

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第162号

沖縄県那覇市字仲井真272番地1 鉢嶺リースビル307
破産者 金城 初美

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第98号

沖縄県宜野湾市大謝名4丁目14番13-101号
コープ467
破産者 仲宗根純史

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第119号

沖縄県うるま市石川曙2丁目2番1号 安間アパートY205号
破産者 仲程 豪

- 1 決定年月日 令和7年7月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第34号

北海道小樽市手宮3丁目3番1号

- 破産者 中村 節子
- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和7年(フ)第33号

釧路市春日町7番212号

破産者 水野商店こと 野崎 勇吉

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第122号

青森市大字油川字大浜127番地 ハイネス油川第2・5号

破産者 木内 拓海

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第126号

青森市大字新城字平岡961番地1 住宅型有料老人ホーム輝らり

破産者 舟迫 光史

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第63号

青森県弘前市大字富野町15番地23 ブルーベリー203号、旧住所青森県弘前市大字富田2丁目6番地1 さくらプラザ204号

破産者 山田 摩耶

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第48号

岩手県花巻市桜町4丁目305番地5

破産者 関口きよ子

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第49号

岩手県花巻市諒訪町1丁目11番地9 フェリースKⅢ101号

破産者 照井 唯

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第52号

岩手県花巻市石鳥谷町好地第3地割177番地、旧住所山形県米沢市中央3丁目9番23号 コンフォート中央II-205号室

破産者 小田嶋耀之亮(旧姓畠山)

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第21号

岩手県宮古市磯鶴石崎13番25号

破産者 勝山 繁子

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所宮古支部

令和7年(フ)第23号

岩手県下閉伊郡山田町大沢第1地割13番地8 L I E N大沢105号室

破産者 横野 薫

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所宮古支部

令和7年(フ)第26号

岩手県宮古市長沢第8地割47番地5

破産者 阿部 一枝

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所宮古支部

令和7年(フ)第52号

宮城県東松島市矢本字野中14番地1

破産者 櫻井 勇佑

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第14号

福島県南相馬市原町区陣ヶ崎221番地の7

破産者 清見 和貴

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所相馬支部

令和7年(フ)第15号

福島県南相馬市原町区陣ヶ崎221番地の7

破産者 清見 里美

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所相馬支部

令和7年(フ)第92号

茨城県常総市内守谷町3721番地2 グループ

ホームまつの木

破産者 佐藤 恵(旧姓廣瀬)

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第100号

茨城県筑西市稻野辺601番地1 エミネンス

ナカオ A202

破産者 仙波 邦博

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第109号

群馬県伊勢崎市境下武士1301番地 境下武士

住宅203、旧住所群馬県伊勢崎市境保泉甲295

番地3

破産者 富田 優子

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第82号

千葉県山武市横田758番地36

破産者 土屋 吉弘

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第104号

東京都府中市北山町2丁目25番地の1 レオパ

レスAMANO102

破産者 渡邊 和良

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第765号

東京都東村山市栄町3丁目11番地11久米川ブ

ラネット301

破産者 清水 真吾

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第204号

神奈川県平塚市東真土1丁目4番6-209号

カサグランデ湘南

破産者 溝田 祐子

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第205号

神奈川県平塚市東真土1丁目4番6-209号

カサグランデ湘南

破産者 溝田 侑弘

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第213号

神奈川県小田原市東町1丁目23番13号

破産者 藤塚 龍二

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第261号

相模原市緑区寸沢嵐592番地1 江藤様貸家

6号室

破産者 阪口 恒未

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第41号

新潟県三条市塙野目2丁目3番50号 マルニ

ハウス5

破産者 土田カズ子

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所三条支部

令和7年(フ)第13号

新潟県長岡市蓮潟4丁目11番31号 エスペラントハウス101号室

破産者 羽下 克巳

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第42号

新潟県長岡市摺田屋1丁目11番5号

破産者 大橋 洋子

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第47号

新潟県長岡市西神田町1丁目6番地8 ピュ

アハイツA103号室

破産者 福島 彰太

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第57号

新潟県長岡市中島1丁目9番、住民票上の住

所新潟県長岡市左近2丁目77番地 ウエスト

ウッド左近II102号室

破産者 黒瀧 美保

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第72号

新潟県南魚沼市大倉337番地1

破産者 田中 梓美

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第116号

金沢市菊川1丁目12番8号 朝日プラザ菊川

108号、従前の住所石川県鹿島郡中能登町德

前15部109番地

破産者 池田 誠

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第16号

三重県名張市梅が丘北4番町126番地

破産者 鈴木 卓也

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

津地方裁判所伊賀支部

令和7年(フ)第28号

三重県伊賀市緑ヶ丘本町1651番地の1 ハイ

ツ緑ヶ丘I 201号、前住所三重県伊賀市緑

ヶ丘南町3885番地の1 ユタカハイツII

102

破産者 岡本美子こと AVILA AVEN
DANO DE OKAMOTO YOSH
IKO ELIANA

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

津地方裁判所伊賀支部

令和7年(フ)第129号

三重県四日市市西富田町285番地3

破産者 中本 達彦

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第179号

京都市西京区大原野東竹の里町2丁目1番地

14棟203号

破産者 細江 美樹

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第47号

鳥取県日野郡江府町大字江尾1772番地

破産者 加藤 淳子

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鳥取地方裁判所米子支部

令和7年(フ)第60号

鳥取県米子市三本松3丁目1番11号 1号

破産者 石井 一成

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鳥取地方裁判所米子支部

令和7年(フ)第91号

岡山県倉敷市日ノ出町2丁目1番19号 パー

シモンK206

破産者 山本 崇博

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第105号

岡山県笠岡市茂平3507番地5

破産者 畑 紀考

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第133号

岡山県倉敷市連島町鶴新田2050番地2 エア

リー・ミサオI棟201号、住民票上の住所岡

山県倉敷市西阿知町783番地21

破産者 神崎 政宏

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第135号

岡山県井原市芳井町築瀬186番地1 築瀬住

宅18号

破産者 朝原 健二

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第155号

岡山県倉敷市玉島乙島6634番地3 カサベル

デB101

破産者 平田 一恵

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第10号

岡山県真庭市久世2513番地15

破産者 杉山 太一

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所津山支部

令和7年(フ)第133号

香川県高松市多賀町3丁目5番13-302号

都市開発ビル

破産者 久保 優芽

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第157号

香川県高松市西ハゼ町304番地2 カーサM

103号

破産者 大森 達也

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第81号

高知市秦南町2丁目16番1号

破産者 綱場 優子

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第91号

高知市山ノ端町40番地 改住42号

破産者 岩田 隆志

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第94号

高知市桟橋通1丁目4番23号 クラシエ6-

210、旧住所高知市廿代町9番3号 シャペ

ル9-605、高知市福井町2235番地38

破産者 谷岡 初子

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第31号

佐賀県唐津市元石町316番地7

破産者 古川 美里

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年(フ)第40号

佐賀県唐津市旭が丘20番3-404号 市営ア

パート

破産者 塚原 繁子

1 決定年月日 令和7年7月31日

2 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年(フ)第109号

長崎県西彼杵郡時津町浜田郷831番地10
コーボ時津102、旧住所長崎県西彼杵郡時津町野田郷136番地5 エトワール三井202
破産者 高安あゆみ

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第110号

長崎県西彼杵郡時津町浜田郷831番地10
コーボ時津102、旧住所長崎県西彼杵郡時津町野田郷136番地5 エトワール三井202
破産者 高安 翔真

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第31号

熊本県玉名市松木28番地11 サンヴィオラ101号
破産者 西島 麻衣

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和7年(フ)第32号

熊本県荒尾市金山1301番地1
破産者 浦田 良二

- 1 決定年月日 令和7年7月31日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

小規模個人再生による再生計画認可

令和6年(再イ)第27号

茨城県結城郡八千代町大字久下田193番地6
再生債務者 川田 隆吉

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年6月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月30日 水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(再イ)第2号

茨城県筑西市三郷811番地8
再生債務者 大塙 俊輝

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年6月30日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月31日 水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(再イ)第9号

東京都清瀬市上清戸2丁目13番12号
再生債務者 石原眞奈江

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月1日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月31日 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第34号

東京都世田谷区駒沢3-2-21-102
再生債務者 大東れい子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月29日 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第7号

宮崎市新栄町62番地 リトルアマボーラ201号
再生債務者 仁田脇良雄

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月31日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第1号

岩手県下閉伊郡山田町山田第17地割155番地1
再生債務者 佐藤 満

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月16日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月31日 盛岡地方裁判所宮古支部

令和6年(再イ)第18号

愛媛県四国中央市川之江町2418番地11
再生債務者 三好 孝広

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月30日 松山地方裁判所西条支部

令和7年(再イ)第7号

佐賀市大和町大字久池井2032番地14
再生債務者 篠原貴誓士

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月30日 佐賀地方裁判所民事部破産係

令和6年(再イ)第21号

沖縄県沖縄市嘉間良2丁目6番22号 コーポ玉ー305号室
再生債務者 富盛 容篤

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月28日 那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(再イ)第23号

宮城県多賀城市高橋4丁目14番7号 ローランドホワイトD201号(従前の住所) 仙台市泉区山の寺2丁目25番8号
再生債務者 鎌田 将徳

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月30日 仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第2号

千葉県佐倉市八幡台3丁目16番1号
再生債務者 中野 勝子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月29日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(再イ)第37号

東京都杉並区永福4-18-22 S E41822
1
再生債務者 佐々 栄一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月30日 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第3号

新潟県長岡市喜多町365番地2 グリーンゲーブルズA202号室
再生債務者 順所 実

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月30日 新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和7年(再イ)第17号

新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢3丁目4番地3
再生債務者 笛田 悠貴

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月30日 新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和7年（再イ）第18号
 新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢3丁目4番地3
 再生債務者 笛田 愛
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年7月30日
 新潟地方裁判所長岡支部再生係
令和7年（再イ）第29号
 大阪府豊中市春日町5丁目11番10の3号
 再生債務者 岡田 歩
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年7月30日
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第2号
 愛媛県西条市古川甲408番地1
 再生債務者 榊 純矢
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年7月30日
 松山地方裁判所西条支部
令和7年（再イ）第12号
 埼玉県越谷市大字下間久里459番地5
 再生債務者 鈴木 友也
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年7月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年7月30日
 さいたま地方裁判所越谷支部再生係
令和7年（再イ）第2号
 沖縄県那覇市首里石嶺町3丁目187番地5
 再生債務者 瑞慶山 忠
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年7月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年7月29日
 那覇地方裁判所民事第3部

令和7年（再イ）第40号
 東京都大田区大森南1-18-3-506
 再生債務者 河野加奈子
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年7月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年7月30日
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第75号
 東京都墨田区平町2-23-20 たすきCRA
 S O都立大学B棟201
 再生債務者 中田 ゆき
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年7月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年7月29日
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第1号
 新潟県長岡市千代栄町778番地12
 再生債務者 保科 圭伸
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年7月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年7月31日
 新潟地方裁判所長岡支部再生係
令和6年（再イ）第602号
 大阪府八尾市老原4丁目147番地の15（営業所所在地 大阪府八尾市中田3-28-1-105）
 再生債務者 SARIOUSこと 南山 和也
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年7月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年7月30日
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第9号
 佐賀県三養基郡上峰町大字堤1651番地278
 再生債務者 江頭亜由美
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年7月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年7月30日
 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年（再イ）第10号
 岩手県滝沢市巣子276番地37
 再生債務者 欠畠 幸博
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年7月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年7月30日
 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年（再イ）第50号
 東京都練馬区東大泉5-43-1-1305
 再生債務者 渡邊 貴将（旧姓山崎）
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年7月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年7月30日
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第154号
 埼玉県所沢市宮本町1-16-20-102
 再生債務者 大橋健太朗
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年7月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年7月30日
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第12号
 富山市婦中町下轡田1番地6
 再生債務者 磯野 孝一
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年7月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年7月31日
 富山地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第30号
 兵庫県三木市志染町吉田1248番地の27（従前の住所）兵庫県三木市志染町東自由が丘3丁目163番地
 再生債務者 津居 薫（旧姓小脇）
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年7月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年7月30日
 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第4号
 鳥取県米子市八幡485番地4
 再生債務者 木村 洋二
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年7月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年7月31日
 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年（再イ）第43号
 埼玉県川口市原町6番22号
 再生債務者 小野澤良雄
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年7月30日
 さいたま地方裁判所第3民事部

<p>令和7年(再イ)第35号 茨城県水戸市姫子1丁目303番地の1 グラン ブリック水戸610号(申立時の住所 千葉市 中央区村田町769番地3 ベレーネ増島301 号) 再生債務者 工藤 真宏 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面に による決議により可決があつたものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月30日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p>	<p>令和7年(再イ)第8号 新潟県柏崎市大字軽井川559番地2 再生債務者 高橋 純美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面に による決議により可決があつたものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月31日 新潟地方裁判所長岡支部再生係</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面に による決議により可決があつたものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月30日 神戸地方裁判所尼崎支部 令和7年(再イ)第16号 兵庫県西宮市西宮浜4丁目8番7-503号(前 住所) 神戸市東灘区住吉山手7丁目2番3- 207号 再生債務者 一木 行 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面に による決議により可決があつたものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面に による決議により可決があつたものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月31日 新潟地方裁判所長岡支部再生係</p>
<p>令和7年(再イ)第70号 東京都大田区西糀谷1-8-5-101 再生債務者 駒 文彦 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面に による決議により可決があつたものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月30日 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p>令和7年(再イ)第7号 富山市東石金町11番38号 再生債務者 見角 昌範 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面に による決議により可決があつたものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月31日 富山地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(再イ)第19号 長野県佐久市長土呂1037番地12 再生債務者 高畠 真理 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面に による決議により可決があつたものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月31日</p>	<p>令和7年(再イ)第64号 札幌市西区宮の沢1条5丁目20番8-401号 再生債務者 木村 博一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月29日までに書面に による決議により可決があつたものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月31日</p>
<p>令和7年(再イ)第88号 東京都足立区鹿浜2-1-19-201 再生債務者 小野 真門 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面に による決議により可決があつたものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月30日 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p>令和7年(再イ)第19号 岩手県紫波郡紫波町北日詰字白旗46番地9 再生債務者 吉田 建 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月29日までに書面に による決議により可決があつたものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月31日</p>	<p>令和7年(再イ)第7号 盛岡地方裁判所民事第4部 岩手県紫波郡紫波町北日詰字白旗46番地9 再生債務者 吉田 建 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月29日までに書面に による決議により可決があつたものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月31日</p>	<p>令和7年(再イ)第3号 鳥取県米子市下郷337番地 再生債務者 関口須美子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月30日までに書面に による決議により可決があつたものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月31日 鳥取地方裁判所米子支部</p>
<p>令和7年(再イ)第12号 神奈川県足柄上郡大井町金子1074番地6 再生債務者 数金 憲明 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面に による決議により可決があつたものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月31日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係</p>	<p>令和7年(再イ)第19号 大阪府豊中市千里園1丁目6番53号-121号 室(住民票上の住所 大阪市北区長柄東2丁 目3番29-403号) 再生債務者 川畑萌恵子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月28日までに書面に による決議により可決があつたものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月30日 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(再イ)第5号 石川県白山市河内町福岡戻2番地 再生債務者 出口 正和 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月29日までに書面に による決議により可決があつたものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月31日 金沢地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(再イ)第9号 山口県宇部市大字船木3711番地3 再生債務者 室井 晓敦 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月30日までに書面に による決議により可決があつたものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月31日 山口地方裁判所宇部支部</p>

独立行政法人経済産業研究所令和6年度財務諸表に関する公告		
令和7年8月15日		東京都千代田区霞が関一丁目3番1号 独立行政法人経済産業研究所 理事長 深尾 京司
貸 借 対 照 表		単位：円
(令和7年3月31日)		
資産の部		
I 流動資産		
現金及び預金	304,691,517	
未収入金	1,068,912	
前払金	6,524,608	
前払費用	20,918,722	
預け金	1,000	
賞与引当金見返注	<u>54,254,438</u>	
流動資産合計	387,459,197	
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
建物	46,562,464	
減価償却累計額	<u>-19,817,484</u>	26,744,980
工具器具備品	37,759,771	
減価償却累計額	<u>-28,106,492</u>	9,653,279
有形固定資産合計	36,398,259	
2. 無形固定資産		
ソフトウェア	<u>6,652,417</u>	
無形固定資産合計	6,652,417	
3. 投資その他の資産		
長期前払費用	2,714,098	
退職給付引当金見返注	<u>138,249,299</u>	
投資その他の資産合計	140,963,397	
固定資産合計	<u>184,014,073</u>	
資産合計	<u>571,473,270</u>	
負債の部		
I 流動負債		
運営費交付金債務注	152,648,895	
預り金	7,582,120	
預り科研費	4,028,043	
未払金	123,681,514	

未払費用	19,973,318
引当金	
賞与引当金	<u>54,254,438</u>
引当金合計	<u>54,254,438</u>
流動負債合計	362,168,328
II 固定負債	
資産見返負債注	
資産見返運営費交付金	38,619,682
資産見返物品受贈額	0
資産見返寄附金	4,430,994
引当金	
退職給付引当金	<u>138,249,299</u>
引当金合計	<u>138,249,299</u>
固定負債合計	<u>181,299,975</u>
負債合計	543,468,303
純資産の部	
I 利益剰余金	
積立金	0
当期末処分利益	<u>28,004,967</u>
(うち当期総利益 28,004,967)	
利益剰余金合計	28,004,967
純資産合計	<u>28,004,967</u>
負債純資産合計	<u>571,473,270</u>

注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

行政コスト計算書
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

単位：円

I 損益計算書上の費用	
研究業務費	1,284,238,872
一般管理費	493,794,226
雑損	155,564
臨時損失	<u>887,334</u>
損益計算書上の費用合計	1,779,075,996
II その他行政コスト	
その他行政コスト合計	0
III 行政コスト	
	0
	<u>1,779,075,996</u>

損益計算書

单位：円

I	経常費用			
1.	研究業務費			
(1)	人件費	687,987,398		
(2)	減価償却費	3,236,754		
(3)	その他の研究業務費 ※1	<u>593,014,720</u>	1,284,238,872	
2.	一般管理費			
(1)	人件費	225,174,471		
(2)	減価償却費	4,671,004		
(3)	その他の一般管理費 ※2	<u>263,948,751</u>	493,794,226	
3.	雑損		<u>155,564</u>	
	経常費用合計			<u>1,778,188,662</u>
II	経常収益			
1.	運営費交付金収益注	1,664,925,926		
2.	普及業務収入	234,064		
3.	受託収入	1,005,776		

4. シンポジウム収入	0
5. 資産見返運営費交付金戻入注)	6,478,819
6. 資産見返物品受贈額戻入注)	0
7. 資産見返寄附金戻入注)	2,316,273
8. 科学研究費間接費収入	2,899,807
9. 寄附金収益注)	52,179,291
10. 賞与引当金見返に係る収益注)	54,254,438
11. 退職給付引当金見返に係る収益注)	22,742,852
12. 財務収益	
受取利息	<u>22,135</u>
13. 雜益	<u>21,582</u>
経常収益合計	<u>1,807,080,963</u>
III 経常利益	<u>28,892,301</u>
IV 臨時損失	
1. 固定資産除却損	<u>887,334</u>
V 当期純利益	<u>28,004,967</u>
VI 当期総利益	<u>28,004,967</u>

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純資產變動計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

単位：円

キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

単位：円

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
商品又はサービスの購入による支出	-363,174,447
人件費支出	-902,364,083
その他の業務支出	-598,983,938
国庫納付金返納額	-738,747,588
科学研究費預り金支出	-28,945,514
運営費交付金収入	1,900,000,000
普及業務収入	234,064
受託収入	970,918
シンポジウム収入	0
科学研究費預り金収入	22,545,000
寄附金収益	52,179,291
雑益	21,582
小計	-656,264,715
利息の受取額	16,893
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	-500,500
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	-500,500
IV 資金増加額	
資金期首残高	0
VI 資金期末残高	304,691,517

利益の処分に関する書類

(令和7年6月30日)

単位：円

I 当期末処分利益	28,004,967
当期総利益	28,004,967
II 利益処分額	
積立金	28,004,967

注記

重要な会計方針

1. 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。ただし、人件費及び一般管理費については期間進行基準を採用しております。

2. 減価償却費の会計処理方法

有形固定資産・無形固定資産は、定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年 工具器具備品 4年～6年 ソフトウェア 5年

3. 賃与引当金の計上基準

役職員の賃与の支給に備えるため、賃与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賃与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賃与引当金と同額を賃与引当金見返として計上しております。

4. 退職手当に係る引当金及び見積額の計上方法

退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

5. 消費税等の会計処理

税込方式を採用しております。

6. 収益及び費用の計上基準

普及業務収入に係る収益は、主に本の売り上げに係る収益であり、監修料の金額が確定した時点で収益を認識しております。

貸借対照表関係

1. 複数の事業年度にまたがって役務提供を受けるライセンス利用料やデータベース利用料等について、前期までは支払額の全てを支払年度の費用に算入しておりましたが、本期より、年度末時点において役務提供未実施分に対応する金額については前払金又は前払費用に計上しております。

行政コスト計算書関係

1. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	1,779,075,996
自己収入等	-56,362,655
法人税等及び国庫納付額	-738,747,588
機会費用	78,995,285

独立行政法人の業務運営に関して 国民の負担に帰せられるコスト	1,062,961,038
-----------------------------------	---------------

2. 機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引から生ずる機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

国有財産の使用面積は、1,578.50m²であります。

$$1,409.8\text{m}^2 \times 45,960\text{円} + 86.4\text{m}^2 \times 30,480\text{円} + 82.3\text{m}^2 \times 30,480\text{円} = 69,936,384\text{円}$$

(2) 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

国からの出向職員退職給付金は、9,058,901円であります。

損益計算書注記

1. ※1 その他の研究業務費のうち主要な費目及び金額

研究業務委託費	188,111,609円
謝金	139,473,873円
データベース経費	105,387,591円
※2 その他の一般管理費のうち主要な費目及び金額	
賃借料	145,085,077円
一般業務委託費	75,059,618円

キャッシュ・フロー計算書注記

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	<u>304,691,517円</u>
資金期末残高	<u>304,691,517円</u>

2. 人件費支出には、退職手当及び法定福利費を含んでおります。

金融商品に関する注記

単位：円

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	304,691,517	304,691,517	0
未収入金	1,068,912	1,068,912	0
未払金	(123,681,514)	(123,681,514)	0

注) 負債に計上されているものは、() で示しております。

1. 現金及び預金、未収入金、未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

令和6年度の決算に関する公告

令和7年8月15日

東京都中央区日本橋本石町三丁目2番12号

全国社会保険労務士会連合会

貸借対照表

公益事業

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金・預金	1,080,440,905	1,151,251,171	△70,810,266
未収入金	59,776,113	74,756,146	△14,980,033
仮払金	210,830	4,833,820	△4,622,990
立替金	205,332,015	203,361,425	1,970,590
前払費用	2,895,332	15,964,895	△13,069,563
流動資産合計	1,348,655,195	1,450,167,457	△101,512,262
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当預金	179,503,978	167,912,556	11,591,422
記念事業積立預金	50,000,000	30,000,000	20,000,000
登録システム構築積立預金	20,000,000	80,000,000	△60,000,000
災害対応基金預金	220,000,000	210,000,000	10,000,000
特定資産合計	469,503,978	487,912,556	△18,408,578
(2) その他固定資産			
什器備品	53,132,441	51,098,727	2,033,714
電話加入権	620,317	620,317	0
貸付金	50,000,000	100,000,000	△50,000,000
その他固定資産合計	103,752,758	151,719,044	△47,966,286
固定資産合計	573,256,736	639,631,600	△66,374,864
資産合計	1,921,911,931	2,089,799,057	△167,887,126
II 負債の部			
1. 流動負債			
収益事業勘定	28,498,335	30,338,644	△1,840,309
預り金	111,990,473	116,419,553	△4,429,080
未払金	92,222,776	76,825,569	15,397,207
前受金	0	0	0
流動負債合計	232,711,584	223,583,766	9,127,818

2. 固定負債			
退職給付引当金	179,503,978	167,912,556	11,591,422
記念事業積立金	50,000,000	30,000,000	20,000,000
登録システム構築積立金	20,000,000	80,000,000	△60,000,000
災害対応基金	220,000,000	210,000,000	10,000,000
固定負債合計	469,503,978	487,912,556	△18,408,578
負債合計	702,215,562	711,496,322	△9,280,760
III 正味財産の部			
一般正味財産	1,219,696,369	1,378,302,735	△158,606,366
正味財産合計	1,219,696,369	1,378,302,735	△158,606,366
負債及び正味財産合計	1,921,911,931	2,089,799,057	△167,887,126

収 支 計 算 書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

公 益 事 業

I. 収入の部

(単位：円)

勘 定 科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
会 費 収 入	891,226,000	886,899,200	4,326,800
手 数 料 収 入	84,400,000	84,449,000	△49,000
事 業 収 入	228,689,000	312,730,748	△84,041,748
そ の 他 の 収 入	135,039,000	142,495,603	△7,456,603
当 期 収 入 合 計(A)	1,339,354,000	1,426,574,551	△87,220,551
前 期 繰 越 収 支 差 額	1,226,583,000	1,226,583,691	△691
収 入 合 計(B)	2,565,937,000	2,653,158,242	△87,221,242

II. 支出の部

(単位：円)

勘 定 科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
事 業 費 支 出	830,891,000	767,267,749	63,623,251
管 理 費	519,424,000	496,088,649	23,335,351
そ の 他 の 支 出	294,675,000	273,858,233	20,816,767
予 備 費	16,450,000	0	16,450,000
当 期 支 出 合 計(C)	1,661,440,000	1,537,214,631	124,225,369
当 期 収 支 差 額(A)-(C)	△322,086,000	△110,640,080	△211,445,920
次 期 繰 越 収 支 差 額(B)-(C)	904,497,000	1,115,943,611	△211,446,611

公認会計士等の登録及び登録抹消の公告

令和7年7月中の公認会計士等の登録及び登録抹消者は、次のとおりにつき、公認会計士法第21条の2の規定により公告する。

令和7年8月1日 日本公認会計士協会

[開業登録]

登録番号 氏 名 登録番号 氏 名

I. 公認会計士

7月22日

46625	芹川祐理子	46626	高嶋 崇司
46627	小林 英一	46628	長島 靖
46629	成田 光明	46630	青木晃太郎
46631	富田 瞳	46632	山岡 薫子
46633	塚本 智志	46634	高橋 里奈
46635	河村 祐也	46636	橋本 純
46637	猪尾 葵	46638	田中 真有
46639	高山 修也	46640	長谷優莉子
46641	高村 雄介	46642	吉田 壮志
46643	小松 智将	46644	宮本 純也
46645	山本 龍輝	46646	甲斐 弘也
46647	小田 将也	46648	野々垣の花
46649	野城 大寛	46650	廣瀬 真也
46651	千葉 智也	46652	大水 翔太
46653	岩崎 紀人	46654	城後 仁
46655	小島 圭祐	46656	岩本 紗季
46657	中島 巧	46658	小瀧 賢人
46659	岩山 美希	46660	小林 和真
46661	安里 拓	46662	渡邊 愛梨
46663	高田祐太郎	46664	戸田 達也
46665	松浦 生季	46666	橋本 明
46667	高橋 駿	46668	竹内 樹
46669	成清 敏明	46670	伊藤 聖
46671	花井 凌我	46672	長岡 将史
46673	齊藤 一輝	46674	尚 賢
46675	横尾 結菜	46676	犬養 水森
46677	師岡 祐介	46678	浅井 鷹
46678	沼田 啓作	46680	加藤 太悟
46681	井上新之介	46682	大野 達也
46683	繁田 涼平	46684	景山 雄太
46685	井田 健太	46686	坂橋 達哉
46687	矢矧 貴一	46688	宮口 有沙
46689	菊池 飛実	46690	渡邊 充
46691	村部 里莉	46692	松井祐里奈
46693	八木瑛二郎	46694	米倉 匠亮
46695	吉住 圭祐	46696	小笠原由子
46697	増田創一郎	46698	黒瀬 溪太
46699	若木 陸真	46700	泊 元気
46701	中川 玲菜	46702	岩村 泰輝
46703	白井健太朗	46704	久保田 歩
46705	森井 咲羽	46706	安斎 凜
46707	町田 匠	46708	小森 大夢
46709	原田 龍弥	46710	野端 留菜

46711	新玉 武弘	46712	小笠原勇輝	46797	金井悠一郎	46798	小林 郁斗	46883	松田 誠一	46884	太田 曜弘	46967	堀之内 駿	46968	岡野 菜穂
46713	村上 晶	46714	鈴木 玲奈	46799	小柳 有加	46800	若林 達彦	46885	加藤 孝明	46886	永野 賢尚	46969	山根 伶仁	46970	安達 夏乃
46715	熊崎 明	46716	山形 千佳	46801	内山 備貴	46802	根立 弘崇	46887	松谷 久雄	46888	安藤 祥平	46971	上田 哲也	46972	漆谷 翔
46717	西尾 安由	46718	古本 太郎	46803	角田 亮太	46804	西谷 拓馬	46889	今田 隆礼	46890	田邊 桃子	46973	小澤 卓也	46974	牧野 新
46719	古賀 寛之	46720	関山 正都	46805	由利 直輝	46806	吉永 学史	46891	金田 将寛	46892	鈴木 美貴	46975	松川 隼登	46976	森 翔
46721	田代 嘉昭	46722	小林 陸斗	46807	勇元 綾乃	46808	右佐林稔弘	46893	高野 蒼	46894	田中海輝斗	46977	山本 尚幸	46978	高木 勇佑
46723	大溝 樹生	46724	加藤 史也	46809	完塙 良多	46810	木下 真吾	46895	戸部 隆登	46896	石川 紀子	46979	樽本 晓子	46980	生熊友紀子
46725	丹野 淳介	46726	石井 和輝	46811	野崎 由祐	46812	前本 祥毅	46897	久保 弘子	46898	小長谷智恵	46981	川畠 真央	46982	行司 愛美
46727	伊藤 亮	46728	霞 遼祐	46813	山本 宏明	46814	石原 倫子	46899	小山 智弘	46900	田原 謙	46983	豊嶋啓太朗	46984	増山 南那
46729	國吉 佑希	46730	齊藤 洋道	46815	内平 貴大	46816	福田賀奈子	46901	伊東 駿	46902	西畠真裕子	46985	木戸 勝久	46986	綾 隆一
46731	高岩 愛美	46732	中村 義紀	46817	藤本 陽三	46818	松田 慶太	46903	阿保 朗栄	46904	佐藤正太郎	46987	後藤 健太	46988	立山 哲平
46733	吉住 真衣	46734	富岡 竜太	46819	田中 光志	46820	高岸 直生	46905	高信 輪太	46906	長谷川 翔	46989	寺岡 憲伸	46990	拜 瑛介
46735	小笠原健太	46736	井上 千花	46821	小玉 陽希	46822	伊達 尚人	46907	山本 拓弥	46908	井原 桃香	46991	百合草駿平	46992	木谷 海斗
46737	植谷 光希	46738	久保田侑里	46823	高橋 恵	46824	桑内 健雄	46909	勝間田恭佳	46910	北村美佐紀	46993	金川 優香	46994	小波津和真
46739	佐々木啓太	46740	谷川 玲史	46825	川上 洋輝	46826	今本 大翔	46911	中西 望	46912	山岸 知樹	46995	阪本 孝弥	46996	高森 亮佑
46741	橋本 達哉	46742	町田 啓太	46827	尾崎 一輝	46828	八木下 克	46913	山崎 有哉	46914	俞 敏翔	46997	田中 栄馬	46998	土井 智義
46743	村形 翼	46744	森本 僖太	46829	表 克拓	46830	田中 海	46915	中前 知沙	46916	開作 展大	46999	橋本 堇	47000	東 千愛
46745	堀越 和真	46746	金内 清	46831	八神 公亮	46832	新井佐和子	46917	初芝 寛彬	46918	堀江 碧	47001	里見 直樹	47002	中井 裕太
46747	嵯峨 果純	46748	斎藤 黙	46833	石田 陸斗	46834	鈴木 陽	46919	河野 郁	46920	下堂前直也	47003	阿波 貴大	47004	兒玉 寛文
46749	川田 峻也	46750	松永 裕貴	46835	後藤 乾太	46836	佐藤 祐希	46921	刈谷龍太朗	46922	岡部 雄斗	47005	濱地 駿佑	47006	西川一寿希
46751	金子 駿太	46752	斎藤 里奈	46837	成 著文	46838	飛田 敦	46923	飯村 知倫	46924	和泉 有乃	47007	光田 将騎	47008	福浦 雅美
46753	颯田みな実	46754	佐藤 雅之	46839	重松 亮	46840	山田 直人	46925	白石 吉健	46926	堀田 悠輝	47009	吉川ひかり	47010	李 雪
46755	神保 德義	46756	清宮なつみ	46841	近藤 慶祐	46842	向田 光裕	46927	播口 翔紀	46928	(林 陳 伊莉) 英莉)	47011	二村 韶	47012	福井 湧真
46757	古屋 大輝	46758	茂木 亮輔	46843	西山 恵蓮	46844	佐藤 陽平	46929	細野 寛起	46930	山本 凱登	47013	錦 将平	47014	杉本 和駿
46759	横山 粋	46760	高子進一郎	46845	吉川 航平	46846	太田 真輝	46931	山本 和哉	46932	鈴木 翠	47015	井上 晃成	47016	志水 愛斗
46761	大田 優	46762	井上 大希	46847	黒瀬 寛人	46848	子安 裕	46933	澤田 真奈	46934	青木 優佑	47017	小野田陸人	47018	柴田 勇樹
46763	大川 友輝	46764	加幡 一雄	46849	石原 知佳	46850	和田 紳吾	46935	霍 雅璇	46936	久保 一平	47019	齋藤 瑞月	47020	金子 亮
46765	須藤 大貴	46766	醍醐 寛子	46851	佐々木 遼	46852	小川 誠太	46937	桑名 寿子	46938	柴田 優輝	47021	杉本 翔	47022	江崎 拓哉
46767	福田 彩花	46768	松田 由惟	46853	有村 勇人	46854	塚田 知憲	46939	丹 俊介	46940	野村真亞怜	47023	小菊聰一郎	47024	荒木 優作
46769	多田 俊介	46770	菊池 未来	46855	長谷川 韶	46856	大島 励哉	46941	萩原 光	46942	松平 遼	47025	森山 将行	47026	佐野 章佳
46771	海地 達宏	46772	紙谷 健	46857	井上 涼	46858	川邊 雄真	46943	山形 絵美	46944	松田 海渡	47027	松田 啓明	47028	二宮 秀介
46773	菅田 沙ま	46774	永瀬 慎	46859	永尾 拓哉	46860	高橋 亮	46945	水流 拓哉	46946	窪田 穂	47029	鶴田 莉子	47030	西山 岳志
46775	中村 哲人	46776	二階堂晴生	46861	浅埜 久奈	46862	荒井 求	46947	東 祐樹	46948	下野 雄平	47031	中田 祐輔	47032	久木原諒哉
46777	楳原 史也	46778	佐々木夏海	46863	伊与久雅博	46864	村上 順哉	46949	富澤 拓也	46950	濱本 薫哉	47033	河村 椎成	47034	長谷川 凜
46779	中嶋 俊海	46780	田代 亘佑	46865	池沢 駿	46866	堀江慎太郎	46951	福田 亮太	46952	玉山 浩希	47035	伊藤 溪悟	47036	泉 翔真
46781	江口 祥吾	46782	太田 直裕	46867	菅野 裕香	46868	日下部友理子	46953	松谷 貴裕	46954	藤原 大樹	47037	瀬戸山俊介	47038	栗林 祐実
46783	柏柳 大貴	46784	菊山浩太郎	46869	鈴木 大喜	46870	三神 洋介	46955	免出 捷	46956	澤田 宏明	47039	内田 圭祐	47040	前田 誠太
46785	滝下 雅司	46786	田山 実里	46871	岡 聰史	46872	市田 悠季	46957	木下さくら	46958	音地霞月輝	47041	藤田 浩人	47042	藤原 樹
46787	寺田 一紀	46788	土居 瑞奈	46873	村井 清輝	46874	甘野 幹太	46959	西村 幸穂	46960	宮本 悠矢	47043	吉村枝里子	47044	佐藤 愛未
46789	秦 舜一	46790	宮下 善久	46875	名古屋 輝	46876	藤井 大悟	46961	近野 未来	46962	桂 達矢	47045	大下 祐成	47046	魚住 知加
46791	森 一弘	46792	花井 泰輔	46877	星野 恭平	46878	姜 正訓	46963	小川 耕平	46964	齋藤 花織	47047	岡坂 祐作	47048	村井 夕珠
46793	福井 歩	46794	長 健太朗	46879	細田 優	46880	元田 新吾	46965	梶内 隆暉	46966	西野 太寿	47051	清水優太郎	47052	関矢 悠
46795	入江 圭	46796	大園 直弥	46881	新谷 咲季	46882	佐伯 美月	46965			岡本 一真	47053		47054	山本 佳奈

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

北海道留萌市錦町二丁目二番五号

有限公司アーバン
清算人 谷 泰次

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

北海道釧路市大楽毛二線一七〇番地の九六

株式会社マルシヨウクラタ
代表清算人 倉田 正

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

北海道登別市若山町四丁目四一番地二

株式会社もがみやフィッソカンパニー
代表清算人 最上谷文昭

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

札幌市東区北十四条東十二丁目一番二八号

株式会社ヤマダプランニング
代表清算人 山田 茂

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

北海道深川市一条八番一〇号

有限公司椿 政子
清算人 椿 政子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

青森県八戸市田面木松長根四番地一

館合同会社
清算人 下館 幸子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

岩手県紫波郡紫波町北日詰字八反田二七

株式会社八重畑製材所
代表清算人 八重畑 修

解散公告

当社は、令和七年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

宮城県名取市下増田字小沼二九番地

株式会社 S・K 朝日駐車場
代表清算人 阿部 容子

解散公告

当法人は、令和七年六月二十七日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

宮城県本吉郡南三陸町歌津字管の浜八〇番

地四 特定非営利活動法人ハーモニーたつ
清算人 渡邊 太志

解散公告

当社は、令和七年七月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

青森県八戸市田面木松長根四番地一

館合同会社
清算人 下館 幸子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

宮城県石巻市真野字小屋前三八番地一

株式会社ワッド新沼株式会社
代表清算人 新沼 豊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

福島県福島市庄野字柿原一番地の一

福島県福島市庄野字柿原一番地の一
清算人 渡邊 太志

解散公告

当社は、令和七年七月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

福島県福島市庄野字柿原一番地の一

株式会社オクトロン
代表清算人 吉村 春樹

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

宮城県石巻市中央二丁目四番一八号

株式会社デクリエ
代表清算人 佐藤 敏明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

福島県須賀川市馬町二番地の六

福島県須賀川市馬町二番地の六
清算人 渡邊 太志

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

福島県須賀川市馬町二番地の六

後藤産業株式会社
代表清算人 後藤 幸子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

福島県いわき市好間町北好間字作田二一番

株式会社工ステー商会
代表清算人 佐藤 靖典

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

秋田県湯沢市高松字八乙女九七番地

秋田県湯沢市高松字八乙女九七番地

清算人 小野田末喜

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

茨城県常総市水海道宝町三三三八五番地

有限公司明文堂書店
清算人 飯塚 智子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

栃木県小山市出井一七一七番地一

有限会社イソオート工場
代表清算人 磯 森治

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

令和七年八月十五日

埼玉県川口市栄町三丁目5番1号

有限公司天野屋
代表清算人 香川 光子

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

埼玉県新座市大和田一丁目一番二六号

有限公司深井モータース
清算人 深井 憲一

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

埼玉県川口市江戸袋一丁目一七番四一―七

株式会社グレツツ
代表清算人 山崎 直樹

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

埼玉県川口市元郷一丁目二六番一号

アサヒゴム産業株式会社
代表清算人 小林 千春 (谷田部千春)

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

解散公告

当認可地縁団体は、令和七年七月二十七日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

千葉県成田市長田八四八番二
清算人 平山 清彦

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

千葉県市川市八幡四丁目七番一八号
清算人 内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

千葉県市川市八幡四丁目七番一八号
清算人 内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

千葉県市川市八幡四丁目七番一八号
清算人 内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

千葉県市川市元郷一丁目二六番一号
清算人 小林 千春 (谷田部千春)

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

千葉県市川市元郷一丁目二六番一号
清算人 小林 千春 (谷田部千春)

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年七月三十日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
清算人 内山隆太郎

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年七月三十日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
清算人 内山隆太郎

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年七月三十日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
清算人 内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
清算人 内山隆太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

東京都豊島区駒込五丁目二番一一四〇八号
株式会社dot & hyphen
代表清算人 白木裕一朗

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
市原市測量設計業協同組合
代表清算人 平野 彰洋

解散公告

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都板橋区上板橋一丁目一九番一六号

AC 9 一般社団法人

代表清算人 高橋 通彰

解散公告

当社は、令和七年七月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都港区新橋六丁目一一番八号

有限会社東島屋

清算人 藤ノ木博貴

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都港区新橋六丁目一一番八号

有限会社東島屋

清算人 藤ノ木博貴

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都渋谷区渋谷三丁目二八番一五号渋谷

S 野口ビル一〇F 株式会社 L i P L U S

代表清算人 渋谷 雄史

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都江戸川区南小岩六丁目一六番一四号

有限公司 中村興業
清算人 中村 恭兵

解散公告

当社は、令和七年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都新宿区西早稲田三丁目一一番三号

英式冷蔵C.U.E.

代表清算人 八巻 達彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都葛飾区東金町一丁目一〇番一〇号

有限会社花月

清算人 坂口紳一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都立川市柴崎町一丁目一五番二五号一

○二ベルフォーレ諒訪一〇二号室

株式会社 C o s m i c

代表清算人 武井椋太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都渋谷区渋谷三丁目二八番一五号渋谷

S 野口ビル一〇F 株式会社 L i P L U S

代表清算人 渋谷 雄史

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都品川区東品川二丁目二番四号天王洲

ファーストタワー五F

代表清算人 奥田 義光

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都品川区東品川二丁目二番四号天王洲

東北サイエンス株式会社

代表清算人 柴田 一泰

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都中央区寄居町三三三番地一八

新潟市中央区寄居町三三三番地一八

シティビル四階

新潟地下開発株式会社

代表清算人 村山 雄亮

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日付にて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月十五日

新潟県魚沼市三浦沢一四五番地一

新潟市中央区中央五丁目三八番一三号工ス

エス一〇A一七〇二

一般社団法人日本武藝道本院

代表清算人 奥山 安雪

解散公告

当社は、令和七年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

新潟県魚沼市三浦沢一四五番地一

新潟市中央区中央五丁目三八番一三号工ス

エス一〇A一七〇二

一般社団法人日本武藝道本院

代表清算人 奥山 安雪

解散公告

当社は、令和七年八月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

新潟県魚沼市三浦沢一四五番地一

新潟市中央区中央五丁目三八番一三号工ス

エス一〇A一七〇二

一般社団法人日本武藝道本院

代表清算人 佐藤 光男

解散公告

当社は、令和七年八月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

新潟市中央区中央五丁目三八番一三号工ス

エス一〇A一七〇二

一般社団法人日本武藝道本院

代表清算人 佐藤 光男

解散公告

当社は、令和七年八月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

新潟市中央区中央五丁目三八番一三号工ス

エス一〇A一七〇二

一般社団法人日本武藝道本院

代表清算人 佐藤 光男

解散公告

当社は、令和七年八月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

新潟市中央区中央五丁目三八番一三号工ス

エス一〇A一七〇二

一般社団法人日本武藝道本院

代表清算人 佐藤 光男

解散公告

当社は、令和七年八月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

新潟市中央区中央五丁目三八番一三号工ス

エス一〇A一七〇二

一般社団法人日本武藝道本院

代表清算人 佐藤 光男

解散公告

当社は、令和七年八月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十五日

新潟市中央区中央五丁目三八番一三号工ス

エス一〇A一七〇二

一般社団法人日本武藝道本院

代表清算人 佐藤 光男

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

解散公告
当社は、令和七年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

解散公告
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

解散公告
当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

解散公署

当法人は、令和七年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

当社は、令和七年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

角龍生氣
當社は

右期間内にお申し出がないときは清算か
ります。
年八月十五日

年
之
区
二
目

日
テ
新
月
全

1,
1,

1,

1,

第34期決算公告 令和7年6月30日
北海道札幌市北区北
二十四条西16丁目3番15号
株式会社ティアネス
代表取締役 新田正範

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)					
科	目	金額(千円)			
資の 産部	流動資産	212,621			
	固定資産	1,420,695			
	合計	1,633,317			
負純 資 債 及 び部	流动負債	249,851			
	固定負債	1,109,469			
	株主資本	273,996			
	資本剰余金	10,000			
	利益準備金	263,996			
	利益準備金	3,000			
	その他利益剰余金	260,996			
	(うち当期純利益)	(59,543)			
	合計	1,633,317			

相続債権者受遺者への請求申出の催告

右被相続人の相続人のあることが不明なので、本籍茨城県ひたちなか市和田町一丁目四八九二番地、最後の住所東京都北区志茂五丁目三〇番二七一一〇二号シルバービア寿

被相続人 死 谷川 正義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都新宿区四谷三栄町三番七号森山ビル
東館三階 永野・山下・平本法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山下 敏雅

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都町田市金森四丁目八番、最後の住所東京都町田市原町田三丁目一九番一号総合ケアセンター町田なごやかレジデンス町田三一五

被相続人 死 風間 歳政
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日
事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号 落合ビル三階 弁護士法人福澤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 福澤 武文
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都江戸川区篠崎町七丁目九番、最後の住所東京都江戸川区篠崎町七丁目九番五号レジデンスクサナギIII一二

被相続人 死 中村 誠
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日
事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号 落合ビル三階 弁護士法人福澤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 福澤 武文
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都江戸川区篠崎町七丁目九番、最後の住所東京都江戸川区篠崎町七丁目九番五号レジデンスクサナギIII一二

被相続人 死 中村 誠
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日
事務所新潟県南魚沼市浦佐一一三七 U.S
相続財産清算人 弁護士 黒岩 海映
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都江戸川区篠崎町七丁目九番五号レジデンスクサナギIII一二

被相続人 死 中村 誠
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日
事務所新潟県南魚沼市浦佐一一三七 U.S
相続財産清算人 弁護士 黒岩 海映
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍長野県長野市大字長野字新町三〇二番地、最後の住所長野県長野市大字栗田一九三五番地サーバス栗田中央四〇三号

被相続人 死 上原 康男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日
東京都千代田区有楽町二丁目一〇番二号東京交通会館一階銀座第一法律事務所
相続財産清算人 弁護士 白土 麻子
(戸籍上の氏梅野)

相続債権者受遺者への請求申出の催告

右被相続人の相続人のあることが不明なので、本籍新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢四丁目一番地四、最後の住所新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢三八六番地二二〇一号

被相続人 死 高橋 藤夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日

東京都新宿区四谷三栄町三番七号森山ビル
事務所新潟県南魚沼市浦佐一一三七 U.S
ビル五〇一号室 南魚沼法律事務所
相続財産清算人 弁護士 黒岩 海映

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都町田市金森四丁目八番、最後の住所東京都町田市原町田三丁目一九番一号総合ケアセンター町田なごやかレジデンス町田三一五

被相続人 死 風間 歳政
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日
事務所新潟県南魚沼市浦佐一一三七 U.S
ビル五〇一号室 南魚沼法律事務所
相続財産清算人 弁護士 黒岩 海映

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都大田区田園調布二丁目二三番、最後の住所新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢二丁目一番地二四一二三一号

被相続人 死 山崎 巖
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日
事務所新潟県南魚沼市浦佐一一三七 U.S
ビル五〇一号室 南魚沼法律事務所
相続財産清算人 弁護士 黒岩 海映

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍長野県長野市大字長野字新町三〇二番地、最後の住所長野県長野市大字栗田一九三五番地サーバス栗田中央四〇三号

被相続人 死 上原 康男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日
事務所新潟県南魚沼市浦佐一一三七 U.S
ビル五〇一号室 南魚沼法律事務所
相続財産清算人 弁護士 黒岩 海映

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍京都府京都市下京区西七条南東野町一七四番地、最後の住所大阪府高槻市八丁畷町一一番三号共生の里老人ホーム

被相続人 死 高田 政江
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日
大阪市北区東天満二丁目一一番一五号若杉 グランドビル別館八〇三
相続財産清算人 弁護士 福田あやこ
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍大阪府大阪市淀川区三津屋中二丁目八一
番地、最後の住所大阪府堺市中区深井東町三一九二番地ベルフラワー一〇三号

被相続人 死 谷川 正義
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日
長野県長野市稲田一丁目三五番二六号
相続財産清算人 司法書士 檜山 大地

相続債権者受遺者への請求申出の催告

右被相続人の相続人のあることが不明なので、本籍三重県伊賀市小杉四八〇番地、最後の住所同じに同じ、被相続人亡 内山 智榮

被相続人 死 内山 智榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日

三重県四日市市諫訪栄町二番四号フアース
トビル二階 稲七総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 木下 琢太

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍京都市中京区壬生森町四八番地、最後の住所京都市西京区大原野石作町二五六番地一
西山寮
被相続人 死 山本 正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日

京都府中京区烏丸通二条上ル詩絵屋町二六三京築烏丸ビル五階 藤原・橋本法律事務所
所 相続財産清算人 弁護士 藤原 式子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍京都府京都市下京区西七条南東野町一七四番地、最後の住所大阪府高槻市八丁畷町一一番三号共生の里老人ホーム

被相続人 死 高田 政江
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日

京都府中京区烏丸通二条上ル詩絵屋町二六三京築烏丸ビル五階 藤原・橋本法律事務所
所 相続財産清算人 弁護士 藤原 式子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍京都府京都市下京区西七条南東野町一七四番地、最後の住所大阪府高槻市八丁畷町一一番三号共生の里老人ホーム

被相続人 死 高田 政江
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日

京都府中京区烏丸通二条上ル詩絵屋町二六三京築烏丸ビル五階 藤原・橋本法律事務所
所 相続財産清算人 弁護士 藤原 式子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍京都府京都市下京区西七条南東野町一七四番地、最後の住所大阪府高槻市八丁畷町一一番三号共生の里老人ホーム

被相続人 死 高田 政江
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日

大阪市北区東天満二丁目一一番一五号若杉 グランドビル別館八〇三
相続財産清算人 弁護士 福田あやこ
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍大阪府大阪市淀川区三津屋中二丁目八一
番地、最後の住所大阪府堺市中区深井東町三一九二番地ベルフラワー一〇三号

被相続人 死 吉本 一弘
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日
長野県長野市稲田一丁目三五番二六号
相続財産清算人 司法書士 檜山 大地

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、本籍宮城県仙台市青葉区宮町一丁目七二番地、最後の住所兵庫県伊丹市緑ヶ丘一丁目二六四番地
被相続人 死 舟坂 里江

被相続人 死 舟坂 里江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番三号 山本不動ビル八〇一号室 林下法律事務所
相続財産清算人 弁護士 林下 志麻

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番三号 山本不動ビル八〇一号室 林下法律事務所
相続財産清算人 弁護士 林下 志麻

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番三号 山本不動ビル八〇一号室 林下法律事務所
相続財産清算人 弁護士 林下 志麻

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番三号 山本不動ビル八〇一号室 林下法律事務所
相続財産清算人 弁護士 林下 志麻

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番三号 山本不動ビル八〇一号室 林下法律事務所
相続財産清算人 弁護士 林下 志麻

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日
長野県長野市稲田一丁目三五番二六号
相続財産清算人 司法書士 檜山 大地

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,007	流動負債	8,689
		定額負債	30,000
		合計	38,689
		株主資本	△28,682
		資本剰余金	5,050
		準備金	4,950
		余利	4,950
		その他	△38,682
		純資本	△38,682
		純資本	△38,682
		純資本	(4,347)
		純資本	△28,682
資産合計	10,007	負債・純資産合計	10,007

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加西市玉野町八六九番地、最後の住所兵庫県明石市二見町西二見三一五番地の

一〇

被相続人

亡 深田 雪子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日

兵庫県明石市本町一丁目一番二四号大日明

石本町ビル五階五〇二明石さざんか法律事務所

相続財産清算人 弁護士 有年 麻美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市善明寺六〇一番地、最後の住所和歌山市西庄一〇五六番地二五七

被相続人 亡 中嶋 繁樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日

和歌山市南中間町七二番地 田中・手押法 律事務所

相続財産清算人 弁護士 手押 誓哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市吉方温泉一丁目六一五番地、最後の住所不明

被相続人 亡 大西 博子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日

鳥取県鳥取市片原一丁目一〇八番地工ス テートビル二階菜の花総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 古田 昌己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市片原二丁目一〇八番地工ス

被相続人 亡 亀井 考志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日

鳥取県倉吉市富海八六九番地の五

相続財産清算人 弁護士 小椋 義孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市築山町一〇〇番地、最後の住所愛媛県松山市拓川町三番四四号

被相続人 亡 山田 誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日

愛媛県松山市拓川町一一番二五五号

相続財産清算人 司法書士 濱田 信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市氣高町上原三六七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 田中みゆき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日

鳥取県鳥取市片原二丁目一〇八番地工ス テートビル二階菜の花総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 古田 昌己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県倉吉市富海九二番地一、最後の住所鳥取県倉吉市富海八六九番地の五

被相続人 亡 亀井 考志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市築山町一〇〇番地、最後の住所愛媛県松山市拓川町三番四四号

被相続人 亡 山田 誠

第41期決算公告 令和7年6月30日

宮城県仙台市泉区天神沢1丁目3番27号 株式会社仙和 代表取締役 新田 正範 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	696,342
流動 資産	3,719,649
合 計	4,415,991
負純 資産 及び 部	863,292
資本 本利 益	3,201,612
資本 余利 益	351,086
資本 本利 益	10,000
資本 余利 益	9,000
資本 本利 益	332,086
資本 余利 益	2,500
資本 本利 益	329,586
資本 余利 益	(うち当期純利益) (221,378)
合 計	4,415,991

第29期決算公告 令和7年8月15日

宮城県仙台市宮城野区扇町四丁目7番30号 株式会社シナネン東北ひまわりガスセンター 代表取締役 和井田高史 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	27,719
流動 資産	3,370
合 計	31,089
負純 資産 及び 部	13,612
資本 本利 益	0
資本 余利 益	17,477
資本 本利 益	10,000
資本 余利 益	7,477
資本 本利 益	7,477
資本 余利 益	(うち当期純利益) (2,308)
合 計	31,089

令和7年8月15日 仙台市青葉区国分町三丁目6番1号 ミライフ東日本株式会社 代表取締役 村尾 瞳明 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	4,328,161
流動 資産	4,606,545
合 計	8,934,706
負純 資産 及び 部	3,772,092
資本 本利 益	684,564
資本 余利 益	4,478,050
資本 本利 益	200,000
資本 余利 益	2,481,054
資本 本利 益	(資本準備金) (20,000)
資本 余利 益	1,796,996
資本 本利 益	30,000
資本 余利 益	1,766,996
資本 本利 益	(うち当期純損失) (41,109)
合 計	8,934,706

第33期決算公告 令和7年8月15日 茨城県神栖市柳川4123番地 鹿島シティフレイ特株式会社 代表取締役 斎藤 正志 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	86,468
流動 資産	61,941
合 計	148,410
負純 資産 及び 部	63,806
資本 本利 益	0
資本 余利 益	34,603
資本 本利 益	34,603
資本 余利 益	(7,333)
合 計	84,603
負債・純資産合計	148,410

第22期決算公告 令和7年6月30日

茨城県龍ケ崎市南が丘2丁目6番1号 株式会社ジェイライフ 代表取締役 仲村 和明 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	195,975
流動 資産	779,882
合 計	975,858
負純 資産 及び 部	174,375
資本 本利 益	662,350
資本 余利 益	139,132
資本 本利 益	10,000
資本 余利 益	129,132
資本 本利 益	129,132
資本 余利 益	(9,889)
合 計	975,858

令和7年8月15日 宮城県角田市角田字旭町32番地の3 崩田電気工業株式会社 代表取締役 横山 康 貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	897,340
流動 資産	187,460
合 計	1,084,800
負純 資産 及び 部	196,090
資本 本利 益	205,000
資本 余利 益	683,710
資本 本利 益	30,000
資本 余利 益	653,710
資本 本利 益	7,500
資本 余利 益	646,210
資本 本利 益	(うち当期純利益) (26,980)
合 計	1,084,800

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍愛媛県松山市三番町七丁目三番地二〇、
最後の住所愛媛県松山市竹原四丁目八番一一
号 被相続人 亡 池原 功
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年八月十五日

愛媛県松山市古川北四丁目一二番一号

相続財産清算人 司法書士 織藤 哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県朝倉市山田二二三番地、最後の住

所福岡県朝倉市三奈木二四六番地一介護老

人福祉施設いしすえ荘

被相続人 亡 江上タヅエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年八月十五日

福岡県朝倉市菩提寺四八四番地六

相続財産清算人 司法書士 本田久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県神埼市神埼町的五七番地一二、最

後の住所佐賀県神埼市神埼町的五七番地一二

被相続人 亡 樋口 守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月十
六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内
にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月十五日

佐賀県鳥栖市宿町一〇一一番地一六

相続財産清算人 司法書士 姉川 智子

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、
次のことおり供託しました。

一 対象土地 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字

粉白字明戸作り四四四番

二 供託所 和歌山地方法務局新宮支局

三 供託番号 令和七年度金第三六号

四 供託金額 九七四 四二九円

五 裁判所 和歌山地方裁判所新宮支部
六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件
七 事件番号 令和五年(チ)第一号
八 令和七年八月十五日
九 和歌山県新宮市緑ヶ丘一ー一四〇貴志ヌル
十 三階 弁護士法人あしたば
十一 所有者不明土地管理人 弁護士 山本 健一
十二 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第二百四十六条の二第一項及び第
二項の規定により、次のとおり供託しました。
一 不在者 工藤小津惠
二 本籍 東京都荒川区東尾久五丁目一四七一番
三 地 住所 不詳
四 生年月日 昭和二十九年十二月一日
五 二供託所 東京法務局
六 三供託番号 令和七年度金第一五八八二一
七 四供託金額 五、九二八、〇九四円
八 五裁判所 東京家庭裁判所
九 六事件名 不在者財産管理人選任申立事件
十 七事件番号 令和五年(家) 第七三〇三一七号
十一 令和七年八月十五日

十二 東京都中央区銀座二丁目一〇番二号銀座D
Tビル四階 千葉法律事務所
十三 不在者財産管理人 弁護士 千葉 道則
十四 家畜商営業保証金取戻し公告
十五 第八条の規定により、左記の者はそれぞれ当該記
載により営業保証金の取戻しをしようとしており
ますので公告します。
十六 当該営業保証金について家畜法第十条の四第
七条の規定によるところ、左記の者はそれぞれ当該記
載により営業保証金の取戻しをしようとしており
ますので公告します。
十七 ①株式会社MITSUKARU ②広島県知事2第10850号 ③代表取締役 小野田博幸 ④東京都千代田区
大手町二丁目1番1号 廃止した從たる事務所 東京都新宿区西新宿一丁目14番11号 ⑤500万円
⑥関東地方整備局長 ⑦東京都千代田区大手町二丁目1番1号 株式会社毎日コムネット 代表取締
役 小野田博幸
十八 所在不明株主の株式の競売又は配当に伴う異議申立ての公取
十九 当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却やしないといふたのじ、これに對し異議のあ
る事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申
出書二通を宮城県知事に提出して下さい。前記申
出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻
されます。

記

二十 令和七年八月十五日
二十一 北海道岩見沢市四条西八丁目一番地
二十二 岩見沢通運株式会社 代表取締役 高橋 博昭
二十三 株主名簿上の株主の氏名及び住所
二十四 宮崎 麗子 東京都練馬区南田中五ー一五ー一〇一四〇一四
二十五 藤田 正雄 北海道岩見沢市三条西一ー一
二十六 営業保証金額 金二万円

株式の種類及び数 株券番号
普通株式五〇〇〇株 一〇〇四八
普通株式一〇〇株 一一九一

第35期決算公告 令和7年6月30日
千葉県野田市目吹36番地4
株式会社E V E J A P A N
代表取締役 今村 隼人

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 190,568
	固定 資産 62,045
合 計	252,613
負純 資産 及の び部	流動 負債 86,521
	固定 負債 197,302
	資本 31,210
	資本 5,000
	資本 36,210
	資本 36,210
	(その他利益) 36,351
合 計	252,613

第30期決算公告 令和7年6月18日
埼玉県越谷市西方2986番地2
スターべー カリー株式会社
代表取締役 国領 順二

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動 資産 177
	固定 資産 124
合 計	301
負純 資産 及の び部	流動 負債 1
	固定 負債 0
	資本 300
	資本 100
	資本 200
	その他資本 200
	利益 0
	利益 0
	利益 0
	その他利益 0
合 計	301

第32期決算公告 令和7年6月18日
埼玉県越谷市西方2986番地2
タワーべー カリー株式会社
代表取締役 国領 順二

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動 資産 783
	固定 資産 1,957
合 計	2,740
負純 資産 及の び部	流動 負債 919
	固定 負債 302
	資本 1,514
	資本 100
	資本 395
	利益 1,019
	利益 62
	その他利益 956
	(うち当期純損失) (28)
	評価・換算差額等 5
合 計	2,740

第32期決算公告 令和7年8月15日
東京都渋谷区円山町3番6号
株式会社ペッコアメ・インターネット
代表取締役 清水 高

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 448,936
	固定 資産 64,744
合 計	513,680
負純 資産 及の び部	流動 負債 203,670
	固定 負債 60,324
	資本 249,685
	資本 100,000
	資本 377,300
	資本 64,525
	資本 312,775
	資本 422,615
	資本 422,615
	(その他資本) 189,834
合 計	513,680

第4期決算公告 令和7年6月30日
東京都千代田区内神田一丁目14番8号
株式会社P u b t e X
代表取締役 渡辺 順

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 1,003,694
	固定 資産 2,077,866
合 計	3,081,561
負純 資産 及の び部	流動 負債 1,574,149
	固定 負債 27,252
	資本 6,537
	資本 1,500,875
	資本 450,000
	資本 450,000
	資本 450,000
	資本 600,875
	資本 600,875
	(その他資本) 877,886
合 計	3,081,561

第36期決算公告 令和7年8月15日
東京都千代田丸の内二丁目7番3号
株式会社シップス
代表取締役 谷峰 修

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 208,858
	固定 資産 14,631
合 計	223,490
負純 資産 及の び部	流動 負債 73,090
	(うち賞与引当金) (4,000)
	(うち役員退職慰労) (33,066)
	固定 負債 16,000
	資本 134,399
	資本 10,000
	利益 124,399
	その他利益 124,399
	(うち当期純利益) (46,435)
合 計	223,490

第35期決算公告 令和7年6月25日
東京都港区虎ノ門1-1-18
株式会社コマムファイナンス
代表取締役 濱本 匠

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動 資産 94,761
	固定 資産 6,983,829
合 計	7,078,590
負純 資産 及の び部	流動 負債 39,852
	固定 負債 7,043,215
	資本 △4,477
	資本 10,000
	資本 △14,477
	資本 △14,477
	(うち当期純損失) (726)
合 計	7,078,590

第34期決算公告 令和7年6月25日
東京都港区虎ノ門1-1-18
株式会社エリエファイナンス
代表取締役 濱本 匠

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動 資産 15,712
	固定 資産 3,678,198
合 計	3,693,910
負純 資産 及の び部	流動 負債 24,801
	固定 負債 3,678,198
	資本 △9,089
	資本 10,000
	資本 △19,089
	資本 △19,089
	(うち当期純損失) (726)
合 計	3,693,910

第6期決算公告 令和7年8月15日
東京都港区海岸一丁目7番1号
日本コンピュータビジョン株式会社
代表取締役社長 桜井 勇人

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 109,095
	固定 資産 1,377
合 計	110,473
負純 資産 及の び部	流動 負債 200,914
	(賞与引当金) (21,851)
	固定 負債 2,048,000
	資本 △2,139,080
	利益 100,000
	その他利益 △2,239,080
	(うち当期純損失) △2,239,080
	新株予約権 640
合 計	110,473

第47期決算公告 令和7年6月19日
東京都中央区八丁堀四丁目5番4号
エフアールビジネス株式会社
代表取締役社長 田中 勝

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動 資産 35,411
	固定 資産 27,152
合 計	62,562
負純 資産 及の び部	流動 負債 248
	固定 負債 62,314
	資本 30,000
	資本 32,314
	利益 7,500
	利益 24,814
	(うち当期純利益) (1,380)
合 計	62,562

第15期決算公告 令和7年8月15日
東京都千代田区神田神保町一丁目24番1
株式会社スタディーハッカー
代表取締役 岡 健作

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動 資産 164
	固定 資産 208
合 計	372
負純 資産 及の び部	流動 負債 360
	固定 負債 12
	資本 10
	資本 338
	資本 609
	資本 △597
	利益 21
	利益 △618
	(うち当期純利益) (105)
合 計	372

第6期決算公告 令和7年6月24日
東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
第一生命リアルティアセットマネジメント
株式会社
代表取締役社長 小野澤啓太

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 1,719,562
	固定 資産 57,489
合 計	1,777,051
負純 資産 及の び部	流動 負債 288,771
	固定 負債 288,771
	資本 1,488,279
	資本 200,000
	資本 1,288,279
	利益 50,000
	その他利益 1,238,279
	(うち当期純利益) (856,202)
合 計	1,488,279
負債・純資産合計	1,777,051

第16期決算公告

令和7年8月15日
東京都豊島区池袋二丁目40番13号
グローバルパートナーズ株式会社
代表取締役 山本 康二

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	558,367
流動 資産	126,132
固定 資産	
合 計	684,500
負純 資産 及の び部	
流動 負債	130,701
固定 負債	249,633
株主 資本	304,166
資本 剰余金	100,000
利益 剰余金	204,166
その他 資本剰余金 (うち当期純利益)	204,166 (171,215)
合 計	684,500

第5期決算公告

令和7年6月20日
東京都品川区小山一丁目3番26号
株式会社みんなの耐圧場
代表取締役 馬場 徹

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	56,931
流動 資産	477,101
固定 資産	
合 計	534,032
負純 資産 及の び部	
流動 負債	169,042
固定 負債	488,990
株主 資本	△124,000
資本 剰余金	45,000
資本 準備金	45,000
利益 剰余金	45,000
その他 利益剰余金 (うち当期純利益)	△214,000 △214,000 (2,116)
合 計	534,032
負債・純資産合計	

第24期決算公告

令和7年6月19日
東京都中央区八丁堀四丁目5番4号
株式会社シーエフシーシー
代表取締役社長 遠藤 伸之

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	39,524
流動 資産	3,000
固定 資産	
合 計	42,524
負純 資産 及の び部	
流動 負債	2,571
株主 資本	39,954
資本 剰余金	27,000
資本 準備金	12,954
利益 剰余金	12,742
その他 利益剰余金 (うち当期純利益)	(3,279)
合 計	42,524
負債・純資産合計	

第7期決算公告 令和7年6月24日
東京都中央区築地3-12-5
+SHIFT TSUKIJI 5階
株式会社バトンズ
代表取締役 神瀬 悠一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	519,766
流動 資産	168,721
固定 資産	
合 計	688,487
負純 資産 及の び部	
流動 負債	244,690
株主 資本	443,797
資本 剰余金	100,000
資本 準備金	206,990
利益 剰余金	175,122
その他 資本剰余金	31,868
利益 剰余金	136,806
その他 利益剰余金 (うち当期純利益)	136,806 (41,053)
合 計	688,487
負債・純資産合計	

第22期決算公告 令和7年6月30日
東京都品川区上大崎3丁目5番8号
ザ・プロアクティブカンパニー株式会社
代表取締役 鈴木恵美子

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	596,895
流動 資産	199,526
固定 資産	
合 計	796,421
負純 資産 及の び部	
流動 負債	612,582
賞与引当金	34,421
その他の負債	104,029
株主 資本	183,839
資本 剰余金	10,000
利益 剰余金	173,839
利益 準備金	2,500
その他 利益剰余金 (うち当期純利益)	171,339 (7,767)
合 計	796,421
負債・純資産合計	

第16期決算公告 令和7年8月15日
東京都千代田区内幸町二丁目2-1
株式会社イーストウインド
代表取締役 國司 了

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	854,603
流動 資産	36,644
固定 資産	
合 計	891,248
負純 資産 及の び部	
流動 負債	112,645
賞与引当金	2,083
固定 負債	29,159
退職給付引当金	25,174
株主 資本	749,443
資本 剰余金	1,000
利益 剰余金	748,443
その他 利益剰余金 (うち当期純損失)	748,443 (277,224)
合 計	891,248
負債・純資産合計	

第2期決算公告

令和7年6月26日
東京都港区赤坂一丁目8番1号
M S X 株式会社
代表取締役 大藪 宏樹

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	219,921
流動 資産	5,320
固定 資産	
合 計	225,242
負純 資産 及の び部	
流動 負債	77,705
株主 資本	147,537
資本 剰余金	1,000
利益 剰余金	146,537
その他 利益剰余金 (うち当期純利益)	146,537 (123,674)
合 計	225,242
負債・純資産合計	

第10期決算公告

令和7年6月26日
東京都目黒区下目黒三丁目15番2号
松本ビル1階
株式会社A Y U M U
代表取締役 大藪 宏樹

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	32,950
流動 資産	7,616
固定 資産	
合 計	40,566
負純 資産 及の び部	
流動 負債	57,726
賞与引当金	863
株主 資本	△17,159
資本 剰余金	3,000
利益 剰余金	△20,159
その他 利益剰余金 (うち当期純利益)	△20,159 (826)
合 計	40,566
負債・純資産合計	

第6期決算公告

令和7年8月15日
東京都千代田区大手町一丁目2番1号
ブハラット・セルティス株式会社
代表取締役 吉田 哲

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(円)
資の 産部	326,212,638
流動 資産	5,857,038,208
固定 資産	
合 計	6,183,250,846
負純 資産 及の び部	
流動 負債	1,210,000
株主 資本	6,182,040,846
資本 剰余金	100,000,000
資本 準備金	5,897,000,000
利益 剰余金	5,897,000,000
その他 利益剰余金 (うち当期純利益)	185,040,846 (185,039,802)
合 計	6,183,250,846
負債・純資産合計	

第5期決算公告

令和7年8月15日
東京都渋谷区上原一丁目7番19号
**ウエストマネージメント
インターナショナル株式会社**
代表取締役 飯島 優介

貸借対照表の要旨
(令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	149,361
流動 資産	400
固定 資産	
合 計	149,761
負純 資産 及の び部	
流動 負債	46,069
株主 資本	103,691
資本 剰余金	3,000
利益 剰余金	100,691
その他 利益剰余金 (うち当期純利益)	100,691 (34,087)
合 計	149,761

第9期決算公告

令和7年8月15日
東京都渋谷区上原一丁目7番19号
ウエストマネージメント株式会社
代表取締役 飯島 優介

貸借対照表の要旨
(令和6年8月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	25,657
流動 資産	30,301
固定 資産	
合 計	55,958
負純 資産 及の び部	
流動 負債	5,097
株主 資本	58,930
資本 剰余金	△8,069
利益 剰余金	5,000
その他 利益剰余金 (うち当期純損失)	△13,069 (1,260)
合 計	55,958

第25期決算公告

令和7年8月15日
東京都港区麻布台一丁目11番9号
B P R プレイス神谷町5階
ウォッチガード・テクノロジージャパン
株式会社

代表取締役 サイ・ヘルシュ

貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科 目	金 額
資の 産部	78,290,087
流動 資産	13,275,860
固定 資産	
合 計	91,565,947
負純 資産 及の び部	
流動 負債	11,535,467
株主 資本	80,030,480
資本 剰余金	10,000,000
利益 剰余金	70,030,480
その他 利益剰余金 (うち当期純利益)	70,030,480 (6,840,697)
合 計	91,565,947
負債・純資産合計	

第8期決算公告 令和7年8月15日
東京都中央区日本橋三丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア11号
QBurst Technologies Japan株式会社

代表取締役
ビヌ・ダサッパン・ラジャヤマ
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	流動資産 717,378,325 固定資産 4,327,494 資産合計 721,705,819
負純 資産 及の び部	流动負債 474,499,499 固定負債 0 株主資本 247,206,565 資本剰余金 5,000,000 利益剰余金 242,206,565 その他利益剰余金 242,206,565 (うち当期純利益) (97,504,261) 負債・純資産合計 721,705,819

第5期決算公告 令和7年8月15日
東京都渋谷区上原一丁目7番19号
ライス株式会社

代表取締役 飯島 慎介
貸借対照表の要旨

(令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 54,048 固定資産 7,400 資産合計 61,448
負純 資産 及の び部	流动負債 7,240 株主資本 54,208 資本剰余金 3,000 利益剰余金 51,208 その他利益剰余金 51,208 (うち当期純利益) (9,384) 合計 61,448

第5期決算公告

令和7年8月15日
東京都渋谷区上原一丁目7番19号
株式会社アセントモデルズ

代表取締役 飯島 慎介
貸借対照表の要旨

(令和7年5月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 22,223 固定資産 7,600 資産合計 29,823
負純 資産 及の び部	流动負債 6,362 株主資本 5,050 資本剰余金 18,411 利益剰余金 1,000 その他利益剰余金 17,411 (うち当期純利益) 17,411 合計 29,823

第50期決算公告 令和7年8月15日
東京都目黒区自由が丘二丁目9番15号
株式会社ロマナ

代表取締役 関根 恵子
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 16,770 固定資産 25,581 資産合計 42,351
負純 資産 及の び部	流动負債 38,505 固定負債 10,000 退職給付引当金 10,000 株主資本 15,000 資本剰余金 △6,154 △21,154 △21,154 △(3,532) 負債・純資産合計 42,351

第20期決算公告 令和7年6月30日
東京都港区白金6丁目16番25-2701号
東京製鋼海外事業投資株式会社

代表取締役 王 紅

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 1,880 固定資産 9,507 資産合計 11,387
負純 資産 及の び部	流动負債 31 株主資本 11,356 資本準備金 100 資本剰余金 17,350 △21,154 △6,094 △6,094 △(968) 負債・純資産合計 11,387

第18期決算公告 令和7年8月15日
東京都港区南青山二丁目2番15号
株式会社IDインフラストラクチャーズ

代表取締役 石坂 弘紀

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 109,058 固定資産 11,005 資産合計 120,063
負純 資産 及の び部	流动負債 59,499 株主資本 59,499 資本準備金 60,563 資本剰余金 100,000 △439,436 △439,436 △(60,731) 純資産合計 60,563 負債・純資産合計 120,063

第5期決算公告 令和7年6月30日
東京都台東区雷門1丁目16番4号
日本エンディングパートナーズ株式会社

代表取締役 二瓶 収
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 42,370 固定資産 2,292 資産合計 44,662
負純 資産 及の び部	流动負債 9,070 株主資本 35,591 資本準備金 25,000 資本剰余金 116,500 △105,908 △105,908 △(7,973) 合計 44,662

第9期決算公告 令和7年6月30日
東京都東村山市本町2丁目19番地36
株式会社長坂式典センター

代表取締役 吉澤龍太郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 443,425 固定資産 1,356,954 資産合計 1,800,380
負純 資産 及の び部	流动負債 586,674 株主資本 737,620 資本準備金 476,086 資本剰余金 10,000 △466,086 △2,500 △463,586 △(334,555) 合計 1,800,380

第45期決算公告 令和7年6月30日
東京都渋谷区道玄坂2丁目25番12号
株式会社金宝堂

代表取締役 仲村 和明

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 4,890,726 固定資産 7,957,762 資産合計 12,848,488
負純 資産 及の び部	流动負債 3,682,987 株主資本 7,755,322 資本準備金 1,410,178 資本剰余金 10,000 △395,726 △395,726 △1,004,452 △1,004,452 △(997,963) 合計 12,848,488

第40期決算公告 令和7年6月26日
東京都中央区日本橋小舟町7番4号
株式会社プレパック

代表取締役 大内 茂正

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 478,062 固定資産 166,624 資産合計 644,687
負純 資産 及の び部	流动負債 266,923 固定負債 29,733 退職給付引当金 29,733 株主資本 348,030 資本準備金 10,000 資本剰余金 338,030 △2,500 △335,530 △(5,875) 合計 644,687

第13期決算公告 令和7年6月30日
東京都板橋区大和町30番11号
まごころ寝台株式会社

代表取締役 仲村 和明

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 46,536 固定資産 2,681 資産合計 49,217
負純 資産 及の び部	流动负债 8,922 固定負債 48,771 退職給付引当金 △8,475 株主資本 20,000 資本準備金 70 資本剰余金 70 △28,545 △28,545 △(16,599) 合計 49,217

第11期決算公告 令和7年6月30日
東京都渋谷区道玄坂2丁目25番12号
株式会社太志

代表取締役 仲村 和明

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 198,520 固定資産 5,971,507 資産合計 6,170,028
負純 資産 及の び部	流动负债 892,756 固定負債 4,875,769 退職給付引当金 401,502 株主資本 1,000 資本準備金 400,502 資本剰余金 400,502 △(58,423) 合計 6,170,028

第27期決算公告 令和7年6月23日
東京都文京区本郷七丁目3番1号
株式会社東京大学TLO
代表取締役社長 本田圭子

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 539,432
	固定資産 54,860
合 計	594,292
負純 資産 及の び部	流动負債 224,746
	固定負債 103,539
	資本 266,007
	資本剰余金 20,000
	利益剰余金 246,007
	利益準備金 5,000
	その他利益剰余金 241,007
	(うち当期純利益) (23,990)
合 計	594,292

第40期決算公告 令和7年8月15日
東京都大田区東蒲田一丁目2番2号
S K S株式会社
代表取締役 高津正

貸借対照表の要旨(令和7年3月20日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 275,956
	固定資産 203,402
合 計	479,357
負純 資産 及の び部	流动負債 295,528
	固定負債 503,100
	資本△319,270
	資本剰余金 20,000
	利益剰余金 △339,270
	(利益準備金) (5,000)
	(その他利益剰余金) (△344,270)
合 計	479,357

第69期決算公告 令和7年8月15日
東京都大田区東蒲田一丁目2番2号
高津伝動精機株式会社
代表取締役社長 大木真紀夫

貸借対照表の要旨(令和7年3月20日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 8,241
	固定資産 5,162
合 計	13,403
負純 資産 及の び部	流动負債 7,965
	固定負債 3,265
	資本 2,173
	資本剰余金 450
	利益剰余金 1,727
	(利益準備金) (112)
	(その他利益剰余金) (1,615)
	自己株式 △4
合 計	13,403

(注) 当期純損失 60,230千円

第39期決算公告 令和7年8月15日
東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
MOLビジネスサポート株式会社
代表取締役 船山求

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 456
	固定資産 70
合 計	527
負純 資産 及の び部	流动負債 88
	固定負債 101
	資本 337
	資本剰余金 100
	利益剰余金 20
	利益準備金 20
	その他利益剰余金 217
	(うち当期純利益) 27
	負債・純資産合計 189
	(3)
合 計	527

第14期決算公告 令和7年8月15日
東京都港区芝五丁目33番11号
株式会社日本医薬総合研究所
代表取締役社長 橋爪敦弘

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 626,532
	固定資産 39,583
合 計	666,116
負純 資産 及の び部	流动負債 120,828
	固定負債 6,308
	役員退職慰労引当金 6,308
	株主資本 538,979
	資本剰余金 100,000
	利益剰余金 438,979
	その他利益剰余金 438,979
	(うち当期純利益) (68,244)
合 計	666,116

第64期決算公告 令和7年8月15日
東京都千代田丸の内3丁目2番3号
株式会社エム・エム・エー
代表取締役 中谷雅己

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 25
	資産合計 25
負純 資産 及の び部	流动負債 0
	株主資本 25
	資本剰余金 10
	資本準備金 4,105
	その他資本剰余金 2
	利益剰余金 4,103
	その他利益剰余金 △4,090
	その他利益剰余金 △4,090
	(うち当期純利益) (0)
合 計	25
負債・純資産合計	25

第13期決算公告 令和7年8月15日
東京都小金井市東町四丁目42番1
株式会社コスマズ
代表取締役 佐野秀穂

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,030,920
	固定資産 1,147,430
合 計	2,178,350
負純 資産 及の び部	流动負債 309,002
	固定負債 704,527
	資本 1,164,820
	資本剰余金 50,000
	利益剰余金 30,000
	利益準備金 30,000
	その他利益剰余金 1,084,820
	(うち当期純利益) 2,454
	利益準備金 1,082,366
	(うち当期純利益) (252,865)
合 計	2,178,350

第40期決算公告 令和7年8月15日
東京都港区赤坂一丁目7番1号
株式会社ソノラス
代表取締役 伊東鐘賛

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 1,609
	固定資産 6,711
合 計	8,320
負純 資産 及の び部	流动負債 997
	固定負債 3,447
	資本 3,876
	資本剰余金 100
	利益剰余金 3,557
	利益準備金 3,557
	その他利益剰余金 219
	その他利益剰余金 219
合 計	8,320

第39期決算公告 令和7年8月15日
東京都千代田丸の内二丁目3番1号
ジエコ株式会社
代表取締役 宇野貴雄

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 28,119
	固定資産 7,361
合 計	35,480
負純 資産 及の び部	流动負債 10,841
	固定資本 25,516
	資本剰余金 10
	利益準備金 25,506
	その他利益剰余金 2
	評価・換算差額等 25,504
	その他有価証券評価差額金 △877
	△877
合 計	35,480
負債・純資産合計	35,480

第4期決算公告 令和7年8月15日
東京都港区高輪四丁目10番18号
株式会社Videon
代表取締役 宮田達也

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 438
	固定資産 2
合 計	441
負純 資産 及の び部	流动負債 213
	固定負債 —
	資本 228
	資本剰余金 9
	利益剰余金 1
	利益準備金 1
	その他利益剰余金 216
	(うち当期純利益) 0
	利益準備金 215
	(うち当期純利益) (100)
合 計	441

第2期決算公告 令和7年8月15日
東京都港区高輪四丁目10番18号
株式会社FUROSHIKI
代表取締役 池上貴尉

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 614
	固定資産 1
合 計	616
負純 資産 及の び部	流动負債 264
	(うち賞与引当金) (1)
	固定負債 100
	資本 252
	資本剰余金 10
	利益剰余金 302
	利益準備金 302
	その他資本剰余金 △60
	その他利益剰余金 △60
合 計	616

第30期決算公告 令和7年6月19日
東京都多摩市戸越二丁目24番27号
株式会社トウインクル
代表取締役 鈴木伸且

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,844,165
	固定資産 258,515
合 計	2,102,681
負純 資産 及の び部	流动負債 601,940
	固定資本 127,634
	資本剰余金 1,373,107
	利益剰余金 50,000
	利益準備金 1,323,107
	その他利益剰余金 12,500
	その他利益剰余金 1,310,607
	(うち当期純利益) (131,104)
合 計	2,102,681

第15期決算公告 令和7年8月15日
東京都港区西新橋一丁目8番1号
REVZO虎ノ門3階
株式会社radiko
代表取締役社長 池田 卓生

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 2,117,467
	固定資産 1,032,093
資産合計	3,149,560
負純 資産 及の び部	流动負債 1,555,648 株主資本 1,593,912 資本剰余金 168,400 資本準備金 168,400 利益剰余金 1,257,112 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 1,257,112 (84,670)
負債・純資産合計	3,149,560

第18期決算公告 令和7年8月15日
東京都新宿区西新宿六丁目15番1—605号
株式会社猫宅
代表取締役 川嶋 伶

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 1,371
	固定資産 57
資産合計	1,428
負純 資産 及の び部	流动負債 270 (うち賞与引当金) (4) 固定負債 299 株主資本 858 資本剰余金 9 利益剰余金 848 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 848 (20)
合計	1,428

第6期決算公告 令和7年8月15日
東京都目黒区青葉台四丁目7番7号
住友不動産青葉台ビルズ10階
株式会社太陽
代表取締役 川嶋 伶

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 2,059
	固定資産 38
資産合計	2,097
負純 資産 及の び部	流动負債 866 (うち賞与引当金) (12) 固定負債 10 株主資本 1,221 資本剰余金 3 利益剰余金 1,218 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 1,218 (875)
合計	2,097

第27期決算公告 令和7年6月30日
神奈川県厚木市旭町1丁目8番4号
株式会社神誠
代表取締役 仲村 和明

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 57,707
	固定資産 77,485
資産合計	135,193
負純 資産 及の び部	流动負債 35,646 固定負債 27,693 株主資本 71,852 資本剰余金 10,000 利益剰余金 61,852 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 61,852 (48,874)
合計	135,193

第12期決算公告 令和7年8月15日
川崎市麻生区白鳥二丁目2番8号
MTKアセット株式会社
代表取締役 長谷川義榮

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 28,619
	固定資産 452,420
資産合計	481,040
負純 資産 及の び部	流动負債 3,340 固定負債 239,841 株主資本 237,858 資本剰余金 3,000 利益剰余金 234,858 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 234,858 (26,825)
合計	481,040

第8期決算公告 令和7年6月17日
東京都千代田区内神田1—18—12
ヤマヤエレクトロニクス株式会社
代表取締役 山谷 一成

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 228,145
	固定資産 620
資産合計	228,765
負純 資産 及の び部	流动負債 54,709 固定負債 174,055 株主資本 90,000 資本剰余金 84,055 利益剰余金 84,055 その他利益剰余金 (うち当期純損失) (54,829)
合計	228,765

第9期決算公告 令和7年8月15日
長野県塩尻市大字広丘野村字金塚
1031番地1佐川急便松本営業所5階
ケフックタ株式会社
代表取締役 池上 貴尉

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 1,482
	固定資産 24
資産合計	1,506
負純 資産 及の び部	流动負債 717 (うち賞与引当金) (5) 固定負債 602 株主資本 187 資本剰余金 1 利益剰余金 185 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 185 (68)
合計	1,506

第7期決算公告 令和7年6月30日
神奈川県横浜市旭区万騎が原35番2
株式会社ティアーズ
代表取締役 仲村 和明

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 144,250
	固定資産 164,549
資産合計	308,799
負純 資産 及の び部	流动負債 18,876 固定負債 37,187 株主資本 252,736 資本剰余金 3,000 利益剰余金 249,736 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 249,736 (29,619)
合計	308,799

第33期決算公告 令和7年6月30日
神奈川県横浜市栄区笠間1丁目9番3号
株式会社かおる葬祭
代表取締役 清水 悠平

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 33,251
	固定資産 370,119
資産合計	403,370
負純 資産 及の び部	流动負債 16,990 固定負債 288,150 株主資本 98,229 資本剰余金 11,000 利益剰余金 87,229 利益準備金 2,750 その他利益剰余金 84,479 (うち当期純利益) (2,719)
合計	403,370

第56期決算公告 令和7年8月15日
三重県亀山市布気町280番地
株式会社菱電三重製作所
代表取締役 佐々木光晴

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 1,746
	固定資産 301
資産合計	2,047
負純 資産 及の び部	流动負債 7 (うち賞与引当金) 16 固定負債 23 株主資本 2,023 資本剰余金 50 利益剰余金 1,973 (うち当期純損失) (12) (その他利益剰余金) (1,960) 純資産合計 2,023 合計 2,047

第25期決算公告 令和7年6月30日
静岡市駿河区中吉田14—29
株式会社日産プリンスボディワークス
代表取締役社長 鈴木 一彦

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 244,987
	固定資産 33,219
資産合計	278,206
負純 資産 及の び部	流动負債 97,816 固定負債 51,658 株主資本 128,732 資本剰余金 10,000 利益剰余金 118,732 その他利益剰余金 118,732 (2,293) 純資産合計 278,206

第21期決算公告 令和7年6月30日
静岡県浜松市中央区高丘北3丁目34番40号
株式会社トワーズ
代表取締役 深谷 憲博

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 416,813
	固定資産 2,689,458
資産合計	3,106,272
負純 資産 及の び部	流动負債 790,795 固定負債 2,096,532 株主資本 218,944 資本剰余金 3,000 利益剰余金 215,944 利益準備金 750 その他利益剰余金 215,194 (うち当期純利益) (123,813)
合計	3,106,272

第20期決算公告

令和7年8月15日

京都市下京区堀川高辻吉水町344番地

ハッピー・ライフ株式会社

代表取締役 金 慶光

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額
資の 産部	流動 資産 1,394 固定 資産 2
合 計	1,397
負純 資産 及の び部	流動 負債 57 株主 資本 1,339 資本 利益 22 その他の利益 1,317 (うち当期純利益) 1,317 合 計 1,397

第29期決算公告

令和7年8月15日

京都市下京区堀川高辻吉水町344番地

ペン株式会社

代表取締役 金 慶光

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額
資の 産部	流動 資産 4,817 固定 資産 27
合 計	4,844
負純 資産 及の び部	流動 負債 347 株主 資本 4,496 資本 利益 62 その他の利益 4,434 (うち当期純利益) 4,434 合 計 4,844

第19期決算公告

令和7年8月15日

京都市下京区堀川富永町692番地

金氏高麗人参株式会社

代表取締役 金 慶光

貸借対照表の要旨

(令和7年4月30日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額
資の 産部	流動 資産 9,331 固定 資産 5 緑延 資産 0
合 計	9,337
負純 資産 及の び部	流動 負債 879 株主 資本 8,458 資本 利益 82 その他の利益 8,375 (うち当期純利益) 8,375 合 計 9,337

第11期決算公告 2025年6月24日
大阪府大阪市北区鶴野町1番9号
ヤンマーシンビオシステム株式会社
代表取締役社長 土井 義典

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動 資産 361,405 固定 資産 166,395
合 計	527,801
負純 資産 及の び部	流動 負債 (279,905) 固定 負債 (24,987) 株主 資本 35,145 (内退職給付引当金) (14,112) 資本 利益 212,750 資本 剰余金 30,000 資本 利益 30,000 資本 剰余金 152,750 資本 利益 152,750 その他利益 剰余金 (2,904) 合 計 527,801

第15期決算公告 令和7年7月24日
大阪市北区天満1丁目3番21号
株式会社パックプラス
代表取締役 佐藤 潤
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産部	流動 資産 1,466 固定 資産 2,058
合 計	3,524
負純 資産 及の び部	流動 負債 741 固定 負債 1,221 株主 資本 1,562 資本 剰余金 50 その他資本 剰余金 13 利益 剰余金 13 利益 準備金 1,498 その他利益 剰余金 12 利益 剰余金 1,486 (うち当期純利益) (191) 合 計 3,524

第59期決算公告 令和7年6月30日
大阪府大阪市生野区舎利寺3丁目13番16号
株式会社メモリーハウス
代表取締役 仲村 和明
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動 資産 185,951 固定 資産 797,291
合 計	983,242
負純 資産 及の び部	流動 負債 381,957 固定 負債 571,463 株主 資本 29,821 資本 利益 20,000 資本 剰余金 9,821 利益 準備金 2,000 その他利益 剰余金 7,821 (うち当期純利益) (23,863) 合 計 983,242

第13期決算公告 令和7年8月15日
大阪市北区曾根崎新地1-13-22
株式会社B. V A L A N C E
代表取締役 安井 由佳

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産部	流動 資産 1,330 固定 資産 2
合 計	1,332
負純 資産 及の び部	流動 負債 478 固定 負債 24 株主 資本 830 資本 利益 10 資本 剰余金 820 その他利益 剰余金 (うち当期純利益) (296) 合 計 1,332

第3期決算公告 令和7年8月15日
大阪市西区新町三丁目6番10号
IN SOU SOUTH株式会社
代表取締役 杉本 成隆
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動 資産 33,143 固定 資産 63,465 緑延 資産 929
合 計	97,537
負純 資産 及の び部	流動 負債 50,148 固定 負債 31,658 株主 資本 15,732 資本 剰余金 50,000 その他資本 剰余金 32,722 利益 剰余金 32,722 △66,990 その他利益 剰余金 △66,990 (うち当期純損失) (28,279) 合 計 97,537

第7期決算公告 令和7年8月15日
大阪市西区新町三丁目6番10号
IN SOU Osaka株式会社
代表取締役 中林 哲一
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動 資産 2,044,813 固定 資産 1,008,400
合 計	3,053,213
負純 資産 及の び部	流動 負債 793,589 固定 負債 173,597 株主 資本 2,086,027 資本 利益 50,000 資本 剰余金 169,110 その他資本 剰余金 169,110 利益 剰余金 1,866,916 利益 準備金 12,500 その他利益 剰余金 1,854,416 (うち当期純利益) (47,223) 合 計 3,053,213

第9期決算公告 令和7年6月30日
岡山県岡山市北区大供本町709番地15
株式会社市民葬儀
代表取締役 清水 悠平

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動 資産 27,881 固定 資産 75,788
合 計	103,669
負純 資産 及の び部	流動 負債 8,290 固定 負債 96,710 株主 資本 △1,331 資本 利益 2,000 資本 剰余金 △3,331 その他利益 剰余金 △3,331 (うち当期純損失) (12,943) 合 計 103,669

第3期決算公告 2025年8月15日
奈良県橿原市四条町840番地
モルミル株式会社
代表取締役 森英一朗
貸借対照表の要旨(2025年5月31日現在)

科 目	金 額(円)
資の 産部	流動 資産 47,332,725 固定 資産 11,619,487 緑延 資産 120,771
合 計	59,072,983
負純 資産 及の び部	流動 負債 5,951,078 固定 負債 53,121,905 株主 資本 80,048,550 資本 利益 80,048,549 資本 剰余金 80,048,549 △106,975,194 その他利益 剰余金 △106,975,194 (うち当期純損失) (52,586,313) 合 計 59,072,983

第53期決算公告 令和7年8月15日
兵庫県丹波篠山市味間新5番地1
フジフレッシューズ株式会社
代表取締役 森川 誠司
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産部	流動 資産 1,323 固定 資産 79
合 計	1,402
負純 資産 及の び部	流動 負債 709 固定 負債 1,014 (内退職給付引当金) (64) 株主 資本 △322 資本 利益 310 資本 剰余金 6 △638 △638 △638 (うち当期純利益) (99) 負債・純資産合計 1,402

第10期決算公告 令和7年6月30日
香川県高松市西春日町1726番地1
株式会社カナクラオールストーン
代表取締役 福井 高夫
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資 産 735,466
	固 定 資 産 3,074,791
	合 計 3,810,257
負純 資 産 及 の び部	流動 負債 784,301 固定 負債 2,797,480 株主資本 228,475 資本剰余金 10,000 その他資本剰余金 10,000 利益剰余金 10,000 その他利益剰余金 208,475 (うち当期純利益) 208,475 (111,909) 合 計 3,810,257

第26期決算公告 令和7年8月15日
山口県下関市卸新町7番1号
株式会社ニッシンエージェンシー
代表取締役 長松 雄也
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動 資 産 38,789 固定 資 産 38,790
	合 計 77,580
負純 資 産 及 の び部	流動 負債 56,643 固定 負債 20,936 株主資本 3,000 資本剰余金 17,936 その他資本剰余金 17,936 (うち当期純利益) (5,008) 合 計 77,580

第13期決算公告 令和7年6月30日
広島県広島市西区上天満町10番27号
あおばビル4階
株式会社あおばメモリアル
代表取締役 清水 悠平
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資 産 37,733 固定 資 産 427,763
	合 計 465,496
負純 資 産 及 の び部	流動 負債 78,777 固定 負債 302,734 株主資本 83,984 資本剰余金 6,000 その他資本剰余金 77,984 (うち当期純利益) 77,984 (5,451) 合 計 465,496

第16期決算公告 令和7年8月15日 東京都港区六本木一丁目7番27号
株式会社MetaMoJi
代表取締役 浮川 和宣
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
流動 資 産	310,097	流動 負債	2,526,480
固定 資 産	152,366	賞与引当金	96,950
		工事損失引当金	1,051
		固定負債	63,829
		退職給付引当金	63,829
		株主資本	△2,145,948
		資本剰余金	50,453
		資本準備金	49,453
		利益剰余金	49,453
		その他利益剰余金	△2,245,854
		(うち当期純利益)	△2,245,854
		新株予約権	(220,518)
			18,103
合 計	462,464	合 計	462,464

第43期決算公告 令和7年8月15日 東京都中央区日本橋小伝馬町14番9号
大丸防音株式会社
代表取締役 高村 康浩
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動 資 産	2,612,849	流動 負債	1,190,008
固定 資 産	1,240,485	賞与引当金	22,087
		工事損失引当金	5,027
		固定負債	150,021
		退職給付引当金	64,105
		株主資本	2,513,305
		資本剰余金	40,000
		利益剰余金	2,473,305
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	2,463,305
		(うち当期純利益)	(192,524)
資産合計	3,853,334	負債・純資産合計	3,853,334

第12期決算公告 令和7年7月17日 東京都港区新橋6丁目17番21号
株式会社ストランザ
代表取締役 西島 彰一
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動 資 産	860,022	流動 負債	491,427
固定 資 産	297,619	固定 負債	89,497
		株主資本	576,717
		資本剰余金	3,000
		その他資本剰余金	19,996
		利益剰余金	19,996
		その他利益剰余金	616,720
		(うち当期純利益)	615,970
		自己株式	(317,254)
		評価・換算差額等	△63,000
		その他有価証券評価差額金	0
資産合計	1,157,642	負債・純資産合計	1,157,642

第70期決算公告 令和7年8月15日 東京都渋谷区恵比寿西一丁目13番7号
株式会社きくや美粧堂
代表取締役 荒 清志
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動 資 産	5,118,807	流動 負債	2,381,166
固定 資 産	1,280,134	賞与引当金	262,790
		固定負債	684,092
		役員退職慰労引当金	34,560
		退職給付引当金	386,974
		修繕引当金	157,100
		株主資本	3,333,683
		資本剰余金	43,000
		利益剰余金	3,290,683
		利益準備金	10,750
		その他利益剰余金	3,279,933
		(うち当期純利益)	(691,149)
資産合計	6,398,941	負債・純資産合計	6,398,941

第6期決算公告 令和7年8月15日 東京都港区高輪四丁目10番18号
MOON-X株式会社
代表取締役 長谷川 晋
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
流動 資 産	5,444	流動 負債	1,733
固定 資 産	9,318	(うち賞与引当金)	(84)
		固定負債	3,074
		株主資本	9,951
		資本剰余金	100
		資本準備金	10,899
		利益剰余金	10,899
		その他利益剰余金	△1,048
		(うち当期純損失)	△1,048
		新株予約権	(356)
資産合計	14,763	合 計	14,763

第2期決算公告 令和7年6月30日 東京都渋谷区道玄坂2丁目25番12号道玄坂通4階
株式会社金宝堂ホールディングス
代表取締役 仲村 和明
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動 資 産	129,429	流動 負債	359,990
固定 資 産	4,131,728	固定負債	42,280
		退職給付引当金	26,821
		株主資本	3,858,887
		資本剰余金	1,531,640
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	1,506,640
		利益剰余金	2,227,247
		その他利益剰余金	(2,225,646)
資産合計	4,261,158	負債・純資産合計	4,261,158

第46期決算公告

令和7年6月17日 石川県金沢市鞍月二丁目1番地
北国インテックサービス株式会社
代表取締役 桑島 伸一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,066,930	流动負債	289,838
固定資産	472,426	(賞与引当金)	(67,782)
		固定負債	81,882
		(退職給付引当金)	(40,234)
		株主資本	1,038,442
		資本金	25,000
		利益剰余金	1,013,442
		利益準備金	6,250
		その他利益剰余金	1,007,192
		(うち当期純利益)	(93,123)
		評価・換算差額等	129,192
		その他有価証券評価差額金	129,192
資産合計	1,539,356	負債・純資産合計	1,539,356

第12期決算公告

令和7年6月20日 神奈川県小田原市扇町1丁目30番13号
湘南電力株式会社
代表取締役社長 原 正樹

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	308,992	流动負債	429,318
固定資産	162,669	固定負債	76,831
繰延資産	338	退職給付引当金	1,222
		負債合計	506,149
		株主資本	△34,150
		資本金	60,000
		資本剰余金	35,000
		資本準備金	35,000
		利益剰余金	△129,150
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	△129,400
		(うち当期純利益)	(54,335)
		純資産合計	△34,150
資産合計	471,999	負債・純資産合計	471,999

第74期決算公告

令和7年6月16日 大阪府大阪市西区新町一丁目1番17号
東拓工業株式会社
代表取締役社長 中西 俊博

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,955	流动負債	3,590
固定資産	8,488	固定負債	748
		負債合計	4,338
		株主資本	16,070
		資本金	270
		利益剰余金	15,800
		利益準備金	68
		その他利益剰余金	15,732
		(うち当期純利益)	(1,051)
		評価・換算差額等	35
		その他有価証券評価差額金	35
資産合計	20,443	純資産合計	16,105
		負債・純資産合計	20,443

第10期決算公告

令和7年8月15日 京都市左京区吉田下阿達町46-29
シノビ・セラピューティクス株式会社
代表取締役 等 泰道

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

資産の部	金額	負債及び純資産の部	金額
流動資産	2,275,695	流动負債	1,833,554
固定資産	1,011,963	固定負債	11,988
		(退職給付引当金)	(11,988)
		株主資本	1,442,116
		資本金	10,000
		資本剰余金	5,879,869
		資本準備金	5,580,154
		その他資本剰余金	299,714
		利益剰余金	△4,148,048
		その他利益剰余金	△4,148,048
		(うち当期純損失)	(1,772,175)
		自己株式	△299,704
合計	3,287,658	合計	3,287,658

第113期決算公告

令和7年6月19日 福岡市早良区百道浜二丁目4番27号
麻生商事株式会社
代表取締役 麻生 将豊

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

資産の部	金額	負債及び純資産の部	金額
流動資産	19,550	流动負債	16,745
固定資産	5,203	固定負債	2,456
有形固定資産	2,768	株主資本	5,096
無形固定資産	26	資本金	450
投資その他の資産	2,407	資本剰余金	77
		資本準備金	17
		その他資本剰余金	60
		利益剰余金	4,569
		利益準備金	104
		その他利益剰余金	4,464
		(うち当期純利益)	(574)
		評価・換算差額等	454
資産合計	24,753	負債・純資産合計	24,753

第79期決算公告

2025年8月15日 大阪市中央区南新町一丁目2番4号
株式会社光陽社
代表取締役 上村 謙

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,001,529	流动負債	919,637
固定資産	233,985	固定負債	76,454
		株主資本	228,413
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	75,000
		利益剰余金	38,413
		その他利益剰余金	38,413
		(うち当期純損失)	(49,067)
		自己株式	△10,000
		評価・換算差額等	11,009
資産合計	1,235,514	負債・純資産合計	1,235,514

第18期決算公告

令和7年8月15日 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
レコ・エビス株式会社
代表取締役 クー・シェオフオン
代表取締役 イー・ホンイ

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

資産の部	金額	負債及び純資産の部	金額
流動資産	1,039	流动負債	1,109
固定資産	20,027	固定負債	15,507
投資その他の資産	20,027	負債合計	16,617
		株主資本	4,450
		資本金	2,903
		資本剰余金	2,329
		資本準備金	△783
		その他利益剰余金	△783
		純資産合計	4,450
資産合計	21,067	負債・純資産合計	21,067

損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日)
(至令和7年3月31日)
(単位:百万円)

科目	金額
売上高	1,058
売上原価	0
売上総利益	1,058
販売費及び一般管理費	649
営業利益	409
営業外収益	0
営業外利益	409
税引前当期純利益	409
法人税、住民税及び事業税	196
当期純利益	213

第17期決算公告 令和7年6月30日

香川県高松市牟礼町牟礼3720番地4

株式会社リコライフ

代表取締役 清水 悠平

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	25,444
流動資産	10
固定資産	合計
	25,455
負純資産及のび部	
流動負債	2,707
固定負債	10,728
株主資本	12,019
資本剰余金	5,000
資本準備金	5,000
利益剰余金	5,000
その他利益剰余金	2,019
(うち当期純利益)	2,019
合計	(2,632)
	25,455

第39期決算公告 令和7年8月15日
高知県須崎市押岡123番地
株式会社ダイキヨウ
代表取締役 杉尾 学
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	209,557
固 定 資 産	41,576
合 計	251,133
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債 (賞与引当金)	129,794 (27,000)
固 定 負 債 (役員退職引当金)	8,439 (900)
株 主 資 本	112,900
利 益 剰 余 金	10,000
利 益 準 備 金	102,900
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	800 (6,580)
合 計	251,133

第18期決算公告 令和7年8月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
エビスホテル特定目的会社
取締役 鬼丸 真一
取締役 當間 崇雄
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部
特 定 資 産	1,105,876
有形固定資産	629,013
投資その他の資産	476,862
特 定 資 産 合 計	1,105,876
その他の資産	8,461,695
流 動 資 産	8,461,695
特 定 資 本	8,811,017
その他の資産合計	8,461,695
合 計	9,567,571

(注) 端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	6,975,272
営業費用	2,209,739
営業外収益	46,615
営業常利	4,812,147
税引前当期純損失	4,812,147
法人税、住民税及び事業税	1,130
当期純利益	4,811,017
当期末処分利益	4,811,017

第38期決算公告 令和7年6月18日
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2648番地
麻生コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 後藤 英司
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流 動 資 産	493
固 定 資 産	194
合 計	687
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	269
固 定 負 債	116
株 主 資 本	302
利 益 剰 余 金	30
利 益 準 備 金	272
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	2 (56)
合 計	687

第18期決算公告 令和7年8月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
マグナム特定目的会社
取締役 鬼丸 真一
取締役 當間 崇雄
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部
特 定 資 産	88,432,153
有形固定資産	88,428,377
無形固定資産	3,775
特 定 資 產 合 計	88,432,153
その他の資産	7,970,762
流 動 資 産	7,970,762
社 員 資 本	5,802,420
特 定 資 本	1,400,100
優 先 資 本	3,352,000
優 先 資 本 金	1,050,320
その他の資産合計	7,970,762
合 計	96,402,916

(注) 端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	9,912,292
営業費用	8,861,520
営業外収益	918
営業常利	1,051,689
税引前当期純利益	1,051,689
法人税、住民税及び事業税	1,368
当期純利益	1,050,320
当期末処分利益	1,050,320

第33期決算公告 令和7年6月18日
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2648番地
株式会社フクショウ
代表取締役社長 後藤 英司
貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額
資の 産部	
流 動 資 産	31
固 定 資 産	23
合 計	54
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	9
固 定 負 債	0
株 主 資 本	45
利 益 剰 余 金	10
利 益 準 備 金	35
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	0
合 計	35 (1)

第22期決算公告 令和7年8月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
M A Y 特定目的会社
取締役 杉本 健
取締役 クー・シェオフォン
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部
特 定 資 産	27,035,141
投資その他の資産	27,035,141
特 定 資 產 合 計	27,035,141
その他の資産	29,853,231
流 動 資 産	29,839,566
特 定 資 本	51,228,161
流 動 資 産	13,665
特 定 資 本	6,700,100
優 先 資 本	33,960,000
優 先 資 本 金	10,568,061
その他の資産合計	29,853,231
合 計	56,888,372

(注) 端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	73,153,448
営業費用	62,586,494
営業外収益	2,870
営業常利	10,569,824
税引前当期純利益	10,569,824
法人税、住民税及び事業税	1,763
当期純利益	10,568,061
当期末処分利益	10,568,061

第51期決算公告 令和7年6月11日
福岡市早良区百道浜二丁目4番27号
泰和産業株式会社
代表取締役 中村 優
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流 動 資 産	196
固 定 資 産	73
合 計	270
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	97
固 定 負 債	—
株 主 資 本	172
資 本 剰 余 金	30
資 本 準 備 金	56
利 益 剰 余 金	56
利 益 準 備 金	10
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	76 (4)
合 計	270

第26期決算公告 令和7年8月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
プラチナ・プロパティーズ特定目的会社
取締役 佐久間正樹
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部
特 定 資 産	25,968,614
有形固定資産	25,957,331
無形固定資産	11,283
特 定 資 產 合 計	25,968,614
その他の資産	3,471,010
流 動 資 産	3,432,763
投資その他の資産	38,247
特 定 資 本	110,100
優 先 資 本	480,000
優 先 資 本 金	△2,932,223
その他の資産合計	3,471,010
合 計	29,439,625

(注) 端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	2,065,324
営業費用	2,291,989
営業外収益	878
営業常利	225,786
税引前当期純損失	225,786
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	226,076
当期末処理損失	2,932,223

第25期決算公告

令和7年8月15日 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階 プロパティーズホールディング特定目的会社 取締役 當間 崇雄	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)	
資産の部	
特定資産	14,249,283
有形固定資産	12,920,237
無形固定資産	1,329,046
特定資産合計	14,249,283
その他の資産	4,970,898
流动資産	4,970,898
その他の資産合計	4,970,898
合計	19,220,182
(注) 端数は切り捨てて表示しております。	

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	1,800,000
営業費用	1,199,541
営業外収益	1,844
経常利益	602,303
税引前当期純利益	602,303
法人税、住民税及び事業税	950
当期純利益	601,353
当期未処分利益	1,862,229

第49期決算公告 令和7年6月11日
福岡市早良区百道浜二丁目4番27号
徳和産業株式会社
代表取締役 古賀 健二
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の産部	154
流動資産	29
固定資産	183
合計	183
負純資産部	97
流動負債	1
固定負債	83
資本	20
資本剰余金	3
資本準備金	3
利益剰余金	60
利益準備金	2
その他利益剰余金	57
(うち当期純利益)	(4)
合計	183

第22期決算公告

令和7年8月15日 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階 S C C特定目的会社 取締役 杉本 健 取締役 當間 崇雄	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)	
資産の部	
特定資産	296,128
有形固定資産	296,003
無形固定資産	117
投資その他の資産	6
特定資産合計	296,128
その他の資産	22,423
流动資産	22,221
固定資産	202
その他の資産合計	22,423
合計	318,551
(注) 端数は切り捨てて表示しております。	

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
営業収益	12,537
営業費用	8,086
営業外収益	4,451
経常利益	15
税引前当期純利益	0
法人税、住民税及び事業税	4,466
当期純利益	1
当期未処分利益	4,464
合計	4,464

第19期決算公告 令和7年6月11日
福岡県北九州市小倉北区浅野2丁目14番1号
コクラトレーディング株式会社
代表取締役 栗原 学

科 目	金 額(百万円)
資の産部	414
流動資産	3
固定資産	418
合計	418
負純資産部	247
流動負債	—
固定負債	171
資本	10
資本剰余金	161
利益剰余金	2
利益準備金	158
その他利益剰余金	(21)
合計	418

第21期決算公告

令和7年8月15日 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階 白金レジデンス特定目的会社 取締役 當間 崇雄 取締役 クー・シェオフォン	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)	
資産の部	
特定資産	38,445,588
有形固定資産	2,980,568
投資その他の資産	35,465,019
特定資産合計	38,445,588
その他の資産	3,863,394
流动資産	3,863,394
その他の資産合計	3,863,394
合計	42,308,982
(注) 端数は切り捨てて表示しております。	

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	3,819,689
営業費用	2,483,542
営業外収益	1,765
経常利益	160
税引前当期純利益	1,337,753
法人税、住民税及び事業税	1,337,753
当期純利益	1,764
当期未処分利益	1,335,988
合計	1,335,988

第30期決算公告 令和7年6月11日
福岡市博多区西月隈二丁目7番40号
株式会社広洋建設工業
代表取締役 矢野 義弘

科 目	金額(千円)
資の産部	286,672
流動資産	5,821
固定資産	292,493
合計	292,493
負純資産部	115,235
流動負債	—
固定負債	177,258
資本	20,000
資本剰余金	157,258
利益剰余金	2,700
利益準備金	154,558
その他利益剰余金	(12,440)
合計	292,493

第21期決算公告

令和7年8月15日 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階 S S Tウエスト特定目的会社 取締役 鬼丸 真一 取締役 クー・シェオフォン	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)	
資産の部	
特定資産	63,625,189
有形固定資産	24,328,397
投資その他の資産	39,296,791
特定資産合計	63,625,189
その他の資産	18,228,682
流动資産	18,227,836
固定資産	846
その他の資産合計	18,228,682
合計	81,853,871
(注) 端数は切り捨てて表示しております。	

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	11,256,531
営業費用	5,858,877
営業外収益	8,524
経常利益	—
税引前当期純利益	5,406,177
法人税、住民税及び事業税	5,406,177
当期純利益	1,764
当期未処分利益	5,404,412
合計	5,404,412

第23期決算公告 令和7年6月11日
福岡市東区箱崎ふ頭4丁目4番16号
株式会社アラム
代表取締役 杉谷 隆行

科 目	金額(百万円)
資の産部	354
流動資産	3
固定資産	358
合計	358
負純資産部	164
流動負債	1
固定負債	191
資本	20
資本剰余金	171
利益剰余金	5
利益準備金	166
その他利益剰余金	(10)
合計	358

第78期決算公告 令和7年8月15日
 福岡県福岡市南区清水二丁目16番36号
株式会社DNP西日本
 代表取締役 古賀 昌信

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	121,682
流動資産	355,623
固定資産	477,305
資産合計	477,305
負純 資産 及び部	
流動負債	39,830
固定負債	39,696
資本	397,779
資本	100,000
資本	90,000
利益	207,779
利益	5,000
利益	202,779
その他利益	(28,496)
負債・純資産合計	477,305

令和7年8月15日
 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
 パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
特定目的会社阪神御影インベストメント

取締役 杉本 健
取締役 石原 圭祐

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
特定資産 7,129,672	流动負債 591,249
有形固定資産 7,129,672	固定負債 200,000
特定資産合計 7,129,672	負債合計 791,249
その他の資産 6,817,024	社員資本 13,155,446
流动資産 6,817,024	特定資本金 200
	優先資本金 10,843,050
	余金 2,312,196
その他の資産合計 6,817,024	純資産合計 13,155,446
合計 13,946,696	合計 13,946,696

(注) 端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
 (自 令和6年4月1日)
 (至 令和7年3月31日)

科 目	金額
営業収益	5,029,667
営業費用	2,713,303
営業外収益	1,231
営業外損失	2,317,596
経常利益	3,673
特税引前当期純利益	2,313,922
法人税、住民税及び事業税	1,725
当期純利益	2,312,196
当期末処分利益	2,312,196

第1期決算公告

令和7年8月15日

福岡県飯塚市川津680番地4
株式会社Kyutech ARISE代表取締役 順 正二郎
貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	32,406
流動資産	1,019
固定資産	合計 33,425
負純 資産 及び部	
流動負債	5,923
株主資本	27,502
資本	30,000
利益	△2,497
利益	△2,497
その他利益	(△2,497)
合計	33,425

第20期決算公告

令和7年8月15日

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
 パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階

特定目的会社水戸泉町インベストメント

取締役 杉本 健

取締役 鬼丸 真一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
特定資産 48,598,253	流动負債 5,102
固定資産 48,598,253	固定負債 200,000
特定資産合計 48,598,253	負債合計 205,102
その他の資産 6,637,711	社員資本 55,030,862
流动資産 6,637,711	特定資本金 500,000
	優先資本金 55,500,000
	余金 △969,137
その他の資産合計 6,637,711	純資産合計 55,030,862
合計 55,235,964	合計 55,235,964

(注) 端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨(自 令和6年4月1日)
 (至 令和7年3月31日)

科 目	金額
営業収益	—
営業費用	525,558
営業外収益	3,358
営業外損失	522,199
経常損失	522,199
税引前当期純損失	1,210
法人税、住民税及び事業税	523,409
当期純損失	969,137
当期末処理損失	

第5期決算公告

令和7年7月24日

福岡県北九州市小倉南区新曾根5番40号
ステリフィリング九州株式会社

代表取締役社長 仲 秀二郎

貸借対照表の要旨

(令和7年5月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	28,048
流動資産	—
固定資産	合計 28,048
負純 資産 及び部	
流動負債	17,157
株主資本	10,890
資本	10,000
利益	890
利益	—
その他利益	890
その他利益	(1,345)
合計	28,048

第20期決算公告

令和7年8月15日

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
 パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階

特定目的会社湘南辻堂インベストメント

取締役 杉本 健

取締役 鬼丸 真一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
特定資産の部	流動負債 1,563,561
投資その他の資産 85,305,136	固定負債 48,086,000
特定資産合計 85,305,136	負債合計 49,649,561
その他の資産の部	社員資本 37,584,769
流动資産 1,880,958	特定資本金 1,170,500
固定資産 48,235	優先資本金 38,000,000
	剩余余金 △1,585,730
	当期末処理損失 1,585,730
その他の資産合計 1,929,194	純資産合計 37,584,769
資産合計 87,234,330	負債・純資産合計 87,234,330

(注) 端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨(自 令和6年4月1日)
 (至 令和7年3月31日)

科 目	金額
営業費用	1,198,745
営業外収益	6
営業外損失	1,198,739
経常損失	1,198,739
税引前当期純損失	1,210
法人税等	1,199,949
当期純損失	385,781
前期繰越損失	
当期末処理損失	1,585,730

第60期決算公告 令和7年6月11日

大分県日田市上野町656

日田生コンクリート株式会社

代表取締役 長野 敦志

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	159
流動資産	46
固定資産	合計 206
負純 資産 及び部	
流動負債	74
固定負債	4
株主資本	126
資本	20
利益	106
利益	2
その他利益	104
その他利益	(12)
合計	206

第22期決算公告

令和7年8月15日

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階

ホークスタウン特定目的会社

取締役 杉本 健

取締役 岩間 崇雄

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
特定資産 20,174	流动負債 238
有形固定資産 20,174	固定負債 20,165
特定資産合計 20,174	負債合計 20,403
その他の資産 8,267	社員資本 8,038
流动資産 7,303	特定資本金 5,600
固定資産 963	優先資本金 2,785
	剩余余金 △346
その他の資産合計 8,267	純資産合計 8,038
合計 28,442	合計 28,442

(注) 端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨(自 令和6年10月1日)
 (至 令和7年3月31日)

科 目	金額
営業収益	917
営業費用	1,267
営業外収益	3
営業外費用	0
経常損失	345
税引前当期純損失	345
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	346
当期末処理損失	346

第21期決算公告

令和7年8月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階
青山レジデンス特定目的会社

取締役 當間 崇雄
取締役 クー・シェオフォン

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
特定資産 140,315	流動負債 161
有形固定資産 5,224	固定負債 99,034
投資その他の資産 135,091	負債合計 99,195
特定資産合計 140,315	社員資本 52,289
その他の資産 11,169	特定資本金 1,900
流動資産 11,169	優先資本金 47,146
その他の資産合計 11,169	剰余金 3,242
合計 151,485	純資産合計 52,289
	合計 151,485

(注) 端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

科 目	金 額
営業収益	4,603,100
営業費用	1,361,456
営業外収益	3,071
経常利益	3,244,715
税引前当期純利益	3,244,715
法人税、住民税及び事業税	1,764
当期純利益	3,242,950
当期未処分利益	3,242,950

(単位:千円)

第54期決算公告 令和7年6月16日
大分県別府市大字内竪字中無田1393番地1
オムロン太陽株式会社
代表取締役 辻 潤一郎
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	1,337,381
固定資産	153,054
合 計	1,490,435
負純資産及のび部	
流動負債	351,360
固定負債	4,758
資本	1,134,317
資本剩余额	25,029
資本準備金	5,028
利益	1,104,259
利益準備金	5,000
その他利益剩余金	1,099,259
(うち当期純利益)	(67,242)
合 計	1,490,435

第21期決算公告

令和7年8月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階

A S 富谷特定目的会社

取締役 杉本 健

取締役 當間 崇雄

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
特定資産 109,695	流動負債 1,563
有形固定資産 109,687	固定負債 96,700
無形固定資産 7	負債合計 98,263
特定資産合計 109,695	社員資本 33,739
その他の資産 22,308	特定資本金 2,200
流動資産 22,092	優先資本金 27,000
固定資産 215	剰余金 4,539
繰延資産 0	
その他の資産合計 22,308	純資産合計 33,739
合計 132,003	合計 132,003

(注) 端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

科 目	金 額
営業収益	9,719,242
営業費用	5,154,507
営業外収益	1,019
営業外費用	17,906
経常利益	4,547,847
特別損失	6,676
税引前当期純利益	4,541,171
法人税、住民税及び事業税	1,318
当期純利益	4,539,852
当期未処分利益	4,539,852

(単位:千円)

第77期決算公告 令和7年6月11日
鹿児島県鹿児島市谷山港2丁目26番
株式会社岡部建材
代表取締役 村上 和雄

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の産部	
流動資産	76
固定資産	30
合 計	106
負純資産及のび部	
流動負債	65
固定負債	1
資本	40
資本剩余额	10
資本準備金	30
利益	1
利益準備金	29
その他利益剩余金	(5)
合 計	106

第3期決算公告

令和7年8月15日
東京都千代田区大手町二丁目3番1号
セレンジュノネットワーク株式会社

代表取締役 佐藤 吉雄

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産 6,770,442	流動負債 13,171,941
固定資産 47,725,512	固定負債 24,243,004
繰延資産 22,470	負債合計 37,415,945
	社員資本 17,103,478
	資本剩余额 7,813,060
	資本準備金 7,813,060
	利益剰余金 1,477,356
資産合計 54,518,425	純資産合計 54,518,425

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

科 目	金 額
売上高	10,300,348
売上原価	6,203,188
売上総利益	4,097,159
販売費及び一般管理費	318,284
営業利益	3,778,875
営業外収益	180,012
営業外費用	244,515
経常利益	3,714,372
税引前当期純利益	3,714,372
法人税、住民税及び事業税	732,054
当期純利益	△19,730
法人税等調整額	3,002,048

(単位:千円)

第18期決算公告 令和7年6月25日
沖縄県那覇市旭町1-9
カブーナ旭橋B街区ビル3階
沖縄テクノス株式会社
代表取締役 亀山 洋文

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	400,041
固定資産	66,028
合 計	466,069
負純資産及のび部	
流動負債	86,801
固定負債	32,203
資本	5,733
資本剩余额	373,535
利益	100,000
利益準備金	273,535
法人税等調整額	18,292
その他利益剩余金	255,243
(うち当期純利益)	(86,360)
合 計	466,069

第19期決算公告

令和7年8月15日
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階

レコ・クラウン株式会社

代表取締役 畠間 崇雄

代表取締役 イイ・ホンイ

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産 1,319	流動負債 345
固定資産 3,129	固定負債 2,527
投資その他の資産 3,129	負債合計 2,873
	株主資本 1,576
	資本剩余额 350
	資本準備金 492
	利益剰余金 733
資産合計 4,449	純資産合計 1,576
	負債・純資産合計 4,449

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

科 目	金 額
売上高	1,139
売上原価	0
売上総利益	1,139
販売費及び一般管理費	124
営業利益	1,014
営業外収入	0
経常利益	1,014
税引前当期純利益	1,014
法人税、住民税及び事業税	280
当期純利益	733

第12期決算公告 令和7年6月26日
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
一般財団法人大和日総基金

理事長 岡 裕則

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:円)

科 目	金 額
資の産部	
流動資産	34,245,831
合 計	34,245,831
負債財産及び正味財産の正部	
流動負債	0
固定負債	0
負債合計	0
指定正味財産	33,000,000
一般正味財産	1,245,831
正味財産合計	34,245,831
合 計	34,245,831

第35期決算公告

令和7年6月27日
東京都港区虎ノ門2丁目1番1号
MOL LNG輸送株式会社
代表取締役社長 綱島 翁

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 4,129,786
	固定資産 30,019
	総計 27,514
合 計	4,187,319
負純資産及の び部	流動負債 3,601,526
	固定資本 25,134
	資本 560,659
	資本 40,000
	資本 520,659
	資本 520,659
	その他利益 34,410
合 計	4,187,319

第1期決算公告

2025年8月15日
東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
東京共同会計事務所内

ジェイ・アール・エイチ・ワン特定目的会社

取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(2025年4月30日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	14,135	流动負債	136
その他の資産	5,771	固定負債	15,211
流动資産	5,554	負債合計	15,347
固定資産	203	社員資本金	4,559
延資産	12	特定優先資本金	0
合 計	19,907	当期未処理損失	4,980
		純資産合計	4,559
		負債・純資産合計	19,907

損益計算書の要旨
(自 2024年10月15日)
(至 2025年4月30日)

(単位:百万円)

科 目	金額
営業収益	33
営業費用	437
営業外収益	403
営業外費用	6
税金等	23
税金等	420
税金等	420
税金等	0
税金等	421

第9期決算公告 2025年8月15日

東京都渋谷区道玄坂1-21-1

株式会社丸亀製麺

代表取締役 山口 寛

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 19,064,958
	固定資産 775,631
合 計	19,840,588
負純資産及の び部	流動負債 14,003,609
	(賞与引当金) (365,377)
	株主資本 5,836,979
	資本 10,000
	利益剰余金 5,826,979
	利益準備金 2,500
	その他利益剰余金 5,824,479
	(うち当期純利益) (5,303,594)
合 計	19,840,588

決算公告

令和7年8月15日

札幌市白石区菊水元町六条一丁目1番27号

株式会社ふれあいケアサービスHD

代表取締役 平井麻梨英

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 95,531
	固定資産 564,232
合 計	659,763
負純資産及の び部	流動負債 210,102
	株主資本 449,660
	資本 10,000
	資本 363,319
	資本 363,319
	資本 76,341
	資本 76,341
	(うち当期純利益) (26,926)
合 計	659,763

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億三三一九万

○七五八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ

りです。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお

第6期決算公告 2025年8月15日

東京都渋谷区道玄坂1-21-1

株式会社トリドールジャパン

代表取締役 柏原 聰

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 2,177,037
	固定資産 53,383
合 計	2,230,420
負純資産及の び部	流動負債 782,231
	(賞与引当金) (28,509)
	株主資本 1,448,189
	資本 10,000
	利益剰余金 1,438,189
	その他利益剰余金 1,438,189
	(うち当期純損失) (111,535)
合 計	2,230,420

第2期決算公告 令和7年8月15日

北海道富良野市北の峰町14番38号

Parkwood Hotels Furano株式会社

代表取締役 リム・チン・ショーン

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 189,351
	固定資産 9,228
合 計	270,663
負純資産及の び部	流動負債 85,798
	固定資本 25,717
	株主資本 159,148
	資本 100,000
	資本 90,000
	資本 90,000
	資本 30,851
	資本 30,851
	(うち当期純損失) (27,828)
合 計	270,663

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七千四百万円減

少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年七月一日に終

了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ

りです。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお

第6期決算公告 2025年8月15日

東京都渋谷区道玄坂1-21-1

株式会社肉のヤマ牛

代表取締役 池ノ上達也

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 327,743
	固定資産 61,722
合 計	389,466
負純資産及の び部	流動負債 451,659
	(賞与引当金) (11,992)
	株主資本 △62,194
	資本 10,000
	利益剰余金 △72,194
	その他利益剰余金 (20,851)
合 計	389,466

第52期決算公告 令和7年8月15日

群馬県高崎市浜川町590番地21

オリヒロマテリアル株式会社

代表取締役 鶴田 織寛

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 769,432
	固定資産 720,541
合 計	1,489,973
負純資産及の び部	流動負債 242,906
	固定資本 9,490
	株主資本 1,237,577
	資本 30,000
	資本 1,207,577
	資本 7,500
	資本 420,000
	資本 780,077
	(うち当期純利益) (81,453)
合 計	1,489,973

合併公告

当社は、存続して甲は乙の権利義務全部

を承継し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、はし

おりなさい。掲載の翌日から一箇月以内にお申し出

(甲)掲載紙の日付 令和6年12月二十四日

(乙)左記の日付 令和6年十二月二十九日

(甲)群馬県高崎市下大島町六一三番地

(乙)才崎市オリヒロマテリアル株式会社

代表取締役 鶴田 織寛

ア○鶴田株式会社

織対取締役 鶴田 織寛

社会社

第48期決算公告

令和7年8月15日
千葉県銚子市中央町15番地の3
株式会社オワリヤ楽器
代表取締役 伊藤 瞳憲
貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	5,823 97,321
	資産合計	103,144
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本利益 益 利 余 金 その他の利益 利 益 利 余 金 (うち当期純利益)	8,964 111,432 △17,252 50,000 △67,252 2,560 △69,812 (1,501)
	負債・純資産合計	103,144

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を四千万円減少し一千
万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
い。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。

令和7年8月15日

千葉県銚子市中央町一五番地の三

株式会社オワリヤ楽器
代表取締役 伊藤 瞳憲

第6期決算公告

2025年8月15日
東京都渋谷区道玄坂1-21-1
株式会社KONA'S
代表取締役 阿部 和剛
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	2,021,678 32,806
	資産合計	2,054,484
負純 資 産 及 の び部	流动負債 (賞与引当金) 株主資本 資本利益 益 利 余 金 その他の利益 利 益 利 余 金 (うち当期純利益)	1,502,424 (29,288) 552,060 10,000 542,060 542,060 (632,719)
	負債・純資産合計	2,054,484

第24期決算公告 令和7年8月15日

東京都練馬区旭丘二丁目37番11号
株式会社エコアージュ
代表取締役 関根 健剛

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	77,464 1,795
	資産合計	79,259
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債	26,212 41,650
	負債合計	67,862
	株主資本 資本利益 益 利 余 金 その他の利益 利 益 利 余 金 (うち当期純利益)	11,396 14,000 △2,603 △2,603 (2,544)
	純資産合計	11,396
	負債・純資産合計	79,259

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を四百万円減少し壱千
万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
い。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。

令和7年8月15日

東京都練馬区旭丘二丁目37番11号

株式会社エコアージュ
代表取締役 関根 健剛

第9期決算公告

2025年8月15日
東京都渋谷区道玄坂1-21-1
株式会社トリドールD&I
代表取締役 小国政勝巳

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	113,798 57,037
	資産合計	170,835
負純 資 産 及 の び部	流动負債 (賞与引当金) 固定負債 株主資本 資本利益 益 利 余 金 その他の利益 利 益 利 余 金 (うち当期純利益)	69,633 (3,384) 29,424 71,777 10,000 61,777 61,777 (10,467)
	負債・純資産合計	170,835

第4期決算公告

令和7年8月15日
富山市四方北窪2434-15
株式会社FUROU
代表取締役 大澤 信幸

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	28,108 1,514
	資産合計	29,622
負純 資 産 及 の び部	流动負債 負債合計	41,746 41,746
	株主資本 資本利益 益 利 余 金 その他の利益 利 益 利 余 金 (うち当期純損失)	△12,124 9,000 △21,124 △21,124 (20,515)
	純資産合計	△12,124
	負債・純資産合計	29,622

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部
を承継して存続し乙は解散することにいたし
ました。この合併に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
い。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。

令和7年8月15日

富山市四方北窪二丁目一七号

(甲) 株式会社FUROU
(乙) 代表取締役 田口 寿樹
大澤 信幸

第6期決算公告

2025年8月15日
東京都渋谷区道玄坂1-21-1
株式会社Toridoll Franchise Management
代表取締役 粟田 貴也

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	82,489 2,225
	資産合計	84,715
負純 資 産 及 の び部	流动負債 株主資本 資本利益 益 利 余 金 その他の利益 利 益 利 余 金 (うち当期純利益)	20,904 63,811 1,000 62,811 62,811 (50,724)
	負債・純資産合計	84,715

第44期決算公告

令和7年8月15日
静岡県袋井市山科2273番地の2
株式会社アドメタル
代表取締役 田口 寿樹

貸借対照表の要旨(令和6年9月20日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	19,676 25,844
	資産合計	45,521
負純 資 産 及 の び部	流动負債 (賞与引当金) 株主資本 資本利益 益 利 余 金 その他の利益 利 益 利 余 金 (うち当期純利益)	2,375 (410) 43,146 10,000 33,146 500 32,646 (1,295)
	負債・純資産合計	45,521

準備金の額の減少公告
当社は、株式交換により増加する予定の資
本準備金の額と同額の資本準備金の額を減少
することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
い。

令和7年8月15日

静岡県袋井市山科二二七三番地の二
株式会社アドメタル

代表取締役 田口 寿樹

第9期決算公告

2025年8月15日
東京都渋谷区道玄坂1-21-1
株式会社TGF
代表取締役 領賀 一星

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	106,065 92
	資産合計	106,157
負純 資 産 及 の び部	流动負債 株主資本 資本利益 益 利 余 金 その他の資本 利 益 利 余 金 (うち当期純利益) 自己株式	25,507 80,650 10,000 30,000 30,000 40,813 500 40,313 (6,062) △163
	負債・純資産合計	106,157

第4期決算公告 2025年8月15日
東京都渋谷区道玄坂1-21-1
株式会社譚仔日本
代表取締役 刘達民
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産
	固定資産
	繰延資産
	資産合計
	209,314
	213,492
	342
	423,148
負純 資產 及の び部	流动負債
	(賞与引当金)
	固定負債
	株主資本
	利益剰余金
	その他の利益剰余金
	(うち当期純損失)
	負債・純資産合計
	1,667,644
	(6,658)
	38,000
	△1,282,496
	1
	△1,282,497
	△1,282,497
	(158,199)
	423,148

第17期決算公告 2025年8月15日
東京都品川区小山3-24-10
株式会社アクティブソース
代表取締役 池本 圭
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 528,225
	固定資産 696,615
	資産合計 1,224,840
負純 資産 及の び部	流动負債 608,001
	(資産引当金) (33,666)
	固定負債 680,123
資本 利 益 その他の利益 (うち当期純利益)	資本△63,284
	益 10,000
	益△73,284
余 金 その他の利益 △73,284 (うち当期純利益) △118,591	△73,284
	△118,591
負債・純資産合計	1,224,840

令和6年度決算公告
令和7年8月15日
横浜市神奈川区台町16番地の1
ソレイユ台町408号
株式会社テスコ
代表取締役 高杉 明

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)					
科 目			金額(円)		
資の 産部	流動資産	固定資産			
	合		45,948,070	693,600	
			46,641,670		
負純 債資 産及 び部	流动負債	固定負債	資本金	余金	
	株主資本	資本利益	益	その他利益	金
	合		9,054,331	2,939,428	
			34,647,911	15,000,000	
			19,647,911	19,647,911	
			(うち当期純利益)	(3,817,570)	
			16,641,670		

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五百万円減少し一千
万円とすることにいたしました。
効力発生日は令和七年九月三十日であり、
株主総会の決議は、令和七年七月十八日に終
了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
い。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。

第24期決算公告
令和7年6月20日
福井市毛矢1丁目10番1号
福井大手町ビル株式会社

貸借対照表の要旨		代表取締役 清水 紀英
(令和7年3月31日現在)		(単位:千円)
科	目	金額
資の 産部	流動資産	28,281
	合計	28,281
負純 債資產 及の び部	流动負債	8,639
	株主資本	19,642
資 本	資本	10,000
	利益	9,642
利 益 の 他	剰余金	9,642
	その他利益	9,642
利 益 の 他	当期純利益	(1,854)
	合計	28,281

決算公告 令和7年8月15日
静岡市駿河区小鹿三丁目1番58号
株式会社エース
代表取締役 上野 拓
貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	288,627 331,403 620,030
負純 資產 及の び部	651,750 351,426 △383,146 10,000 △393,146 2,000 △395,146 (47,637) 負債・純資產合計 620,030

左記会社は合併して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載官報
掲載貞の日付 令和七年五月十二日

(乙)左記とのおりです。(号外第一〇四号)

令和七年八月十五日

静岡市駿河区小鹿三丁目一番五八号
(甲)株式会社タカラ・エムシイ
代表取締役 上野五八号 拓
静岡市駿河区小鹿三丁目一番五八号
(乙)株式会社工一ス 拓
代表取締役 上野五八号 拓

第 113 期 決 算 公 告
令和 7 年 6 月 20 日 福井市毛矢 1 丁目 10 番 1 号
株式会社ナゴヤセーレン 代表取締役 清水 紹英
貸借対照表の要旨(令和 7 年 3 月 31 日現在)

科 目		金額(千円)
資の部	流動資産	836,960
	固定資産	166,665
合 計		1,003,626
負純資産の部	流動負債	67,191
	固定負債	71,578
資本	定王資本	864,856
	資本剰余	100,000
資利	資本利益	13,161
	資本利得	751,694
益	利益準備	25,000
	その他利益	726,694
(うち当期純利益)		(154,197)
		1,003,626

決算公告 令和7年8月15日
大阪市北区中之島四丁目3番51号
Atransen Pharma株式会社
代表取締役 浅野 智之
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	181,000
	固定資産	1,863
合 計		182,864
負純 債資 産及 び部	流动負債	3,958
	株主資本	△ 51,094
	資本剰余金	24,500
	資本準備金	24,500
	資本準備金	24,500
	利息支拂金	△ 100,094
	その他利息支拂金	△ 100,094
	(うち当期純損失)	(88,985)
	新株予約権	230,000
	合 計	△ 522,014

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億三千九百五十万円一円減少し一億円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年八月十五日
大阪市北区中之島四丁目三番五一号
Atransen Pharma株式会社
代表取締役 浅野 智之

第64期決算公告 令和7年8月15日
大阪市中央区南船場三丁目6番10号
株式会社エミネントストラックス
代表取締役 高野 圭右
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	135,241
	固定資産	130,783
	資産合計	266,025
負純 資產 及の び部	流动負債	81,239
	固定負債	348,018
	株主資本	△163,232
	資本剰余	65,100
	資本準備	54,804
	資本利得	54,804
	資本利益	△283,136
	資本利益準備	16,275
	その他の利益	△299,411
	(うち当期純損失)	(6,566)
	負債・純資産合計	266,025

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億五千四百八十万五千円、利益準備金の額を一千五百十円で、〇円、〇円とする旨をいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、下記掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりで、資本に増資をしていりますので、現期中に資本及び利益準備金の額は、それぞれ一億六千五百金及び一億五千円、四百八十万四千円、一千六百二十万七十五千円です。
令和七年八月十五日
大阪市中央区南船場三丁目六番一〇号
株式会社エミネントスラツクス
代表取締役 高野圭右

第10期決算公告 令和7年7月30日
大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番18号
株式会社京都創薬研究所
代表取締役 武藏 国弘
貸借対照表の要旨 (令和7年4月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	419,045
	固定資産	653
	合計	419,698
負純 資債 及の び部	流动負債	190,721
	固定負債	1,286
	株主資本	△1,143,947
	資本剰余金	69,600
	資本剩餘準備金	773,979
	資本利益準備金	773,979
	利益その他	△1,987,527
	利益(うち期損失)	△1,987,527
	新株予約権	(989,514)
合計		1,371,639
合計		419,698

第 60 期 決 算 公 告

令和7年8月15日
東京都渋谷区代々木一丁目13番4号代々木プラウンビル
宮田企業株式会社
代表取締役 宮田由比子
貸借対照表の要旨
(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	193,591	流动負債	16,644
固定資産	916,775	固定負債	343,874
		退職給付引当金	4,865
		株主資本	749,848
		資本剰余金	30,000
		その他の資本剰余金	378,667
		利益剰余金	378,667
		その他の利益剰余金	341,181
		(うち当期純利益)	341,181 (25,076)
合計	1,110,367	合計	1,110,367

当社は、新設分割により新設する株式会社oval（住所：東京都渋谷区代々木一丁目一番三号代々木プラウンビル）に対して当社の不動産の賃貸借管理、運用業務に関する権利義務を承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。令和七年八月十五日

第76期決算公告 令和7年6月26日
鳥取県米子市尾高町47番地
永瀬石油株式会社
代表取締役 曾我部一仁

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議(会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができます)による株主全員の同意(予定しております)は令和七年九月二十四日この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載官報
掲載の日付 令和七年七月二十五日
掲載頁 一〇〇頁(号外第一七〇号)

(乙)左記のとおりです。

令和七年八月廿五日

東京都中央区新富一丁目一八番八号

(甲)出光リテール販売株式会社
代表取締役 平野一郎

(乙)永瀬石油株式会社
代表取締役 曽我部一仁

鳥取県米子市尾高町四七番地

第 76 期 決 算 公 告

令和7年8月15日 大分県別府市北浜一丁目15番14号
株式会社富士吉旅館
(旧商号 合資会社富士吉旅館)
代表取締役 矢守 泰子
貸借対照表の要旨 (令和7年5月31日現在) (単位:千円)

貢益対照表の要旨		(単位:千円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	319,001	流 動 債 憲	210,328
固 定 資 産	328,216	固 定 債 憲	88,613
		社 員 資 本	348,275
		資 本 金	1,000
		剩 余 金	578
		資 本 準 備 金	578
		利 益 剰 余 金	346,696
		利 益 準 備 金	40,000
		その他の利益剰余金	306,696
		(うち当期純利益)	(59,731)
資 産 合 計	647,218	負 債・純 資 産 合 計	647,218

当社は、新設分割により新設する株式会社アローズ（住所大分県別府市北浜一丁目一五番一四号）に対し、当社の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終賃借対照表の要旨は左記のとおりです。

「官報」は、法律、政令、条約、府省令、告示、公告等、様々な事項を掲載する国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前8時30分に官報発行サイトにおいて発行され、直近90日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。「官報」には内閣府の電子署名とタイムスタンプを付与し、その真正性を確保しています。

官報は、法律、政令、条例等の公文書を発行する官公署である。日本では、明治維新後、1868年（慶應4年）に官報が創刊された。



内閣府

第75期決算公告 令和7年8月15日
大阪市北区東天満一丁目11番19号
デュプロ株式会社
代表取締役 小川 正人

貸借対照表の要旨(令和7年5月20日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	2,075,496 990,623
	合計	3,066,119
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 (うち退職給付引当金)	1,845,127 207,289 (37,018)
	資本 資本 利益 利益 その他の利益 (うち当期純損失)	1,013,704 96,000 917,704 24,000 893,704 (50,538)
	合計	3,066,119

第34期決算公告 令和7年8月15日
奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘6丁目14番25号
株式会社エイチディーエス
代表取締役 喜多 智仁

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	13,651 1,696
	合計	15,348
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 負債合計	4,809 53,668 58,477
	資本 資本 利益 利益 その他の利益 (うち当期純利益)	△ 43,128 12,000 △ 55,128 △ 55,128 (1,005)
	合計	△ 43,128
	負債・純資産合計	15,348

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第17期決算公告 2025年8月15日
大阪府大阪市中央区南船場四丁目4番21号
株式会社ZUND
代表取締役 馬場 紳介

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	3,705,359 3,008,715
	合計	6,714,074
負純 資 産 及 の び部	流动負債 (賞与引当金) 固定負債 株主資本 利益 利益 その他の利益 (うち当期純利益)	1,806,814 (56,133) 1,392,481 3,514,779 30,000 3,484,779 3,484,779 (821,542)
	負債・純資産合計	6,714,074

第2期決算公告 令和7年8月15日
岡山市南区米倉66番地2
株式会社CCP-1
代表取締役 浅野 浩一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	6,534 350,554
	合計	357,089
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本 利益 利益 その他の利益 (うち当期純利益)	64,023 131,067 161,997 85,000 85,000 85,000 △ 8,002 △ 8,002 (2,912)
	合計	357,089

合併公告
本公司は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公報掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) [envix.html](http://www.netkeisai.com/1001607/)
(乙) 左記のとおりです。

第65期決算公告 令和7年8月15日
北海道小樽市入船三丁目7番21号
株式会社ケア・オフィス優
代表取締役 二丹田早稲子

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	41,811 2,785
	合計	44,597
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本 利益 利益 その他の利益 (うち当期純利益)	3,416 1,258 39,922 3,000 36,922 36,922 (6,229)
	合計	44,597

第26期決算公告 令和7年8月15日
札幌市西区西野四条七丁目7番35号
株式会社オガール
代表取締役 地本 隆利

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	13,261 13,480
	合計	26,742
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本 利益 利益 その他の利益 (うち当期純利益)	46,809 126,212 △ 146,279 14,000 △ 160,279 △ 160,279 (84,605)
	合計	26,742

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公報掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
(甲) 株式会社オガール
(乙) 株式会社ケア・オフィス優
令和七年八月十五日

決算公告 令和7年8月15日
東京都台東区下谷三丁目1番24号
GOGOオフィス上野入谷307
雪渓重工株式会社
代表取締役 佐藤 春輝

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	22,871 25,047
	合計	47,918
負純 資 産 及 の び部	流动負債 負債合計	5,266 5,266
	資本 資本 利益 利益 その他利益 (うち当期純損失)	42,651 1,000 41,651 41,651 (28,289)
	合計	42,651
	負債・純資産合計	47,918

第1期決算公告 令和7年8月15日
東京都足立区千住寿町17番4号
Top Land 千住寿町301
株式会社Twentythree Group
代表取締役 小寺 正希

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	31,424 60,015
	合計	91,440
負純 資 産 及 の び部	流动負債 負債合計	87,976 87,976
	資本 資本 利益 利益 その他利益 (うち当期純利益)	3,463 500 2,963 2,963 (2,963)
	合計	3,463
	負債・純資産合計	91,440

吸収分割公告
おさかに業所に左記会社は吸収分割して甲は乙の「SABINE」に係る権利義務を承継し乙はそれを承継する。この会社分裂に異議のある債権者は、翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
(甲) 株式会社TOWNTYTHREE
(乙) 株式会社雪渓重工
令和七年八月十五日

第 52 期 決 算 公 告

2025年8月15日

東京都大田区蒲田五丁目13番23号

味の素エンジニアリング株式会社

代表取締役 堀内 賢一

貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	13,865
	固定資産	481
資産合計		14,347
負債及び純資産の部		
流動負債	12,253	
賞与引当金	474	
完工事務償引当金	120	
その他の	11,659	
固定負債	138	
退職給付引当金	114	
役員退職慰労引当金	24	
負債合計	12,391	
株主資本	1,956	
資本金	325	
利益剰余金	1,631	
利益準備金	81	
その他利益剰余金	1,550	
(うち当期純利益)	(489)	
純資産合計	1,956	
負債・純資産合計	14,347	

第 37 期 決 算 公 告

令和7年8月15日 熊本県玉名市岩崎字高津原368番地2 株式会社さつき別荘 代表取締役 吉永 博之

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	9,972
固定資産	189,387
総資産	10,737
合計	210,096
負純 資 産 及 び 部	
流動負債	66,629
固定負債	277,915
資本	△134,449
資本剰余金	22,500
資本準備金	12,500
資本剰余金	12,500
△169,449	
△169,449	
その他利益剰余金	(24,480)
合計	210,096

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社さつき別荘(住所:熊本県玉名市岩崎字高津原368番地2(三六八番地二))に対し、当社の旅館事業にかかる権利義務を承継させることにいたしました。また、当社は本会社分割の効力発生を条件に、同時に株式会社SBに商号変更を行う予定です。この会社分割に異議のある債権者は、本公司へお問い合わせください。最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

第 73 期 決 算 公 告

2025年8月15日

神戸市中央区御幸通三丁目1番3号

株式会社岡崎製作所

代表取締役 岡崎 一英

貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	18,157,990
	固定資産	8,593,473
合計		26,751,463
負債及び純資産の部		
流動負債	3,797,138	
賞与引当金	363,860	
固定負債	2,783,610	
役員退職給付引当金	500,000	
株主資本	20,169,738	
資本金	86,500	
資本剰余金	37,000	
資本準備金	37,000	
利益剰余金	21,483,069	
利益準備金	22,300	
その他利益剰余金	21,460,769	
自己株式	(2,217,335)	
評価・換算差額等	△1,436,831	
その他有価証券評価差額金	975	
合計	26,751,463	

第 57 期 決 算 公 告

令和7年8月15日

岐阜県美濃加茂市あじさいヶ丘

一丁目7番地

タンドール製菓株式会社

代表取締役 若尾 達也

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	3,007,765
固定資産	4,720,241
総資産	184
合計	7,728,190
負純 資 産 及 び 部	
流動負債	3,336,380
賞与引当金	68,000
固定負債	3,540,695
資本	851,115
資本剰余金	10,000
資本準備金	841,115
資本剰余金	160
△1,436,831	840,955
その他利益剰余金	(259,913)
合計	7,728,190

合併公告

(号外第 185 号)

第 33 期 決 算 公 告

令和7年8月15日 岐阜県美濃加茂市あじさいヶ丘

一丁目7番地

若尾製菓株式会社

代表取締役 若尾 達也

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,799,476
固定資産	758,847
合計	2,558,324
負純 資 産 及 び 部	
流動負債	1,181,137
固定負債	413,553
資本	963,633
資本剰余金	10,000
資本準備金	9,990
資本剰余金	9,990
△1,436,831	943,643
その他利益剰余金	943,643
(うち当期純利益)	(25,658)
合計	2,558,324

第7期決算公告

令和7年8月15日
東京都港区芝浦一丁目12番3号 Daiwa芝浦ビル2階
株式会社ソラジマ
代表取締役 萩原鼓十郎

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	1,333,652	流动負債	803,147
固定資産	859,683	固定負債	254,454
		株主資本	1,135,140
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	1,111,502
		利益剰余金	1,111,502
		その他利益剰余金	△76,361
		(うち当期純損失)	△76,361
		新株予約権	(74,882)
			593
資産合計	2,193,336	負債・純資産合計	2,193,336

第19期決算公告

令和7年6月25日
横浜市西区高島二丁目6番32号
日産ビジネスサービス株式会社
代表取締役 伊藤 尚

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	2,538	流动負債	357
固定資産	301	賞与引当金	110
		固定負債	259
		退職給付引当金	259
		負債の部合計	616
		株主資本	2,223
		資本剰余金	90
		利益剰余金	2,133
		その他利益剰余金	2,133
		(うち当期純利益)	(163)
		純資産の部合計	2,223
資産合計	2,839	負債・純資産合計	2,839

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和7年8月十五日

(甲) 入間ガス株式会社

代表取締役 中澤 理

(乙) 入間ガスサービス株式会社

代表取締役 田崎 修司

第54期決算公告

令和7年8月15日
埼玉県入間市扇台一丁目5番25号
入間ガス株式会社
代表取締役 中澤 理

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,828,059	流动負債	1,061,997
固定資産	4,200,153	固定負債	412,793
		退職給付引当金	161,126
		役員退職慰労引当金	26,931
		その他の資本	224,735
		株主資本	4,553,421
		資本剰余金	96,000
		利益準備金	4,468,621
		その他利益剰余金	24,000
		(うち当期純利益)	4,444,621
		自己株式	(47,842)
資産合計	6,028,212	負債・純資産合計	6,028,212

第38期決算公告

令和7年8月15日
埼玉県入間市扇台一丁目5番25号
入間ガスサービス株式会社
代表取締役 田崎 修司

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	550,223	流动負債	121,892
固定資産	409,208	株主資本	837,539
		資本剰余金	50,000
		利益準備金	787,539
		その他利益剰余金	12,500
		(うち当期純利益)	775,039
資産合計	959,431	負債・純資産合計	959,431

第130期決算公告

令和7年8月1日
大阪市西区新町四丁目13番1号
株式会社赤尾
代表取締役 赤尾 隆

貸借対照表の要旨 (令和7年5月20日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	6,397,430	流动負債	3,402,366
固定資産	5,199,042	資本	1,790,923
		剰余金	6,260,942
		その他	50,000
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	6,683,014
		自己株式	12,500
		評価・換算差額等	6,670,514
		その他有価証券評価差額金	(531,785)
資産合計	11,596,473	負債・純資産合計	11,596,473

第23期決算公告

令和7年8月15日
神奈川県川崎市川崎区鋼管通一丁目2番1号
医療法人社団こうかん会
理事長 別所 隆

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部		
科目	金額	科目	金額
流动資産	3,105,975	流动負債	1,791,583
固定資産	2,065,064	賞与引当金	282,216
有形固定資産	1,652,896	その他の負債	1,509,367
無形固定資産	53,708	退職給付引当金	1,384,703
その他の資産	358,460	その他の負債	804,902
		負債合計	579,801
		出資金	4,776,389
		積立金	△2,781,636
		繰越利益積立金	△2,781,636
資産合計	5,171,039	純資産合計	1,994,753
		負債・純資産合計	5,171,039

損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日) (至令和7年3月31日) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
事業収益	10,245,502	事業費用	49,714
(本業)(附業)	(10,177,200)	経常損失	424,042
事業費用	(68,302)	特別損失	309
事業収益	10,879,140	特別利益	25
(本業)(附業)	(10,802,586)	税引前当期純損失	423,758
事業費用	(76,554)	法人税等住民税及び事業税	2,290
事業外損失	633,638	法人税等調整額	0
事業外収益	259,310	当期純損失	426,048